

平成15年度 沖縄県受託事業

旧軍飛行場用地問題調査・検討  
報告書

平成16年3月

財団法人 南西地域産業活性化センター

## はじめに

この調査報告書は、沖縄県総務部知事公室基地対策室より委託を受け実施した平成15年度「旧軍飛行場用地問題調査・検討業務」を取りまとめたものであります。

昭和20年(1945年)3月26日の米軍の慶良間列島上陸に始まった沖縄戦は、国内唯一、住民を巻き込む地上戦が繰り広げられ、「鉄の暴風」と呼ばれる惨状を極めた戦闘でありました。昭和20年6月23日、沖縄戦は一般住民を含め20万人余の尊い人命を奪い、生活はもとより産業から文化までかけがえのない資産や遺産を破壊し、沖縄を焦土と化して終結いたしました。

戦後半世紀を経た現在でも、不発弾の処理、遺骨収集など、県民は今もなお戦争の傷跡を負っているのですが、「旧軍飛行場用地問題」もその発生から複雑で解決の糸口を見出すのもたいへん困難な問題として残されてまいりました。

焦土の中から再び立ち上がり、まず命を維持するための衣食住を確保するところから始まり、多くの艱難辛苦を乗り越え、米国統治時代を経て本土復帰を果たした後は、3次にわたる沖縄振興開発計画により県勢は着実に伸張してまいりました。

さらに、21世紀への新しい扉が開き、「参画と責任」「選択と集中」「連携と交流」を基本姿勢とする「沖縄振興計画」が策定され、「平和で安らぎと活力のある沖縄県」の実現に向かってその歩みを進め始めております。

この新しい「沖縄振興計画」に「旧軍飛行場用地問題」が盛り込まれたことの意義を踏まえ、どのような解決策を国に提示するのが適当であるかを検討して参りました。

本報告書においてその検討結果を報告するものでありますが、解決の方向性について多くの方々が首肯できるものを示すことができたものと存じます。

最後に、本調査と検討の実施に当たり、ご多忙のなか、多くの時間を割き、真摯な検討を重ね、ご助言をいただきました検討委員会の皆様並びにご協力をいただいた関係団体、各位に対し深く感謝申し上げます。

平成16年3月

財団法人 南西地域産業活性化センター  
会 長 仲井真 弘多

平成15年度沖縄県受託事業  
「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」

検討委員会名簿

委員長	仲地 博	琉球大学法文学部 教授
委員	川平 成雄	琉球大学法文学部 教授
	山口 龍之	沖縄大学法経学部 教授
	吉浜 忍*	沖縄国際大学総合文化学部 助教授
	竹下 勇夫	ていだ法律事務所 弁護士

事務局

金城 清	(財)南西地域産業活性化センター	専務理事
須藤 將史		調査第2部
佐久本 暁		客員研究員
佐藤 吉勝		客員研究員
藤中 寛之		客員研究員

---

\* 吉浜委員におかれては、第1回検討委員会に参加していただいた後、防衛庁防衛研究所図書館並びに沖縄戦関係資料閲覧室における調査にご指導・ご協力を頂いたところで、ご家庭とお仕事の事情から委員を退かれることとなったが、本報告書の最終原稿で歴史に関わる「第2章 旧軍飛行場用地問題の歴史的な背景とその経過」を通読していただき、必要部分は修正加筆していただいた。

# 旧軍飛行場用地問題調査・検討報告書

## 目 次

序 章 本委託業務の目的と方法	1
第1章 資料収集調査	5
第2章 旧軍飛行場用地問題の歴史的な背景とその後の経過	2 3
第1節 沖縄戦と旧軍飛行場	2 3
第2節 米軍の沖縄政策と旧軍飛行場用地問題	4 1
第3節 旧軍飛行場用地問題のその後の経過	5 0
第3章 法制度等成立の背景とその検討	5 9
第1節 臨時資金調整法	5 9
第2節 戦時補償特別措置法	6 4
第3節 戦争終結に伴う旧軍用地の行政処理	6 7
第4節 米軍政府関係文書	7 7
第4章 裁判記録の検討と地主会からの検証要請	8 3
第1節 嘉手納裁判（嘉手納基地土地所有権確認等訴訟）	8 3
第2節 嘉手納・白保地主会からの検証要請	9 8
第5章 過去の戦後処理事例と旧軍飛行場用地問題	1 0 9
第1節 過去の戦後処理事例の概要	1 0 9
第2節 戦後処理事例のまとめ	1 2 3
第6章 旧軍飛行場用地問題の戦後処理案の方向性	1 2 5
第1節 旧軍飛行場用地問題の考え方	1 2 5
第2節 旧軍飛行場用地問題の解決策	1 2 8
資料編	1 3 7
1．巻末添付資料	
土地代価の支払に関する通牒	1 3 9
宮古島飛行場用地買収事情についての認定書	1 4 3
沖縄における旧軍買収地について	1 4 9
土地代金支拂調書（平得に関する大浜村長の証明）（抜粋）	1 5 7
「八重山における国有地の売り戻し」	1 6 3
昭和47年～49年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額	1 6 9
本文79頁のUSCAR文書（旧日本軍使用地）英語原文	1 7 5
宮古・石垣登記簿調査	1 8 1
2．旧軍飛行場用地問題・収集資料一覧	1 8 7

## 凡 例

### < 調査 >

- 1 . 基本的には、公文書、判決文、要請書、調査報告書、書籍等の文献の調査を中心とし、関係者の証言については、確たる証拠が伴わないものは参考にとどめた。
- 2 . 旧軍飛行場の数  
本調査結果では16カ所となっている。(53頁参照)

### < 参考文献の引用等 >

- 1 . 多くの文献を引用あるいは要約しているが、基本的には原文のまま引用あるいは原文に忠実に要約した。
- 2 . 引用あるいは要約した文献において語彙の誤用あるいは事実認識の錯誤と思われる箇所は「ママ」と注記した。
- 3 . 「第2章第1節沖縄戦と旧軍飛行場」で引用あるいは要約した文献において、特に本報告書において個人名をあげる必要のない人物名については、職位あるいは「某」で置き換えたものがある。

### < 用語 >

- 1 . 旧軍飛行場用地については、「収用」や「接收」あるいは「売買」等の用語が使われているが、本文中の表記は基本的には「取得」で統一した。ただし、引用文献内のそれに類する用語はそのまま生かした。
- 2 . 「嘉手納基地土地所有権確認等訴訟」は「嘉手納裁判」と略称した。

### < 年号 >

- 1 . 年号の表記は基本的には元号を優先させ、必要に応じてカッコ内にて西暦を表示した。
- 2 . しかしながら西暦の方が理解を容易にするときは、西暦を優先させた。

### < 注記 >

- 1 . 本文中の語彙において必要なものに注記を施した。
- 2 . 注記は、語彙の肩に番号を付し、その記載頁の下部に記載した。
- 3 . 注記の連番は章毎に1から改めた。

## 序 章 本委託業務の目的と方法

## 序章 本委託業務の目的と方法

### 1. 本委託業務の目的

旧軍飛行場用地問題は戦後58年を経過してもいまだに解決をみていない問題であり、戦後処理事案として国になんらかの措置を求める必要がある。

このことから、本受託業務において、戦後処理事案としての類似案件の調査や嘉手納裁判記録の分析、旧軍関係資料の収集等を行い、併せて、学識経験者による「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」を設置し、客観的な視点で同問題において、どのような措置を国に求めることが適当であるかを検討し、提言を行う。

### 2. 方法

#### (1) 調査期間

平成15年6月～平成16年3月

#### (2) 調査内容

本事業において下記の調査等を行う。

##### 過去の戦後処理事案分析業務

県内外のこれまでの戦後処理事案の事例を調査し、旧軍飛行場用地問題の戦後処理を国に求める基礎資料とする。

##### < 県内事例 >

- ・対米請求権事業、郵便貯金関係事業、八重山地域マラリア戦没者慰謝事業、対馬丸遭難学童の遺族に対する措置事業等

##### < 県外事例 >

- ・シベリア抑留者に対する交付国債に関する調査、国債及び郵便貯金等の償還措置内容の調査等

##### 法制度等の調査

戦中、戦後の法律関係、あるいは、米軍統治下の布令・布告について整理する。

- ・臨時資金調整法、戦時補償特別措置法、緊急開拓事業実施要領、軍政布告第5号、民政布令第128号に関する調査等

##### 裁判記録分析業務等

昭和52年に旧中飛行場(現嘉手納基地の一部)の旧地主が国を相手取り訴訟(嘉手納基地土地所有権確認等訴訟)を起こしている。同訴訟の内容を確認するため、裁判記録を分析する。

また、平成15年4月25日、嘉手納、白保の両地主会が県に対して要請した11の項目について検証を行う。

#### 資料収集業務

国内の旧軍関係の資料を保存している可能性のある下記の図書館等で資料の存否を調査し、収集する。

- ・ 防衛庁防衛研究所、国立公文書館、県公文書館、その他関連機関・施設・人物

#### 旧軍飛行場用地問題調査検討委員会

事務局で収集・整理した資料を参考にし、各委員はそれぞれ次の専門分野について分析を行い、委員会に報告する。

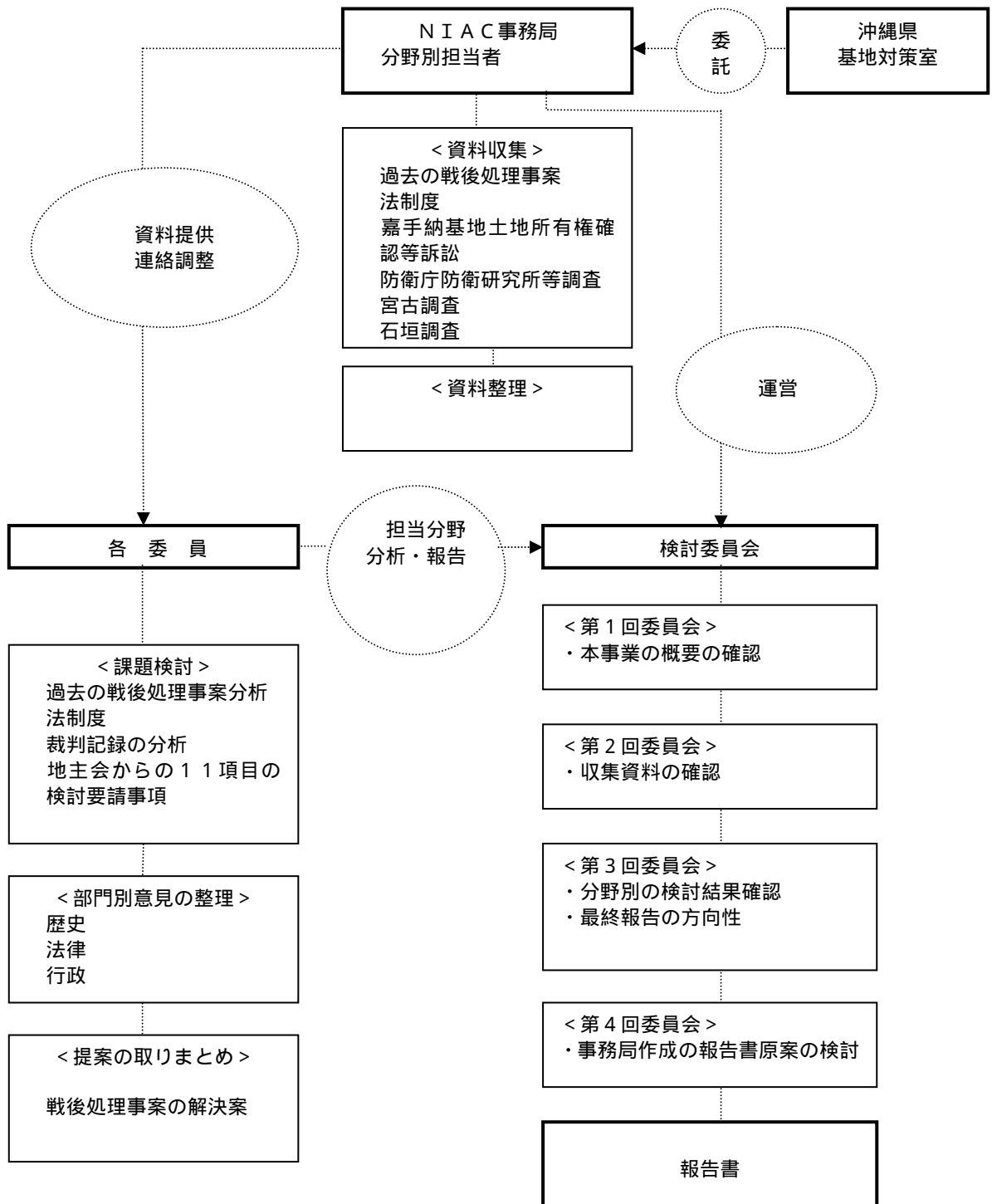
- ・ 歴史：旧軍による接收当時から復帰までの当時の状況を検証する。
- ・ 法律：臨時資金調整法や嘉手納裁判記録等を検証する。
- ・ 行政：既に解決をみた戦後処理事案を検証し、さらに、歴史的、法律的経緯等を総合的に勘案し、国に求める内容を検討する。

#### < 検討委員会実施期日 >

第1回検討委員会	平成15年	7月18日
第2回検討委員会	"	10月1日
第3回検討委員会	"	11月28日
第4回検討委員会	平成16年	1月23日



### 業務の流れ



## 第 1 章 資料収集調査

## 第1章 資料収集調査

### 1. 資料収集調査の目的

戦後58年余を経過した現在においても、未だ旧軍飛行場用地問題が解決しない主な要因として戦禍による関係資料の滅失がある。

沖縄県は、昭和53年3月の『旧日本軍接收用地調査報告書』をまとめる際、旧地主への調査や各方面の開示資料を収集したが、今回、戦後処理事案として同問題の解決に向けて、改めて既存の資料を整理し、新たな資料の収集・調査を行うことにした。

また、今回の資料収集調査は、本委託業務の中に設置された「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」において旧軍飛行場用地問題を検証する際の資料に供することも目的にしている。

### 2. 調査の方法

調査は、県内外の資料の収集や文献調査、現地ヒアリング調査等とし、実施に際しては検討委員会の助言を踏まえて、調査対象や調査項目等を選定した。

調査の流れ（下表参照）として、まず、沖縄県が保有している資料や嘉手納裁判記録の収集、また、社団法人沖縄県対米請求権事業協会、社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会、財団法人郵便貯金住宅等事業協会、日本郵政公社沖縄事務所、沖縄県教育委員会等が発行した資料の収集を行った。

次に、旧軍飛行場用地問題に関する資料発掘のため、国立国会図書館や防衛庁防衛研究所図書館、財務省理財局国債課、財務省財務総合政策研究所、日本銀行那覇支店、みずほ銀行、鹿児島銀行等で調査を行うこととし、併せて関係者に対するヒアリング調査を実施した。

また、関係市町村が発行した市町村史の収集や県内の当時の状況に詳しい研究者に対し、ヒアリングを行った。

なお、沖縄県公文書館に保存されている資料等の収集については、沖縄県基地対策室が次の方法で収集・整理を行い、その成果の提供を受けた。

#### 沖縄県基地対策室から提供されたUSCAR文書等について

沖縄県基地対策室は、沖縄県公文書館に所蔵されているUSCAR（琉球列島米国民政府）と米軍の公文書の中から、旧日本軍飛行場用地等に関連する書類を確認し、必要と思われる資料を収集した。

その方法として、未公開資料で沖縄県公文書館アメリカ駐在員から報告があったものを中心とした「旧日本軍」や「財産・土地問題」についての主題コードが付いているUSCAR文書、琉球大学所蔵USCAR法務局文書等を閲覧し、飛行場用地等の土地問題に関連すると思われる文書を収集した。その後、収集したUSCAR文書等は和訳（仮訳）し、その他の収集資料も含めて検討委員会に提供した。

### 3. 調査の流れ

#### 既存資料の 収集・整理

調査期間：  
平成 15 年  
6 月 9 日～  
平成 16 年 1 月

#### 調査内容：

- ・ 沖縄県基地対策室から本委託業務の始動にあたっての業務概要の説明と県保有の関連資料一式を入手。
- ・ 沖縄県軍用地等地主会連合会、沖縄県対米請求権事業協会等においてヒアリング調査を実施。
- ・ 嘉手納裁判で証言した(当時)沖縄総合事務局管財二課長補佐へのヒアリング調査。

#### 入手資料：(第 1 回検討委員会で配付)

県の提供資料

嘉手納裁判判決書綴

旧日本軍接収用地調査報告書(昭和 53 年県調査報告書)

沖縄戦研究(全 2 巻、沖縄県教育委員会)

空から見た沖縄戦(沖縄県教育委員会)

アメリカの沖縄統治関係法規総覧(全 5 冊)

土地連 30 年のあゆみ(全 3 冊)

戦争・戦後補償裁判一覧表

#### 新規資料の収集・整理

#### 第 1 次 東京出張調査

調査期間：  
平成 15 年  
8 月 6 日～  
8 月 8 日

#### 調査内容：

- ・ 国立国会図書館、国立公文書館において資料収集。
- ・ 防衛庁防衛研究所図書館においてヒアリング調査及び資料収集。
- ・ 沖縄戦関係資料閲覧室(財団法人 日本学術協力財団)において資料収集。
- ・ 元沖縄総合事務局管財二課長・財務課長へのヒアリング調査。
- ・ 独立行政法人平和祈念事業特別基金においてヒアリング調査。
- ・ 国有財産管理調査センターにおいてヒアリング調査。

#### 入手資料：(第 2 回検討委員会で配付)

阿波丸協定に関する梨木作太郎衆議院議員の質問に対する答弁案  
請議の件

沖縄戦関係資料閲覧室資料

沖縄飛行場資料(昭和 19 年 9 月 1 日)

吉浜忍「公文備考にみる沖縄の海軍施設」(『史料編集室紀要 第 28 号』2003 年 3 月)

独立行政法人平和祈念事業特別基金より「慰労金(交付国債)の支給事務処理のフローチャート」、「平和祈念事業特別基金の贈呈事業の概要」、「事業案内」、「平和祈念展示資料館」資料を入手。

「財団法人 国有財産管理調査センターのご案内」、「基本方針策定以降に実施方針が策定・公表された PFI 事業(進捗状況別)(平成 15 年 7 月 7 日)」(<http://www8.cao.go.jp/pfi/project.pdf>)

財政制度等審議会「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」(平成 15 年 6 月 24 日) その参考資料として、「大口返還財産関係資料」(平成 15 年 6 月)

### 石垣出張調査

調査期間：  
平成 15 年  
9 月 19 日

#### 調査内容：

- ・ 石垣市企画開発部企画調整室においてヒアリング調査を実施。
- ・ 大田静男氏（石垣市在地域史研究者）にヒアリング調査。
- ・ 石垣市市史編集課においてヒアリング調査。

#### 入手資料：（第 2 回検討委員会で配付）

平得飛行場跡地の航空写真  
部落常会における貯蓄奨励関係資料  
白保飛行場の航空写真  
瀬名波栄『太平洋戦争記録石垣島方面陸海軍作戦』（平成 8 年 5 月）  
「第 32 軍陣中日誌（案）」

### 第 2 次 東京出張調査

調査期間：  
平成 15 年  
10 月 23 日～  
10 月 24 日

#### 調査内容：

- ・ 財務省財務総合政策研究所においてヒアリング調査。
- ・ 財務省理財局国債課においてヒアリング調査。
- ・ 財務省理財局国有財産審理課においてヒアリング調査。

#### 入手資料：（第 3 回検討委員会で配付）

大東亜戦争割引国庫債券・大東亜戦争特別国庫債券・大東亜戦争  
国庫債券の発行額等について  
昭和十七～十九年度発行国債 起債方法別  
昭和 47～49 年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額

### 宮古出張調査

調査期間：  
平成 15 年  
10 月 30 日～  
10 月 31 日

#### 調査内容：

- ・ 平良市総務部企画室においてヒアリング調査。
- ・ 平良市元農業委員会職員にヒアリング調査。

#### 入手資料：（第 3 回検討委員会で配付）

宮古飛行場の航空写真  
「宮古島航空基地海軍施設用地調書並びに全代金支払方に関する  
件」（写し）  
来間泰男「旧日本軍接收用地問題 - 宮古・石垣島の場合」（『沖縄  
タイムス』1978 年 1 月 10 日～）

**沖縄本島における収集資料及び補足調査**

調査期間：  
平成15年6月9日～  
平成16年1月

**調査内容：**

- ・ 沖縄県公文書館や沖縄県立図書館郷土資料室に資料提供を依頼し、旧軍飛行場に関する資料を収集。
- ・ 昭和19年10月10日空爆以後の行政実務の実態について、北谷町に問い合わせ。
- ・ 衆議院予算委員会に提出した「沖縄における旧軍買収地について」に関する通牒等7件の資料について、沖縄総合事務局へ提供依頼。
- ・ 沖縄県基地対策室からUSCAR文書等の資料を入手。

**入手資料：(入手後の検討委員会で配付)**

旧軍飛行場用地の接收当時(昭和18年、19年)の状況に関する「県史・市町村史」の該当箇所。

北谷町の聞き取り結果及び『北谷町史編集資料第2巻 北谷町民の戦時体験記録集第1集』の中に編集されている元北谷村役場職員の証言。

「沖縄における旧軍買収地について」で記載された通牒等7件に対する沖縄総合事務局の回答。(資料が見つからない旨の回答)

県提供資料：旧軍飛行場用地関係資料の取りまとめ報告(沖縄県公文書館におけるUSCAR文書等)

平得飛行場の「土地代金支払調書」及び「旧日本軍が接收した土地に関する資料(石垣市)」

**資料整理 (巻末「旧軍飛行場用地問題・収集資料一覧表」参照)**

**4. 出張調査の経緯と報告**

本委託業務に関する新規資料や情報を収集・整理するために、東京2回、宮古・八重山各1回の出張調査を行った。以下、出張調査を実施した経緯と調査結果をまとめる。

(1) 第1次 東京出張調査(平成15年8月6日～8月8日)

国内の旧軍飛行場関係の資料を保存している可能性がある、国立国会図書館、国立公文書館、防衛庁防衛研究所図書館、沖縄戦関係資料閲覧室で資料の存否を確認し、収集した。また、他の戦後補償の事例に関し、独立行政法人平和祈念事業特別基金、国有財産管理調査センターにおいて、事業実施に伴う資料の収集やヒアリング調査を実施した。

**国立国会図書館**

国立国会図書館のホームページ検索を事前に実施し、「旧軍」「飛行場」「通牒」「国有財産」等の刊行されている図書の収集を終えた上で、ホームページで検索できない琉球列島米国民

政府関係の資料を収蔵している憲政資料室にて、担当者から次のレファレンスサービス<sup>1</sup>を受けた。

〔琉球列島米国民政府関係資料の公開について〕

レファレンス担当者によると、以前から国会図書館が収蔵していた沖縄関係の資料を集めたものがある。この資料一覧の中に「高等弁務官に対する諮問委員会文書」があるが、これは、昭和43年（1968年）から沖縄返還に向けて本土と沖縄の一体化のために設置した諮問委員会に関する文章であり、挙げられている47項目の中に土地接收に関するものはない。

沖縄県公文書館との共同プロジェクトで収集した資料は、昭和20年（1945年）の米軍侵入によって沖縄からワシントンの米国公文書館に持ち出され、その後、米国の情報公開法（25年または30年、軍事関係は30年）に基づき昭和51年（1976年）に日本に返還された資料である。GHQ本体の資料は平成4年（1992年）に収集を終了したが、琉球列島米国民政府（USCAR）資料はまだ公開の目処がたっていない。本土における貯蓄通牒に関するGHQ文書は平成16年（2004年）10月に公開予定であるが、整理が終わっていないので公開はできない。しかし、その中にも浦添・西原の旧軍飛行場に関する土地諮問委員会議事録はなかった。

〔憲政資料室閲覧室において〕

地域に関するものとして分類されているGHQ/SCAP資料（連合国最高司令官総司令部文書）の中から旧軍飛行場用地問題の関係資料はなかった。

〔科学技術経済情報室において〕

旧軍飛行場用地の接收に関わる資料についてのレファレンスを受け、担当者の勧めで同室収蔵の閣議決定目録を検索したが旧軍飛行場用地に関する資料はなかった。

国立公文書館

国立公文書館のホームページでキーワード検索をした資料目録を基に公文書館のレファレンス係りから公文書の分類や資料請求の仕方、マイクロフィルム化された公文書のプリントアウトの仕方の指導を受けた。

〔公開〕に分類された公文書を検索したが旧軍飛行場用地問題に直接的に関連する資料はなかった。

---

<sup>1</sup> レファレンスサービスの訳語として「情報サービス」や「参考事務」、「参考業務」等が用いられているが、より正確には、情報を求めている個々の利用者に対して、専門性を有した図書館員が職務上の責任において人的援助を提供することである。ただし、図書館の目的（機能）や歴史的な文脈によって、サービス内容は異なる。

### 防衛庁防衛研究所図書館

防衛庁防衛研究所図書館において資料室調査員にヒアリング調査を実施した。同調査員によれば、陸軍の場合、昭和18年、19年、20年の土地買収に関する書類は日常事務処理のため手元に保管していた。敗戦に伴い米軍が上陸してきたのでその情報の漏洩を避けるために焼却が容易な手元にあった書類を処分した。海軍の資料についても陸軍と同じ理由で昭和13年(1938年)以降がない。

一方、戦時中の土地接収については、昭和20年(1945年)6月に強制土地収容を規定した軍事特別法ができた。しかし、その頃は沖縄戦の末期であり、この規定に基づく沖縄の土地収用は実施されていない。故に、内務省との関係において軍が強権を持っていたわけではない。また、旧軍飛行場用地問題の直接的な資料は沖縄に限らず本土においても焼却されている。

防衛研究所図書館において、吉浜委員が事前に収集した「各省庁が保有する『沖縄戦に関する資料』一覧」から再度、必要資料を確認し、防衛研究所図書館の担当職員から、レファレンスを受けた。嘉手納飛行場の図面等、旧軍飛行場用地問題に関連する資料を入手した。

### 沖縄戦関係資料閲覧室

沖縄戦関係資料閲覧室において同閲覧室のレファレンス係りは事前調査で伝えたテーマに関連すると思われる薄冊の目録を作成し、提供してくれた。この目録と同閲覧室の資料目録並びに「各省庁が保有する『沖縄戦に関する資料』一覧」を参照し、必要資料を抽出して収集した。

### 独立行政法人平和祈念事業特別基金

独立行政法人平和祈念事業特別基金総務部経理課においてヒアリング調査を実施し、次の成果を得た。

同基金は、昭和63年(1988年)7月「平和祈念事業特別基金等に関する法律」に基づく総務省所管の認可法人で、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等関係者の戦争犠牲による苦労について、国民の理解と慰籍の念を示すための事業を行っている。

主な事業としては、1)恩給欠格者の方々への慰労品等の贈呈事業、2)引揚者の方々への書状の贈呈事業、3)戦後強制抑留中死亡された方の遺族の方々への慰労品等の贈呈事業、4)平和祈念展示資料館の開設事業、5)慰霊事業等に対する助成事業、6)出版物・関係図書等作成及び配付等である。

資本金は400億円(全額政府出資)であるが、長期国債等での運用益は10億円程度の利息しかなく、補助金で運営している。平成15年10月からは交付金が支給されることになっている。

戦後強制抑留者(シベリア抑留者等)で恩給等を受給していない者(遺族を含む)の対象者28万4千人に対しては、慰労金10万円の交付国債を支給している。(うち請求件数18万7千件)



恩給欠格者 253 万人（うち請求件数 45 万 7 千件）に対しては、銀杯、書状、慰労品等を贈呈している。

引揚者 206 万人（引揚者特別交付金の支給を受けた者 125 万人のうち請求件数 6 万 6 千件）に対し、書状を贈呈している。

平和祈念展示資料館を設立し、常設館として一般公開（月曜日休館）している。

#### 元沖縄総合事務局管財二課長・財務課長へのヒアリング調査

（問）八重山等の場合土地代金の 5 分の 4 しかもらっていない。5 分の 1 は、実際はもらっていないのではないか。

通牒を起案した田中少尉は、「早期支払を目指した措置であり、代金全額を村当局に渡して、通牒に従い、容易に登記できるものは 5 分の 4 を直ちに、また、登記完了後に残り 5 分の 1 の支払を依頼したが、村の裁量で最初から全額を支払ってもらっても構わない、と指導した。」と語っていた。

もし、5 分の 1 が村から渡っていないとすれば、国債を買った部分は、不渡りになっており、もらっていない人がいるかもしれない。

北谷村の副収入役が、戦後も、渡し切れなかった現金をもっていたと言う話もあるようだ。しかし、一部の人が貰わなかったにせよ、それが誰かを調べることは今では困難であろうし、また一部の問題を全体に広げて、全体に補償せよというのも無理がある。

八重山においては、（経済命令第 4 号によって）戦後の軍政官による土地の売戻しが行われた。しかし誰もができたわけではない。一定規模以下の資産所有者に対して売戻しを認めた。3 割弱が実行された。従って旧地主間に差が生じた。経済命令第 4 号を実施するために民政府農務課から発出された文書（新聞記事から内容を承知しただけで、原文未見）によると、売り戻しの代金に使うことが出来たのは、凍結された強制貯金である。従って、戦後、凍結された強制貯金を特定者についてのみ解除するという不公平な取り扱いを（日本政府に代わって権限を行使した）米国が行ったのであり、それに関して公平措置を日本政府が（戦後未処理事案として）取り上げる余地があるのではと思う。

（問）地主会から、戦後処理としての個人補償や基金として全体の旧地主の福祉事業等を実施するという要望がでてきていることについて

個人補償は、技術的にも補償額を出し難く、措置が困難と思う。それに比べれば、特定地域の公共団体などに、何らかの名目をつけて金を出す方が容易だと思う。

戦後、旧軍が買収した国有地について、旧地主から強制接収だとして返還訴訟を起こされた例が多い。私自身も、戦後 10 年程経て起こされた神戸の鳴尾航空基地返還要求訴訟に被告国側の代理人として関与したことがある。大体において、既に登記が国名義の買収地で国側が敗訴した例はなかったと思う。

逆に、戦争末期に本土決戦に備えて早急に買収手続きを進めたが、登記は間に合わず、

地主名義のままになっているというケースについては、国有財産の適正な管理上、国側に名義変更せよと要求し、地主が応じなければ、訴訟で国側の所有権確認と国への移転登記の請求をすることにした。一般的に会計検査院に保管されていた買収拳証資料も、その目的で利用され、買収資料があるのに放置することはなかった。

(会計検査院において、沖縄関係の資料は見つかっていない。)

ただ、国側から起こす訴訟については、訴訟技術の問題もあり、何がなんでも訴訟に訴えるのではなく、買収拳証資料が十分揃っているもの(甲分類)は訴訟提起、買収拳証資料が皆無のもの(丙分類)は、法務省側(法務局)の訴訟担当検事と相談して処理を打ち切り、買収拳証資料が不十分なものは(乙分類)は引き続き資料収集に努めるとともに、法務省側に相談し、訴訟提起した場合に訴訟維持が可能かどうかを判断して処理を決めることとされていた。従って、戦後になって国側から地主相手に訴訟を起こして勝訴し、所有権名義を国にしたものがある。これらについて、買収手続きの不備とか、買収代金の凍結(国債等による支払)とか、不用になった時の地主への返還約束などの主張は、ほとんど認められていない。(不用になったら地主へ返還するという約束が認められて、最高裁で国側が敗訴したケースもあるが、それは、地主が弁護士を入れて個別の返還特約をつけた契約書を軍側と取交わした特殊の事例である。)

こうした本土での先例からすると、買収契約の不備を理由とする地主への補償要求は、極めて難しいと思われる。本土の場合と違う理由が必要であろう。

会計検査院の現地調査では、旧陸軍における臨時軍事費の支払いは、鹿児島銀行 同銀行那覇支店 第32軍経理部の指示により 村役場、また、旧海軍については、日銀福岡支店 佐世保鎮守府 軍艦で現地へ送付という経路で行われた。

(問)嘉手納中飛行場の場合、滑走路だけでなく飛行機を収納するエプロン部分や進入道路、延長道路、避難壕が多数見られたことについて

当時の国の調査では、滑走路だけが買い上げられた。それ以外は借り上げられた。それを昭和19年(1944年)の終わり頃は補償費として支払っている。

(問)戦後処理事案としての解決案について

戦後、米国の占領後問題があった。不公平な扱いがあった。八重山の旧軍飛行場用地の売り戻し、本来なら国有地であるはずの西原、浦添等は管理解除で返還され個人の所有となった。この特殊な部分に対する不公平感が生じた。また、国債・郵便貯金で物資の購入が出来ず、不当な扱いがまかり通った。等は理由になるかもしれない。

#### 国有財産管理調査センター

国有財産管理調査センターにおいて調査部主任研究員にヒアリング調査を実施した。同センターは、主として国からの委託を受けた国有財産の管理と国有地などの有効活用に関する調査・研究を行うほか、それ以外の国有財産の維持・管理に関する受託業務を行っている。

同主任研究員によれば国有地は、広く国民全体の財産として社会的要請に応えるために、

広く公用・公共用に有効活用され、しかも国有地の性格にあった公的利用を考えて行くことが必要である。

また、同センターでは、未利用国有地の暫定的な利用および将来計画を踏まえた有効活用方策を検討するために、「国有地の有効活用による公的施設等の設置事例の研究」の調査を長年にわたって行い、収集している。

なお、「沖縄県における旧軍飛行場用地問題」を戦後処理事案として位置づける場合、旧軍財産の跡地利用の有効活用は処理方策の参考資料と成りうるのではないかと検討のために調査を行った。質疑の内容は以下のとおりである。

(問) 同センターの実際の業務やPFI<sup>2</sup>の利用状況並びに国有財産の今後の方向について昭和48年(1973年)から昭和57(1982年)にかけて、米軍提供の大規模国有地11跡地が返還された。これらの大口返還財産については、大蔵大臣から国有財産中央審議会に諮問され、「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」(昭和51年6月21日答申)いわゆる三分割答申がなされた。それは、利用区分で、地元地方公共団体等が三分の一、国、政府関係が三分の一、当分の間処分を留保するが三分の一となった。処分留保地は、将来の需要に備えるため利用計画を短期的に決めることは適当でないとして、長期的にみて有効な活用に資するためと考えた。その後、「大口返還財産の保留地の取扱いについて」(昭和62年6月12日答申)で保留地答申がなされた。引き続きできる限り保留し、保留地は公用、公共用に充てる場合は例外的に利用が認められた。「原則留保、例外公用・公共用利用」となった。その結果、平成15年(2003年)3月末までに、保留地全体の40%、269%が公用・公共用に利用されたが、なお、保留地全体の60%、397%が引き続き未利用となっている。「保留地答申」から16年が経過したが、保留地を巡る事情は大きく変化した。すなわち、バブル崩壊による地価の大幅な下落と保留地周辺の市街化が急速に進展し、結果的に都市形成を阻害している。関係地方公共団体の財政事情の悪化で地域開発の動きが停滞している。

財政制度等審議会国有財産分科会は、このような認識の下に同分科会に設置された不動産部会において、保留地の今後の取扱いについて検討を行った。「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づいて、利用計画を公的主体において策定される必要があること及び利用計画が具体化するまでの間、保留地の管理方法など具体的に定める必要があるとしている。(「大口返還財産の保留地の今後の取扱いについて」平成15年6月24日財政制度審議会答申)

- ・ 利用計画の具体化は、おおむね5年で都市計画等を策定させる。
- ・ 暫定利用の具体的方法は、住宅展示場 駐車場・駐輪場 家庭菜園等
- ・ 民間利用については、定期借地権を認める(10年程度)

<sup>2</sup> PFI: Private Finance Initiative 公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的で質の高い公共サービスの提供を図る事業手法のこと。

国公有財産のPFI事業への活用の事例（平成15年6月27日現在）

- ・国の事業 23件（主として宿舎、合同庁舎、研究センター、立体駐車場）
- ・地方公共団体の事業 81件（公共施設、公益施設等多岐にわたっている。）

そのうち 癒やし系、福祉施設系の施設として、 とがやま温泉施設整備事業、  
崎山地区屋内温水プール等の整備運営事業、 杉並区新型ケアハウス整備事業、 長  
岡市高齢者センター整備、運営、維持管理事業等がある。

そのほか民間、個人に払い下げの場合は、 公用・公共用としての利活用の価値がな  
くなった場合、 物納財産(5千～1万件)で原則時価売払い。

(2) 石垣出張調査（平成15年9月19日）

石垣における旧軍飛行場用地の接收状況に関する資料の収集のため、 石垣市企画開発部  
企画調整室、 石垣市在住の地域史研究者、 石垣市市史編集課においてヒアリング調査を  
実施した。

石垣市企画開発部企画調整室

石垣市企画開発部企画調整室は、今後、現石垣空港（旧海軍飛行場）の跡地利用の基本構  
想を策定する予定である。同室から次の調査結果を得た。

旧軍飛行場の売買に関する資料では、代金を受け取ったか、否か、曖昧になっている。  
旧海軍飛行場（現石垣空港）の跡地利用計画（「郷土文化いこいの森」石垣市空港跡地  
利用基本構想（昭和60年3月））は構想からかなりの年月が経過し、構想に盛り込ん  
だハードについては、他の地区に整備済みとなっており、この構想は使えない。

現在、新構想を策定中であり、空港に隣接する平得、真栄里、大浜地区において地  
域懇談会等のワークショップを開催するなど、一般公募において、アイデアコンペ  
により新構想の策定に向けて取り組んでいる。

旧陸軍飛行場（白保飛行場）跡地は現在、財務省管理にあり、普通財産として（農地  
として）貸付が行われている。

現空港（平得飛行場）の周辺に未利用地はあるが大きな面積ではない。

石垣市在住の地域史研究者（大田静男氏）

『八重山の戦争』（南山舎）を執筆した大田静男氏（地域史研究者）から石垣の旧軍飛行場  
問題に関する接收時期、接收の背景、それに伴う国債（証書）等についてヒアリング調査を  
行い、次の成果を得た。

白保飛行場の民間資料は県史に記されている以上のものはない。今後発掘されるのは  
難しい。

土地代の国債分の8割（2割は現金）について払い戻された話は聞いたことがない。

(問) 国債・債券については「戦時報国債券」「大東亜戦争特別国庫債券」等諸種の国債・債  
券があるが。

国債は実際見たことはない。白保の国債がどれを指すか知らない。国債は国から各都道府県、町村、部落会に割り当てられ、常会で目標をたて住民に購入を強制している。白保の飛行場用地の支払いが国債で支払われた可能性はある。

常会の決議事項にも各記念日、生年祝い、お祝い事があると郵便貯金や国債の購入などが指示されている。

軍による土地代金支払いは、石垣町、大浜村、竹富村は行政が違うため行政文書は当然違う。

土地代金を個別に支払ったのかどうかは知らない。大浜村の資料は見たことがない。船浮要塞と白保飛行場の土地買収時期については年代が違い、また、海軍、陸軍と管轄も違うが、船浮要塞は築城本部から電報為替で竹富村長宛送付され、村長が地主へ2～3割支払い、残りは国債を購入させられたという。白保も同様と思われる。

白保の売却された郵便貯金は個人に一部支払われたと思う。

土地を陸軍省が19年(1944年)6月10日に売買したと登記簿にあるが、本格的に飛行場建設工事が始まるのがその翌日からである。しかし買収以前から準備工事はすすめられている。また、昭和19年(1944年)10月11日付で、球1616部隊経理部長から大浜村長宛の「土地代金の支払いに関する件通牒」で、総額の約5分の4を前払い金にするという文書が出されている。10・10空襲の翌日であり県都が灰燼<sup>かいじん</sup>に帰すなかで軍が急遽指示したと思われる。軍の強権がなければ出来ない。

(問) 平得で売買の金額が坪当たり土地代金の3倍ほどで相当高かったという話を聞いたことはないか。

わからない。白保もそうであったかは知らない。ただ、平得も白保も飛行場に接收された土地は当時一級農地であることは確かだ。軍が白保と平得、船浮要塞の土地を一律な方法で処理したとは思えない。

昭和20年(1945年)5月3日大舩八重山支庁長が爆死し、八重山は無政府状態となったが、その後自治会をつくり、昭和21年(1946年)1月支庁を復活させた。マラリアの猖獗<sup>しょうけつ</sup>と経済状態が悪化し、食糧問題解決のため、牧場や町村の土地を払いさげた。

昭和21年(1946年)3月8日付『海南時報』「飛行場を農地へ解放」の記事に八重山支庁経済部農務課では平喜名、白保飛行場の全部、平得軍飛行場は誘導路の全部を食糧増産に寄与する目的で米軍の認可を得て貸し付けるので申し付けてくださいとある。

戦後混乱する社会のなかで、広報は難しく、ほとんどの人が知らない状態であったようだ。白保飛行場も貸し付け対象となっている。白保飛行場は畑として使用するには厳しく、土地を売却した人が売却した土地を耕作することはほとんどなく引き揚げ者や貧困者が耕作した。

---

<sup>3</sup> 猖獗：悪病など悪いことがはびこること。

(問) 飛行場に土地を売却した人たちに村が代替地を斡旋したということを聞いたことがないか。

聞いていない。どこが、なぜ斡旋しなければならないのか。疑問である。

#### 石垣市市史編集課

石垣市史編集課において、国債や郵便貯金に関する証言で県史に収録されているものについて、次の調査結果を得た。

県史や石垣市史(4冊)の中に証言がある。地籍図がある。

(問) 土地代は、2割が現金、8割が国債であったのか。

調査したことがないので分からない。

取得に関する代金(国債)の証書の資料は保存していない。

土地代金に関する証言は、石垣市の戦時体験記録にはない。

平得飛行場や白保飛行場について調査する体制を取っていない。

石垣市における戦争の状況や国債・郵便貯金証言を調べるには、石垣市が発行した『戦時体験記録』を調べるのが基本である。ただし、それは4冊出ているのだが、証言を網羅しているというわけではない。

(問) 郵便貯金や国債を持っている人はいるのか。

郵便貯金や国債の保持者がいるのか否か分からない。

旧軍飛行場用地問題に関する新しい資料が出てくるとは思えない。

### (3) 第2次 東京出張調査(平成15年10月23日~10月24日)

財務省関連の調査として、財務省財務総合政策研究所、財務省理財局国債課、財務省理財局国有財産審理課において、国債、債券の日本全体と沖縄での発行・処理の状況の差異に留意しながら、昭和18年、19年の国債、債券の発行とその後の処理について調査した。また、財政史からみた沖縄県の復帰前、復帰後の国債、債券、銀行定期預金等の発行と処理について調査を実施した。

#### 財務省財務総合政策研究所

財務省財務総合政策研究所システム部長にヒアリング調査を実施し、次の結果を得た。

研究対象が日本全体の財政史であるため、特定地域(地方公共団体)別の資料を捜すことは難しい。

#### 財務省理財局国債課

財務省理財局国債課国債調査官にヒアリング調査を実施し、昭和18年~19年の国債、債券の発行とその後の処理について、次の成果を得た。

入手資料により、昭和18年、19年の銘柄と年度ごとの発行額は特定。

沖縄の飛行場に関する特定の国債はない。

国債について、沖縄のために、または、沖縄という地域に限定して特別に発行されたか否か、分からない。

国債券はほとんどが無記名債券であり、持ってきた人に対して換金される流動性があるものである。よって、個人がどのくらい国債を保有しているのか、分からない。

沖縄の場合、全銘柄の国債について復帰した昭和47年5月15日から2カ年間に償還措置がとられた。(昭和49年5月15日以降、時効成立。本文末添付資料 参照。) 様々な種類があるが、通常、国債の利回りは10年で3.5%。割引国債の場合、昭和16年で発行して27年に換金した場合、例えば、7円で購入して10円で換金される。

国債の換金において物価の変動は考慮しない。

繰り上げは千円未満のものと銘柄によるものがあった。

戦後の復帰前においても沖縄から本土に出向いて行って換金できたが、国債が換金された内で沖縄分は分からない。

日本全体の国債発行額から沖縄分を推定するには人口割り等が想定されるが、それでは根拠に乏しいので国債課としては推定できない。

#### 財務省理財局国有財産審理課

財務省理財局国有財産審理課は、国の旧軍飛行場用地問題に関する国有財産の管理、処分の窓口であり、国が有する同問題についての全ての情報が集約される。同課において、次の成果を得た。

戦後処理事案として位置づけられた旧軍飛行場用地問題に関して、国有地については行政財産から普通財産になれば財務省で対応する。

(問) 普通財産は場合によっては早期に処分するのが筋ではないのか。

どういう財産のことを言っているのか分からないが、普通財産は行政目的や庁舎で使われているわけではないので、国の処理すべき債務の方に入れていくという形で総合事務局の入札等で処分されているものであれば、それはまさに普通財産である。旧軍のその部分も米軍から基地が返ってきて防衛施設庁から返還されれば、それは普通財産という取扱になる。そういう部分については、なんらかの形で処分をしていく。財務省が所有を継続していく大きな理由はないので、例えば、学校だとか、そういう公用・公共用で使ってもらう。それ以外の場合、入札という形で第三者に、一般の方にも購入してもらおう。

(問) 普通財産であるが、現在、農地として使われているものについて

手段として、農地については農水省への所管換えをして処分することは可能である。ただし、具体的な事例について全て承知しているわけではないので分からない。方法としてはある。沖縄県に限らず農地は所管替えして農水省の方で耕作者等に処分ということがあったと思う。

(問) 沖縄の場合、宮古・八重山あたりはほとんど農地所管換えしてある。

農地所管換えの上、現耕作者に売り払うということになると思う。現耕作者が基本である。農地として耕作しているという実態で農地所管換えが逆に許されるわけである。

(問) 今後、国有財産の普通財産を沖縄県が公共で使うために購入するというかたちの申請は、手続き的には財務省理財局国有財産審理課の了解を得て中央審議会等でやるのか。金額と面積によって権限部分が決まっている。例えば、単独で沖縄総合事務局、出先でできる部分と、あるいは出張所でできる金額、面積が決まっている。その部分であればそこで判断できるし、そうでなければ段々と本省に近くなって行って、場合によっては、本省でも交付依頼審議会だとか、なんだかの審議会にかけた上で処分をするということになる。

(問) 一般的事例としては、総合事務局財務部から国有財産審理課にあがって、こういう問題があるが、これはこれで良いのか、ということがあって、なおかつ沖縄の地方審議会にかけるのではないか。

基本的にそれぞれの権限の部分の中でできる。その中で、公用・公共用という部分であった時にも実際には面積だとか評価額等で、ある程度、高額になるものについては現場ではできないので、本省に上げてくるとか、あるいは中央審議会等で答申をもらってやるということが、当然、事務方としてはやらなければならないことである。

(問) 旧軍飛行場についての資料等が沖縄総合事務局財務部から上がってきているのか。

財務省審理課には普通財産的なもので処分をすると決まった段階であがってくるということになっている。現在、すぐ情報が集まるという段階ではない。ほとんどの業務は沖縄総合事務局でやられている。

(問) 沖縄県内の一部の地主会が個人補償を求めているが、どのように認識しているのか。

嘉手納裁判は訴訟人も多かったし判決も最高裁までいったが、納得をしていないのか。

(問) 納得されていない人もいる。

普通ならば最高裁までいけば白黒がつく。大勢の人々が最高裁に至る過程で主張し、原告側が負けたのだが、その結果と個人補償という部分は相容れない部分が出てくると思う。

(問) 所有権問題は一応敗訴したが、地代はもらっていないと言う人がいる。

裁判で判決が出ているにもかかわらず、個人補償が提起されていること自体、わかりにくい部分ではある。

(問) 沖縄振興計画が作られる時、今の旧軍飛行場用地問題について審理課まで話しがきているのか。

沖縄振興計画の中身に盛り込まれた内容については承知している。

具体的に計画が提示された段階で財務省として対応を検討したい。



#### (4) 宮古出張調査(平成15年10月30日~10月31日)

宮古における旧日本軍飛行場用地の接收状況とそれに関する資料収集のため、平良市総務部企画室、平良市元農業委員会職員に対してヒアリング調査を実施した。

##### 平良市総務部企画室

平良市総務部企画室長から次の成果を得た。

通称、下地飛行場と洲鎌飛行場は西飛行場であり、上野野原飛行場が中飛行場である。飛行場の東側の鏡原小中学校の隣に七原という集落をつくった。また、西側に腰原とクイズを追われた人が集落を作った。

上野村と下地町は旧地主と耕作者がほとんど同じ。平良市は別である。

現宮古空港を作る場合、畑や御嶽を残す形で整備した。

字よりも親族の御嶽がほとんどなのでその土地の関係者がいる。

平良海軍飛行場内に市有地はない。

県が戦後土地調査を実施したが、宮古においては、戦前の地籍図が残っていた。現在は、地籍が全て合筆され、合筆された地番で管理されている。

平良海軍飛行場については旧地主と現耕作者が別々だったので払い下げができなかった。

上野村と下地町についてはそれが同じだったので売り払いができた。

当時は3地主会で一緒に動いていたが、平良と上野・下地では状況が違うということで、できるところからやっていくということになった。

宮古の地主会は新たに出来た宮古病院用地の地主会が他の地主会とは別だと主張しているのもとまっていない。

国債や債券を持っている人についてはいろいろな情報がある。その記録については「53年の県の報告書」にすべて載っている。

(問) 2ヵ年間(昭和47年5月15日から昭和49年5月14日の間)の国債の払い戻し措置があったが。

そういう情報はなく、分からない。

##### 平良市元農業委員会職員

宮古には3ヵ所の飛行場があり、平良海軍飛行場が最初に本格的に機動した。平良海軍飛行場の格納庫があちこちにあった。飛行場建設に住民が動員された。

飛行場建設のために七原集落は3ヵ所に集落移転された。

畑も接收され生活に支障があった。

復帰前は米国民政府が、復帰後は大蔵省が小作農をさせた。

小作農の権利は売買されているが、農業委員会にいるとき、これを耕作者と認めて良いのか議論があった。

小作権を買う場合、農業委員会を通して農地法3条で許可する。そして、国からの名義の変更の承諾をつけて農業委員会に申請し、そこで審査をし許可書を発行している。

農業委員会は3条の適格者の場合に耕作者と認める。また、国の借地は、個人同士で小作権の移転をおこなっても効力が生じない。

平良海軍飛行場における国債、債券は現金ではなく、郵便貯金（の強制貯金）で整理された。

国債、債券は持っている人がいると思われる。農業委員会に写しがあるはずである。

下地町と上野村は旧地主と耕作者がほとんど一致している。

平良市は旧地主と現耕作者が一致しているのが3割で、異なるのは7割である。そこで、旧地主と現耕作者の代表が5、6回の話し合いをし、県と現耕作者の名簿を作った。県はトラブルがないように地域でやってほしいと言ったが旧地主と現耕作者の問題は解決できなかった。（平良海軍飛行場用地）

現在の宮古空港（平良海軍飛行場跡）において、国有地だが、ターミナル等で拡張した部分について小作権があるということで、小作権を補償している。

(問)農地法に基づく払い下げについて

大蔵省から農林省に所管換えしている。坪あたり百円で売り払いされた。（原状回復の費用を含む）

農業委員会は、農地法からは現耕作者に小作権があるととらえており、旧地主に対しては、その見舞い等は戦後補償でやるべきものだから国に要求するようにとっている。

市も農地法では現耕作者に払い下げしかできないと考えている。

旧地主で代金を受け取ったか否かは分からない。

現金、国債、債券の比率については、ほとんど現金で支払われていないようである。国債についてもこれも全部償還されなかった。一部は償還したが、残りは自然消滅になったという人もいる。

(問)終戦当時から県の昭和53年の報告書の調査までは、旧地主は軍が接收したものは旧地主のものであるとして活動していたが、大蔵省の報告で正当な売買だったということになった。これを踏まえて宮古・八重山については、登記があるから本島と切り離して旧地主よりも現耕作者の方に、農地法に基づく処理で国から払い下げを行うという方針となったのか。

その通りである。国有地なので当事者間で合意されたということで現耕作者に払い下げを実施した。

下地町と上野村は払い下げが済んでいるが、旧平良海軍飛行場は払い下げていない。

昔は境界に目印の木（低木）があったので所有地が明確化できた。しかし、平良市（平良海軍飛行場）の場合は根っこも引き抜いて滑走路を作っている所以地籍も正確ではない。更に、地籍が不明確な理由として、旧地主が土地から離れて誰の土地かわからなくなり、その間に国が入って小作権を設定したということもある。

図面も地番をつけようがない。国が独自に測量した。

平良海軍飛行場の滑走路は旧軍が取得してから、その後、米軍、民間機も利用した。

国債、債券を現金に換えたという話は聞いていない。

中飛行場と西飛行場は、旧地主と耕作者が一致しているので、売買において農地法36条の問題はない。この関係の議会議事録は農業委員会にある。

現耕作者と旧地主の名簿は「旧海軍綴り」として整理したものが農業委員会にあるので特定できる。

旧地主と現耕作者が一致していないので平良海軍飛行場については払い下げができない。

## 5. 調査結果

今回の調査の目的は、冒頭で述べたように「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」の検討資料に供するために既存資料の整理と新しい資料の収集・調査であった。

調査から得られた要点を以下にまとめてみた。

国会図書館や国立公文書館、沖縄戦関係資料閲覧室においては、本県の旧軍飛行場設営や用地取得について、めざましい資料は発見されなかった。

沖縄県公文書館において、土地所有権確認に関する一部西原の飛行場の管理解除に関する地元とのやりとりの文書や宮古、八重山の旧軍飛行場用地の払い下げに関する陳情関係のUSCAR文書を入手し、翻訳した。

また、同公文書館が保管する資料の中から、平得飛行場の「土地代金支拂調書」を入手した。その中に土地代金の支払い内訳があった。

防衛庁防衛研究所図書館に保管されている資料は、主に、陸軍関係で昭和17年(1942年)、海軍関係で昭和12年(1937年)までであり、担当者の説明によると終戦間際に殆ど焼却処分され、土地買収に関する旧陸・海軍の資料はないとのことである。

なお、同図書館において、「沖縄飛行場資料(昭和19年9月1日)」として沖縄北飛行場、沖縄中飛行場、沖縄南飛行場、宮古島中飛行場、石垣島飛行場の計画要図と称する概略図を入手した。

独立行政法人平和祈念事業特別基金や国有財産管理センターにおいて、各々の事業概要や運営形態に関する資料を入手した。

沖縄県軍用地等地主会連合会は、昭和53年(1978年)の嘉手納裁判関係以降は旧軍飛行場用地問題に関与していない。それ以降の資料は保管していない。また、それ以前の土地諮問委員会の資料についても引き継いでいない。

嘉手納裁判で2回証言した(当時)沖縄総合事務局管財二課長補佐にヒアリングしたところ、国が調査した際に、同一人物の証言においても、現金と国債の比率が二転三転

した。また、嘉手納の登記簿は、32軍の経理部が移転した南風原の三角兵舎の津嘉山側入口近くにあったと言われていたことから、ブルドーザーで2日にわたって探したが見つからなかったとのこと。

元沖縄総合事務局管財二課長・財務課長にヒアリングしたところ、本土の先例からすると、買収契約の不備を理由とする地主への補償要求は極めて難しい。本土の場合と違う沖縄の特殊事情として、戦後、米国の占領後問題による不公平な扱いや国債・郵便貯金で物資の購入が出来なかった等の理由による戦後処理事案としての解決案が考えられるとのこと。

財務省関連部署で関連資料の収集と担当者へのヒアリング調査を行ったところ、理財局国債課において戦前の国債発行銘柄等に関する資料を入手した。

また、本県の場合、復帰時に特別な措置を設け、昭和47年(1972年)から2年間をかけて償還手続きが行われたことの説明を受けた。(2年間の時効完成後の支払いで、沖縄分約100万円余り12銘柄あった。本文末添付資料 参照)

その他、県内において、郵便貯金等に関する資料の収集、沖縄県教育委員会発刊の資料収集等を行った。また、宮古、石垣において市町村、地域史研究者等へのヒアリング調査を行った。その質疑内容は前項で述べたとおりである。

昭和53年4月17日、衆議院予算委員会に提出された「沖縄における旧軍買収地について」に記載されている土地買収地に関する旧陸・海軍の通牒等の7件は、確認することができなかった。

これらの収集・整理した資料は、検討委員会の開催の都度、各委員に提供した。

## 第2章 旧軍飛行場用地問題の歴史的な背景とその後の経過

## 第2章 旧軍飛行場用地問題の歴史的な背景とその後の経過

### 第1節 沖縄戦と旧軍飛行場

太平洋戦争と沖縄戦に関して、関係資料により本報告書に関わりのある部分を確認していく。まず、『沖縄戦研究・』(沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室/平成10年)の要約と抜粋により確認する。

この研究書の「はじめに」によると、この研究書は、これまでの沖縄戦研究の成果を総合的に理解するために編集したものであり、第一次大戦後の社会状況から、戦時体制へ移っていく時代相、さらに太平洋戦争へ突入して沖縄戦に至る全過程を、世界史の動向・アジア太平洋地域を視野に入れて政治、経済、軍事の側面から解明した研究書となっている。

なお、同じく「はじめに」によると、沖縄戦に関する本格的な調査と記録は、1960年代後半から1970年代初期にかけて行われており、その成果は『沖縄県史/沖縄戦記録・』『沖縄戦通史』として刊行されている。これらの沖縄戦史の特徴は、「軍人中心の戦闘記述」の視点を否定し、住民の視点に立った沖縄戦を具体的に明らかにしたことであるという。

#### 1. 沖縄戦への道

##### (1) 太平洋戦争開戦時の様相

まず、同研究書の「日米開戦前後における日本の政戦略」により太平洋戦争の開戦時の様相を概観すると次のとおりである。

昭和14年(1939年)9月1日、ナチスドイツはポーランドへの侵攻を開始し、3日にはイギリス、フランスがドイツに宣戦を布告し、ここに第2次世界大戦が始まった。

ドイツによるヨーロッパの秩序変更という世界情勢の大転換は、必然的に近い将来のアジア植民地の秩序変更をもたらすことが予想された。

日本では、ドイツと連携して世界秩序を、アジアの秩序を一変させようという積極的膨張論が、武力南進論として急速に台頭した。だが、たとえ世界戦争の混乱期とはいえ、ヨーロッパの植民地への武力南進は、日中戦争だけでも持て余していた日本にとって、日本独力でできるものではなく、武力南進の後ろ盾として、日独伊三国同盟が不可欠の条件となっていた。

「対南方施策」のためには、ヨーロッパにおけるドイツの軍事的勝利を最大限に利用することを大前提とし、ドイツ・イタリアとの政治的結束強化=軍事同盟路線の推進と対ソ関係の飛躍的調整(=ドイツにならいうソ連と提携関係になること)、つまり、日独伊の三国同盟にソ連も加えた日独伊ソ四国ブロックを形成することを目指していた。

この日独伊ソ四国ブロックの力を背景に、アメリカを威圧し、仏領インドシナに日本軍を進駐させ、さらに機会をとらえてなるべく相手をイギリスに限定しつつ武力に訴えてで

も南方に進出するという戦略であった。

武力南進路線の第一段階として北部仏印（ベトナム北部）への進駐は、日独伊三国同盟の調印（昭和15年＝1940年9月27日）とほぼ同時に実施された。

この北部仏印への進駐以前に、アメリカは、日本のドイツへの傾斜、南進路線が必至になるとみて、西半球（ヨーロッパ）以外への航空機用ガソリンの輸出を禁止し（昭和15年＝1940年）日本への本格的な経済制裁があり得ることを具体的に示した。

ところが昭和16年（1941年）6月22日、ドイツ軍は独ソ不可侵条約を破り突如ソ連に侵入し、「日独伊ソ四国ブロック論」が崩壊することとなった。それは軍事大国ソ連がイギリス・アメリカの連合国側に移ったということであり、日独伊の枢軸ブロックの米英に対する圧力が低下することであったが、日本は武力南進路線強化を決定し、南部仏印へと進駐していった。

これに対してアメリカ政府は同年7月25日に在米日本資産の凍結を決定し、8月1日には日本に対する石油の全面輸出禁止に踏み切った。その結果、日本統帥部の早期開戦論に火をつけることとなった。

同年12月8日、日本軍はハワイ空襲を行った。同時に全面的な南方進攻作戦を始め、英領マラヤとタイ、香港に軍力を進め、太平洋戦争に突入していった。

## （2）沖縄戦に至る経過

次に沖縄戦にいたる経過を「第32軍の沖縄配備と全島要塞化」によって概要を確認する。

日本の航空部隊は昭和16年（1941年）12月の真珠湾奇襲攻撃やマレー沖海戦において驚異的な戦果を挙げて自ら現代戦における航空戦力の重要性を実証しながら、昭和17年（1942年）6月のミッドウェー海戦では一転して戦艦中心の連合艦隊が米軍の航空母艦中心の攻撃の前に惨敗を喫した。

この海戦で多くの航空母艦を失った日本海軍は続く中部太平洋における諸作戦では制空権を握った米軍（連合軍）の反抗の前に敗退を重ね、大本営（最高戦争指導部）でも航空戦力の早急なる再建と強化を痛感し、国家総動員態勢で飛行機の増産を急いだ。

しかし、物資不足と労力不足のなかで航空母艦群の損耗の穴を埋めることは絶望的であった。ここに浮上してきたのが、島嶼群に飛行場を設定して地上基地から航空作戦を展開するという「不沈空母」構想であった。

昭和18年（1943年）9月、大本営は戦局の劣勢を挽回するために確保すべき圏域を千島～小笠原～マリアナ諸島～西部ニューギニア～スンダ～ビルマの範囲に絞った「絶対国防圏」を設定した。この絶対国防圏を確保するためには前線に展開した航空部隊を支援する後方基地が不可欠であった。

南西諸島は、マリアナ諸島の航空基地に展開した航空部隊を支援するための中継基地として設定され、多数の飛行場建設が実施されていった。

### (3) 翼賛体制下の沖縄社会

戦時体制の日本においては社会的にも大きな変化をもたらしたのであるが、ここで沖縄における社会の諸相を『沖縄戦研究』(前出)の「翼賛体制下の沖縄社会」により概要を確認する。

明治以来、沖縄県は全国で唯一例外的に部隊の常駐がなく軍事施設がほとんどない軍事的な空白地域であったが、昭和16年(1941年)7月、南進政策の具体化として沖縄本島の中城湾と西表島の船浮湾に臨時要塞が建設されることになった。部隊は少数で駐屯地も民家地区とは隔離されていたので一般住民の生活や意識に戦争熱を掻き立てるほどの影響はなかったが、とにかく沖縄県域に軍事化の波が押し寄せた歴史的な出来事であった。

日中戦争の長期化により、政府と軍部は長期持久の戦時体制を確立する必要に迫られた。近代戦は国家総力戦であり、産業の軍事的な一元化とこれを推進する国民精神の動員とは急を要する課題であった。国家総動員法と国民精神動員運動(精動運動)は物心両面から戦時体制を推進する2本の軌条であった。

軍需物資の不足と戦費の増大という閉塞状況を打開するには、これまで散発的に出された戦時経済法令では限界があり、これらを超える強力な戦時統制法を制定し、経済・社会面の戦時体制への転換を図るべきと軍部は主張した。政府は軍部の強い圧力に押されて昭和13年(1938年)4月1日、「国家総動員法」の公布に踏み切った。

同法は、物資、資金、労力、物価、言論出版、大衆運動など国民生活の隅々まで統制の対象として全国民を総動員体制に組み込むものであった。これによりこれまで経済諸統制法を集大成して対象範囲を拡大したばかりでなく、勅令によって無制限に規制の範囲を広げることができ、政府に白紙委任を与えるような法律であった。

戦時体制下における沖縄県は、「銃後農村の建設」という掛け声の下で、戦線に兵士を供給すること、軍需工業に労働力を供給すること、戦時食糧を増産し、供給すること、を国策遂行の任務として背負わされたのである。

政治の一元的統制を目的とする「大政翼賛会」は昭和15年(1940年)10月12日に発足し、沖縄県でも中央の指令を受け、12月10日に結成した。

昭和15年(1940年)9月、内務省は「部落会、町内会等整備要領」を公布して翼賛運動の下部組織として隣組制を整備することに着手した。

昭和17年(1942年)5月には決戦体制の一層の強化のために大政翼賛会の機能を刷新した。

閣議決定に基づいて大日本産業報国会、農業報国会、商業報国会、海運報国会、大日本青少年団、大日本婦人会の6団体を統合して翼賛会の下におき、さらに町内会、部落会、隣組の下部組織を翼賛会の指導下に編入し、両者を結合させて国民統合の一元的な統制機構に整備した。



部落会には専門部が設けられ、日常的な行政事務の権限まで任されるようになった。部落会、隣組は行政の代行機関という性格に変質し、国民生活は部落会、隣組を離れては日常生活が成り立たない仕組みとなった。

政府は開戦と同時に国家総動員法に基づいて「経済統制計画」を実施に移したが、その内容は、生産計画（企業統合など）、配給体制の確立（配給機構の整備、統制会社の運用、消費規制、戦時切符制度など）、資源回収、貨物自動車の利用統制、中小商工業の許可制と整理統合、不要不急産業からの労務者の引き揚げであった。

昭和16年（1941年）2月に国民貯蓄組合法が施行され、市町村単位で組合が設立され、半強制的な貯蓄運動が本格化してきた。

貯蓄組合は昭和18年（1943年）夏頃には県下に地域組合が45、職域組合その他が660を数えるようになった。貯蓄組合と部落常会、隣組と翼賛会の指導が連結され、逃れることのできない巧妙な収奪の網をもって末端まで徹底されてきた。

貯蓄目標額が県で定められ、成績不良の市町村に対しては県が強い指導に乗り出し、市町村は部落会、町内会へ、部落常会は隣組へと罰札などを含む重点的に指導がなされる仕組みであったから目標を達成するために各級指導者は必死になって督励に努めた。

大政翼賛会県支部が地区事務所に伝達した毎月の徹底事項にも国民貯蓄が冒頭にかかけられ、「部落会、町内会等整備要領」にも部落（町内）会常会、隣保班（隣組）の活動項目にも、物資配給、国民貯蓄割当、国債債券購入等と列記されている。

このような徹底した貯蓄運動の結果、貧乏県といわれていた沖縄においても平均して目標額を上回る成績を上げることができた。

## 2. 沖縄戦の諸相

沖縄戦の諸相を『沖縄戦研究』（前出）により概観する。

### （1）第32軍の沖縄配備と全島要塞化

沖縄本島を中心とした南西諸島における航空基地の守備を主任務とする第32軍が新設されたのは昭和19年（1944年）3月22日付けの大本営命令による。

海軍も陸軍の動向に呼応して沖縄方面根拠地隊と第4海上護衛隊を編成した。

昭和17年（1942年）6月、ミッドウェー海戦において、米軍の航空母艦中心の攻撃に惨敗し、多くの航空母艦を失った日本海軍は、島嶼群に飛行場を設定して地上基地から航空作戦を展開するという“浮沈空母”構想を重視した。

沖縄は、郷土部隊を持たない唯一の県であり、軍事的に空白地帯であったのだが、奄美大島要塞とともに、南方の基地を結ぶ中継地点として昭和16年（1941年）8月、小規模な砲兵部隊が駐留するようになった。ところが、昭和17年（1942年）半ば以降、沖縄近海に米潜水艦が出没し、輸送船の被害が相次いだため、海軍は、この米潜水艦から

日本の生命線ともいべき南方連絡線を守るために、既存の飛行場を拡張整備し、あるいは新設も含めて南西諸島に本格的な航空基地群を建設するようになった。

昭和19年(1944年)2月、米機動部隊は日本海軍の中樞基地があるトラック島に奇襲攻撃をかけて艦船及び飛行機に壊滅的な打撃を与えた。中部太平洋における日本軍の航空戦力は危機的状況に陥り、絶対国防圏の第一線をなすマリアナ諸島防衛が危惧されるようになり、陸海軍ともに絶対国防圏を堅持するために沖縄の“不沈空母”化が緊急の課題となった。

昭和19年(1944年)3月、大本営直轄の第32軍(沖縄守備軍)が新設され、航空作戦準備を最重点とする「十号作戦準備要綱」に従い飛行場建設を急いだ。それゆえ発足当初の32軍は、飛行場部隊を中心に編成され、地上作戦を想定した戦闘部隊は含まれていなかったのである。

ところが、同年7月にサイパン島が陥落し、米軍進攻の矛先が日本本土に向けられる戦局下において、南西諸島の防備の強化は本土防衛の防波堤として重要になってきた。第9師団を始め、第24師団、第62師団などの地上部隊が続々と到着したのである。更に重大な変化は、軍は、米軍の猛烈な爆撃と艦砲射撃に耐え得る堅固な地下陣地を構築し、沖縄本島の全島要塞化を推進する方針を打ち出したことである。

10・10空襲では、那覇市や主要な飛行場や港が破壊され、飛行場部隊は、昼夜兼行で復旧作業に従事したのだが、その経験から、既設の飛行場の強化の必要が痛感された。10月以降に第32軍は、大本営に対して沖縄作戦を遂行するために兵器、弾薬、食糧等の増強を訴えたのだが、「事後の不足は現地の人的・物的資源を最大限に活用せよ」ということで受け入れなかった。そして、12月には、最強の第9師団を台湾へ転出させ、その穴を、沖縄の現地に対する3次におよぶ防衛召集で補ったのである。これによって“防衛隊”が組織され、飛行場や陣地の設営、警備の任務についた。

また、この国土防衛のために、相当な土地が飛行場・兵舎・砲台・物資補給基地・陣地構築等の敷地として半強制的に接収され国有地となっていったのである。

## (2) 沖縄の戦場動員体制とその状況

同書の「沖縄の戦場動員体制とその状況」の要約により、当時の状況を概観する。

昭和18年(1943年)暮れ頃から、飛行場設営部隊が沖縄に移駐し、各地で日本軍の飛行場建設工事が本格的に開始された。昭和19年(1944年)1月には郷土防衛のために召集が実施され、第32軍沖縄守備軍が創設された2ヵ月ほど前から、兵役法に基づく郷土防衛部隊「特設警備隊」が編成されはじめた。任務は、飛行場建設だけではなく、海岸、原野、山林、墓、自然洞窟なども利用した陣地構築や軍事訓練なども行っていた。

当初の召集対象者は、主として予備役の比較的若い人たちを中心に行われていったが、昭和19年(1944年)10月10日の「10・10空襲」を経て、昭和20年(1945年)3月末、敵の上陸が必至となるや、学徒動員も始まった。

同年3月25日、島田叡新沖縄県知事は緊急部課長会議を開催し、県庁を首里に移動することを決定したが、慶良間諸島への米軍上陸後、沖縄本島への空爆激化を受け、県庁は繁多川と首里高等女学校地下洞窟の二手に分かれて避難した。そこを足場に県当局は避難住民の食糧確保の方策、避難壕生活の改善、情報伝達などを行うこととなり、戦場行政は史上かつて経験したことのない戦闘下での官吏の戦場動員体制で臨むことになった。しかし、激戦場の中ではその任務を貫徹することは不可能な状況であった。

### (3) 10・10空襲と沖縄戦前夜

同書の「10・10空襲と沖縄戦前夜」の要約により、当時の状況を概観する。

昭和19年(1944年)10月10日未明、米軍第三機動部隊が南西諸島東近海の空母から発進した艦載機が5次にわたり、北は奄美大島から南は石垣島までの南西諸島全域に砲爆撃を加えた。これが沖縄戦の前哨戦となる10・10空襲である。

那覇の様相を見ると次のようになる。

第1次空襲(6時40分～8時20分)では、米軍機が操縦士の顔が見えるほど急降下爆撃や機銃掃射を繰り返した。ガジャンピラや天久の高射砲陣地からの対空砲火での応戦は、敵機に弾が届かず空中で炸裂するのみでなかなか命中しなかった。小禄飛行場から飛び立つ飛行機は1機もなく火の海と化した。さらに米軍機は、那覇港やその沖合いに停泊していた大型艦船や小型船舶を攻撃した。泉崎橋が爆破され、橋の下に避難していた病院の入院患者が爆風のため犠牲となった。

第2次空襲(9時20分～10時15分)は、引き続き飛行場や船舶に攻撃を加えたほか、那覇港埠頭や隣接の西新町にも爆弾が投下され、軍需物資集積所のドラム缶が炎上し、付近の家屋に引火した。棧橋向かいの垣花町も炎上した。

第3次空襲(11時45分～12時30分)は、港湾施設への攻撃が主で那覇棧橋が炎に包まれ、崎原灯台付近に停泊中の弾薬輸送船が被弾し大爆発を起こした。

第4次空襲(12時40分～13時40分)は、低空の機銃掃射と焼夷弾の投下で那覇港近くの上蔵町、天妃町、西新町、西本町、東町が炎上した。

第5次空襲(14時45分～15時45分)も機銃掃射と焼夷弾攻撃が加えられ、那覇は火の海と化した。

この空襲で県庁舎は残っていたが、空襲の日から県庁の仮事務所は中頭地方事務所に移された。警察部と経済部は正常な勤務に就いていた。

その他の飛行場の状況は次のとおりである。

北(読谷)飛行場が空襲されたのは6時50分であった。米軍機は飛行場と関連施設に

対して爆撃を開始した。米軍機は急降下して銃爆撃を反復して加えるという攻撃をしていた。駐機していた飛行機は炎上、兵舎は焼け落ち、燃料タンクが爆発して、飛行場は炎と黒煙に覆われた。滑走路には飛行機の残骸が5機残っていた。

中（嘉手納）飛行場は読谷飛行場空襲のすぐ後に空襲された。空襲は瞬時しかも猛烈を極め、兵舎は炎上、滑走路には無数の弾痕や飛散物が残され、また民間の家屋の全焼全壊も129戸に及んだ。

南（仲西）飛行場は、8時30分に機銃掃射を受け、3人の兵隊が死傷、午後になると爆弾が投下された。

小那覇（西原）飛行場が空襲されたのは、那覇が空襲された後で、しかも焼夷弾が投下されたことから、時間は判明しないが午後であったことは間違いない。飛行場建設の飯場が炎上し、民家50戸も焼夷弾で焼失した。機銃掃射で1人が犠牲となった。

読谷村の10・10空襲の状況は『読谷村史』（読谷村役場 / 2002年発行）により概観する。<sup>1</sup>

空襲は延々9時間にも及んだ。この空襲で読谷飛行場にあった格納庫、倉庫、那覇分廠などの建物が幻のように消え、日本軍の陣地は跡形もないほどに破壊されていた。喜名の民家に置かれていた砲弾が攻撃を受けて引火し、間断なく炸裂する音が地を揺るがし、その凄まじさはまるで地獄のようであった。この空襲で喜名大通りの郵便局から南の道沿いの家並み40余戸が焼けた。

嘉手納の10・10空襲の状況は『戦時体験記録・北谷町』（北谷町役場 / 平成7年発行）により概観する。

北谷村域での被害は中（嘉手納）飛行場周辺に集中したが、嘉手納警察署管区の住民側被害は10月20日調査で、住民の死亡31人、負傷者2人、家屋の全焼全壊129件、半焼半壊13件であった。独立第15大隊が布陣する村内ではグラマン1機を撃墜、機体は海面に落ちた。

北谷村における10・10空襲以降の業務の状態について、『北谷町史編集資料第2巻北谷町民の戦時体験記録集第1集』には、当時の職員の記録として、概略次のように記述されている。

昭和19年（1944年）10・10空襲以降は、県庁がバラバラになり、各課とも全（各地に）分散されたように、北谷村役場も1ヵ所で事務が執れなくなり（各地に）分散していった。村長、助役は北谷の某個人宅で指揮を執る状態となった。戸籍簿、登記簿の

---

<sup>1</sup> 引用箇所は、『読谷村史』において『喜名誌』（1998年発行）から再録したものである。

台帳など重要書類は、別の某個人宅に隠してあったが、すべて空襲で焼滅した。昭和20年1月頃から役場の担当職員3名を羽地に派遣し、物資の調達、人家の割当などの業務を行うようになり、それが北谷町羽地分所となった。米軍上陸直前の3月22、3日<sup>2)</sup>頃には、朝から夕方まで空襲が続き、壕外へ出る事ができず、仕事をする余裕はまったくなかった。

米軍上陸が間近になると、羽地に疎開したまま北谷に帰ることができなくなり、さらに北部への避難中に(この証言者は)捕虜になった<sup>2)</sup>。

以上が当時の北谷町の行政事務の様子である。

当時は、役場関連書類などの緊急避難場所として県下に広く役場壕<sup>3)</sup>が造られていたが、通常の行政業務をいつまで行えたかは不明である。

#### (4) 沖縄戦における宮古

沖縄戦における宮古の概況を『平良市史第1巻(1979年発行)』から概観すると次のとおりである。

昭和19年(1944年)10月10日午前7時30分、宮古島南方上空に見馴れない機影が編隊を組んで現れ、平良町上空で東西に分かれると飛行場方面と漲水港を急降下した。それから45分間に及ぶ空襲で、宮古島の3カ所の飛行場からは応戦に飛び立つこともなく、9機が撃破された。続いて午後2時5分、第2波、延べ19機による空襲で、漲水港沖合いに停泊中の船舶が撃沈された。

当時、宮古郡の人口約6万人のうち1万人は強制疎開をさせられ残った人口に加えて昭和18年(1943年)に始まる日本軍の5回にわたる駐屯で3万人の陸海軍人が宮古島にひしめいていた。

10月13日には午後3時40分から4時10分にかけて19機のグラマン機の空襲で海軍兵舎(現宮古病院敷地)、下地村の製糖工場は銃爆撃による被害を被った。このときも反撃のための友軍機は姿を見せなかった。

昭和19年(1944年)10月10日から敗戦に至るまでの10ヵ月の間に1日平均50機余の連合軍空軍機が飛来している。その数字は延べ5,250機。昭和20年(1945年)4月1日沖縄本島に米軍上陸後は宮古島攻撃はさらに激化し同月だけで695機が飛来し、多い日は1日で延べ140機による空襲を受けた。攻撃目標は港湾、飛行場にとどまらず周辺離島の来間島、多良間島にいたるまで爆撃による被害を受けている。

同年春には宮古支庁が焼失し、平良町役場(現電報電話局)は爆弾で倒壊し、宮古税事

---

<sup>2)</sup> 捕虜になった月日は不明である。

<sup>3)</sup> 役場壕については、沖縄県立埋蔵文化財センターによって調査が行われており、「沖縄県戦争遺跡詳細分布調査(平成13年3月発行)・(平成14年3月発行)」がまとめられているが、現在なお継続中である。

務所（現文化センター）も爆弾が命中、宮古島測候所（現气象台）、西里無線送信所等のコンクリート舎屋は蜂の巣のような弾痕を残したまま廃屋同然の姿をさらした。

同年5月4日、戦艦2隻、巡洋艦5隻、駆逐艦11隻からなる英国太平洋艦隊からの艦砲射撃にさらされた。東部沿岸、嘉手苺、宮国、保良の人々は上陸戦が開始されるのではないかと大混乱の中を逃げまどった。3つの飛行場はことごとく破壊され385発の艦砲弾は飛行場のみならず周辺畑地も岩盤に至るまで穴を開け赤土と巨岩の転がる荒蕪<sup>こうぶ</sup>地に変貌させた。

同年7月、外部との交流を途絶されたまま宮古島の食糧問題はますます逼迫していた。

同年8月15日「戦争が終わった」という話が平良の町に流れた。曇り空の宮古島上空の機銃音炸裂音が消えた。8月26日、子女の外出を禁止する中で米国海兵隊2,000人を乗せたLSTが漲水港に入港、帝国軍隊の武装解除にあたった。

当時の行政機能の状況を同市史により概観する。

当時の行政機関は、県庁の出先機関である宮古支庁が中心で、戦時行政をあずかる支庁長の責任は大きかった。総務課、労務課、経済課の3課が置かれ、戦時下の地方行政を担当したが、昭和19年（1944年）末頃からは軍側の指示、要求を実行することが主目的となり、行政機関としての性格は失われ、昭和20年（1945年）2月の空襲で庁舎が焼失してからは、添道部落に分散し、行政機能は麻痺状態であった。

郡の行政区画は、平良、下地、城辺、伊良部、多良間の5カ町村で、首長は町村議会が選任した。町村行政は、町内会・部落会 隣組の下部組織を通じて戦時体制の強化が図られていた。しかし、昭和19年（1944年）の秋に全町村長は疎開地視察の名目で台湾へ渡り、助役、収入役の中にも島外へ脱出する者も出た。空襲が激しくなって、平良町役場は東部の東川根に移転、宮古警察署をはじめ、各官公衙<sup>4</sup>も添道部落や、比較的安全地帯へ移動し、各村の役場も民間に移転するなど、自治行政もすべて停止するに至り、決戦情勢に入ってしまった。

#### （5）沖縄戦における八重山

沖縄戦における八重山の状況を『石垣市史』（平成元年3月石垣市発行）ならびに『平和祈念ガイドブック・ひびけ平和の鐘』（平成8年3月／石垣市史編集室・発行）の要約により概観する。

昭和19年（1944年）10月10日午前10時頃、何処からともなく「本日午前6時頃より那覇市は空襲中」との報が伝わり、同日夕刻には「那覇市は灰燼に帰した」との噂が広がったが、詳細の公表はなかった。超えて12日には初めて空襲があった。午前8時35分頃バナナ岳の北上空より平喜名飛行場へ向かって、4機の飛行機が空襲を行った

<sup>4</sup> 官公衙（かんこうが）：官公庁、役所のこと。

のだ。

その後<sup>しばらく</sup>暫時空襲はなかったが、12月下旬に再び飛行場に対し空襲があった。民間には被害はなかった。

昭和20年(1945年)1月1日午前10時頃、石垣島の飛行場に空襲があった。<sup>その</sup>爾後ほとんど毎日のごとく、昼間または夜間飛行機が来襲した。1月から2月にわたっては夜間は午前2時頃石垣島の西南から来襲し、人々の睡眠を妨害した。1月23日には始めて民家に爆弾が投下された。

3月に入ると空襲は烈しくなり、飛行場はもちろんのこと、平得、真栄里、大浜、宮良、白保等、近傍の部落も爆弾に見舞われた。特に同月下旬沖繩作戦が始まる頃から6月にわたってはもっとも熾烈を極めた。7月以後は漸次緩慢となり、8月12日を最後に空襲がなくなった。飛行場に近接した諸部落、特に登野城、平得、大浜、白保等には機銃掃射が多かったが、また爆弾、焼夷弾の落下も相当あって、家屋の倒壊、焼却<sup>りやう</sup>は少なくなかった。

来襲する飛行機に対して、石垣島地上部隊もまた高射砲、機銃をもって応戦したので、空襲時には爆弾の破片、高射砲の破片、機銃弾等が飛散し、爆弾の破裂する音響は防空壕を振動させた。

同年3月下旬から空襲が熾烈になり、機銃掃射ならびに爆弾の投下が頻繁になって、死傷者を出すようになったので、住民の多数は、あるいは自発的にあるいは軍の<sup>しやうよう</sup>恣憑により、あるいは軍命により、各自の安全と認める地帯、または軍の指定地帯に避難した。

同年5月中旬から波照間島でマラリアが発生し始めると、石垣島の白水、ガーラダキ及びウガドー方面、その他の地区でもマラリアが発生し始めた。キニーネ<sup>6</sup>はなく住民にはマラリア予防の訓練もなく、7月からはますます増発し、<sup>しやうけつ</sup>猖獗を極め死亡者を続出するに至ったのである。

7月に入ると空襲は緩慢になり、8月15日午後1時頃から終戦の報が広がっていった。終戦が正式に発表されたのは同月18日、駐屯軍からであった。避難民が全部各部落へ帰還したのは9月の初旬であった。

『八重山の戦争』(大田静雄著/南山舎/1996年)によると八重山における被害状況は次のとおりである。

・直接戦争死亡者	178人
・空襲による倒壊・焼失家屋	1,024件
・マラリアによる死亡者数	3,647人

当時の行政機能を同市史より概観する。

---

<sup>5</sup> 恣憑：そそのかすこと。

<sup>6</sup> キニーネ：マラリアの特効薬。

各官公衛は、昭和20年(1945年)3月、沖縄作戦の始まる頃から監督官庁との連絡が全然とれず、また国費、県費関係の予算の指示令達等もなく、機能を喪失し始めていた。終戦後の官公衛には午前中1、2名出勤する官公衛もあれば、時々出勤する官公衛もあり、また全然出勤しない官公衛もあって、空家の観があった。職員の給料はマラリア防圧所、保健所は同年3月まで、また支庁、警察署、諸学校等は9月まで本俸のみの支給があった。それ故に官吏は収入の道がなくて生活に窮したのである。

### 3. 飛行場建設の経過

「絶対国防圏」の後方基地として設定された沖縄における飛行場建設の経過を『沖縄戦研究(前出)』における「第32軍の沖縄配備と全島要塞化」により概観すると次のとおりである。なお、一部、加筆した。

昭和19年(1944年)3月22日付けの大本营命令により大本营直轄の第32軍(沖縄守備軍)が新設され、同時に第32軍と台湾軍に対する「十号作戦準備要綱」が発令された。

第32軍の任務は、奄美大島を含む沖縄本島を中心とした南西諸島の航空基地の守備であった。

海軍でも陸軍の動向に呼応して4月10日、沖縄方面根拠地隊と第4海上護衛隊を編成した。

陸軍航空本部は昭和18年(1943年)夏から地元土建会社に委託して読谷村と伊江島に飛行場の建設を進めていたが、資材と労働力の不足が重なって工事は進んでいなかった。新設の第32軍の主任務は昭和19年(1944年)7月末を目途に航空作戦準備を完了することであったが、4月現在、陸軍飛行場は一つも完成しておらず、飛行場建設が新設の沖縄守備軍の急務となった。

飛行場建設の中核を担う第19航空地区司令部は満州に駐屯して飛行場の整備に任じていたが、昭和19年(1944年)3月26日付け部隊命令によって第32軍の指揮下に編入され、4月12日、那覇市内に司令部を開設した。

こうして沖縄県の飛行場設定に従事する全部隊は4月下旬から5月上旬にかけて任地に展開を完了し、建設作業に取り組んだ。

昭和19年(1944年)7月7日、サイパン島の攻防戦で日本軍が全滅し終息すると、南西諸島の防備がにわかに重視され兵力の増強が行われた。

同年7月24日、大本营は「陸海軍爾後ノ作戦指導大綱」を策定し、米軍の侵攻に対して決戦を指導した。決戦方面により捷一～四号作戦と呼び、南西諸島方面は捷二号作戦と呼ばれた。この捷号作戦の主眼は来攻する敵艦船を航空兵力で叩くことにあった。ところが、この時期の第32軍は上陸戦に備えての陣地構築に力を注いでいたため、大本营は度々視察団を沖縄に派遣し飛行場建設を督促した。9月には飛行場づくりの名人といわれた参謀を着任させ、地上兵力を飛行場建設に投入させることにより、飛行場を急速に完成させ



た。

9月末日までに南西諸島の飛行場（徳之島1、沖縄本島3、宮古島2、石垣島1）はおおむね完成したが、10月10日、米機動部隊に南西諸島全域に5波に及ぶ大規模な空襲をかけられ、沖縄の主要な飛行場と港湾施設と県都那覇市のほとんどが無残に破壊されてしまった。

空襲後まもない10月12日には、伊江島飛行場や読谷飛行場などの本島の飛行場は昼夜兼行の補修整備が行われ、台湾沖航空作戦の中継基地として使用された。11月になると、第32軍は第9師団を抽出されたことにより、読谷・嘉手納飛行場の防衛をほぼ放棄した戦略持久戦を採った。このことが後に上級機関との間で物議をかもすことになった。

一方、昭和20年（1945年）1月19日、大本営は「帝国陸海軍作戦大綱」を策定した。これによると、南西諸島は本土決戦の前縁と位置づけられ、来攻する敵を航空戦力で叩き、また敵が上陸した場合には航空基地建設を妨害し、敵の出血消耗を図ることとしていた。すなわち、大本営は捷二号作戦を継承し、航空作戦を最重視していたのである。これを受けて、第32軍の上級機関である第十方面軍は、第32軍に対し「南西諸島を確保し、特に敵の航空基地の推進を破砕すると共に東シナ海周辺における航空作戦遂行の拠点を確保すべき」との方面軍命令を下達した。これに対し第32軍は飛行場防衛の地上兵力増強や張り付け特攻を要望したが、結局どちらも叶わなかった。そこで、第32軍は読谷・嘉手納飛行場の防衛を放棄し、徹底した戦略持久戦を採ることになった。

第32軍は、3月10日には伊江島飛行場の破壊を命令、さらに3月30日には読谷・嘉手納飛行場が米軍攻撃で使用不能になり特攻配備が絶望となるや浦添飛行場滑走路の破壊を命令した。このように心血を注いで建設された飛行場は当初の目的に使用されることはなかった。

この国土防衛のために、飛行場・兵舎・砲台・物資補給基地・陣地構築等の敷地として半強制的に接収され国有地となった土地は、県下12市町村にまたがり、地主数2,024人、面積約1,414万平方メートルにおよび、このほか徴用の割り当て、食料及び資材供出、あるいは兵士や徴用労務者への宿泊施設の提供など部隊からの要請が相次いだために県外疎開にも支障をきたし、結局、米軍上陸を迎えて孤絶した島々に約12万人の軍人と40数万の一般市民が閉じ込められることとなった。

昭和20年（1945年）3月26日、米軍は慶良間諸島に上陸して補給基地を確保すると、4月1日には北谷海岸と読谷山海岸に上陸し、嘉手納と読谷の両飛行場を占領した。米軍は占領と同時に飛行場施設の復旧作業に着手し、整備を終えると、沖縄作戦に逆利用するとともに本土空襲の発進基地とした。

日本陸海軍が県内に建設した飛行場は最終的に次の15カ所<sup>7</sup>であった。

伊江島飛行場（伊江島東・中・西飛行場を一括）  
陸軍沖縄北飛行場（読谷飛行場）  
陸軍沖縄中飛行場（嘉手納飛行場・屋良飛行場）  
陸軍沖縄南飛行場（仲西飛行場・城間飛行場）  
陸軍沖縄東飛行場（西原飛行場・小那覇飛行場）  
陸軍首里秘密飛行場  
海軍小禄飛行場（海軍那覇飛行場）  
海軍糸満秘密飛行場<sup>8</sup>  
海軍南大東島飛行場  
海軍宮古島飛行場（海軍飛行場）  
陸軍宮古島中飛行場（陸軍中飛行場）  
陸軍宮古島西飛行場（陸軍西飛行場）  
海軍石垣島南飛行場（平得飛行場・大浜飛行場）  
海軍石垣島北飛行場（平喜名飛行場・ヘーギナ飛行場）  
陸軍石垣島飛行場（白保飛行場）

#### 4. 各飛行場の建設状況

『沖縄戦研究』（前出）の「第32軍の沖縄配備と全島要塞化」により、各飛行場の建設状況の概要を概観する。

##### （1）海軍飛行場

海軍飛行場の中核をなす小禄飛行場は昭和9年（1934年）に完成して以来、拡張工事が施され、昭和18年（1943年）には逓信省航空局から海軍に移管され、名称も「海軍小禄飛行場」に戻った。

昭和19年（1944年）1月、佐世保鎮守府は奄美から沖縄諸島にかけての既設の海軍飛行場の拡張整備に着手した。県内各飛行場の整備計画は次のとおりであった。

小禄飛行場：滑走路を拡張して対潜用小型機を常駐させる。将来は艦攻1隊が常駐できるように滑走路を1,500<sup>㍎</sup>に拡張、航空作戦基地として使用できるように風水害対策を施す。

南大東島飛行場：小型機1隊が使用可能なように滑走路を拡張する。

宮古島飛行場：昭和19年（1944年）4月の完成を目途に飛行場（1,500<sup>㍎</sup> × 1,500<sup>㍎</sup>）<sup>77</sup>を急設し中型機1隊の作戦基地として必要な諸施設を整備する。

<sup>7</sup> 本報告書では、石垣の宮良秘密飛行場を入れて、16カ所としている。なお、53頁の「旧軍飛行場の現状一覧表」を参照のこと。

<sup>8</sup> 本調査では、豊見城の与根飛行場である。

石垣島飛行場：旧飛行場の隣接部分にして拡張容易な隣接部分を急速整備するとともに新飛行場(1,500m<sup>2</sup>×1,500m<sup>2</sup>)<sup>22</sup>を急設し中型機1隊の作戦基地として必要なる諸施設を整備する。

昭和19年(1944年)9月末にはほぼ計画通りの航空作戦基地としての飛行場が完成をみた。

沖縄戦が始まる昭和20年(1945年)3月の時点で、沖縄県内に設定された海軍飛行場は次の6カ所に増設されていた。

- 海軍小禄飛行場(沖縄本島小禄)
- 糸満秘密飛行場(沖縄本島糸満)
- 海軍宮古島飛行場(宮古島)
- 海軍石垣島南飛行場(平得飛行場・石垣島平得)
- 海軍石垣島北飛行場(平喜名飛行場・石垣島平喜名)
- 南大東島飛行場(南大東島)

## (2) 伊江島飛行場

陸軍伊江島飛行場は太平洋戦争の推移とともに次のような5段階の曲折を歩んだ。

- 第1期 昭和18年(1943年)夏～昭和19年(1944年)4月 陸軍航空本部等による新設工事
- 第2期 昭和19年(1944年)5月～7月 飛行場大隊による東、中飛行場の急速設定工事
- 第3期 昭和19年(1944年)8月～9月 戦闘部隊を投入した急速設定工事
- 第4期 昭和19年(1944年)10月～昭和20年(1945年)2月 航空要塞化の補強工事
- 終期 昭和20年(1945年)3月 守備軍による破壊処分

特設警備工兵隊はしばしば空襲に襲われながら壕掘りや弾痕補修に従事して、沖縄戦直前の3月上旬までには東・中・西の3飛行場を完成させたが、作戦変更に伴い破壊された。

沖縄攻略作戦を開始した米軍が、伊江島に大規模な上陸作戦を開始したのは4月16日で、1週間後、守備隊はほぼ全滅した。

## (3) 読谷飛行場(陸軍沖縄北飛行場)

昭和17年(1942年)末ごろ、日本陸軍の航空部隊は南方戦線を展開するに当たり補給中継基地として南西諸島に航空基地を新設する必要が生じ、真っ先に沖縄本島中部の読谷村に広がる読谷野の用地接收をはじめた。

読谷飛行場の用地接收については村役場や地主たちは事前に知ることなかった。

昭和18年(1943年)夏、飛行場建設予定地に赤い旗が立てられると、その1週間ほど後、関係地主は国民学校に集められ、県警保安課長も立ち会う中で担当将校から「この地域は飛行場として最適であるから諸君の土地を提供してもらいたい。戦争が終わればこの土地は地主に返す。」あるいは「飛行場予定地は土質といい広さからいっても最適地である。先祖代々から受け継いだ土地で愛着もあるうが、我が国がこの戦争に勝利するための国法に基づいた計画であるから二言はない。こういう次第であるから諸君の土地を国家に捧げてもらいたい。」という説明が行われた。

接收された土地は村内6字におよび1,956筆で面積約266万0,902平方 $\text{m}^2$ 、地域内に48戸の民家と548人の地主がいたが、土地代についての説明もないまま村長と軍(航空本部経理局)の間で仮契約が行われた。ある調査によると、土地を接收された旧地主548人のうち、土地代金を支給されたものは皆無で、家屋や作物等の補償金を受領したものは7 $\text{戸}$ (39人)、一部受け取ったもの23 $\text{戸}$ (124人)、受け取っていないもの19 $\text{戸}$ (106人)、受け取ったかどうかわからないもの51 $\text{戸}$ (179人)となっている。補償金が支払われた場合でも強制的に国債や郵便貯金に振り返られて結局現金を手にしたことはなく、受給の有無がわからないという回答が半数を超えている。元第32軍航空参謀は当時の事情を「その頃は、軍事優先の情勢であり、かつ、飛行場建設は緊急を要したので、地主の意志を聴取する暇もなく、坪当たりの単価は後日決定することとし、取りあえず、地上耕作物の補償、民家立退き料を支払うこととし、飛行場の緊急整備に着手した」と証言している。

昭和19年(1944年)9月末までには航空作戦基地として利用できる状態にまで進んでいた読谷飛行場は、「10・10空襲」で真っ先に攻撃の目標にされ、大きな被害を被ったが、昼夜兼行の補修工事によって、直ちに補修され、台湾やフィリピンへ延べ数千機の中継基地として機能した。

米軍上陸直前の昭和20年(1945年)3月末日、部隊は読谷飛行場を自ら破壊し、後方へ撤退した。

#### (4) 嘉手納飛行場(陸軍沖縄中飛行場・屋良飛行場)

沖縄中飛行場は沖縄北飛行場(読谷飛行場)の代替飛行場として昭和19年(1944年)5月初旬に着工、同年9月末に一応の完成をみた。用地は北谷村、屋良、嘉手納、東、野里、野国、国直にまたがる約47万3,170平方 $\text{m}^2$ に及ぶ広大な耕作地を接收した。工事は徴用労務者を動員して急速に進められた。

飛行場用地の接收は、嘉手納の場合、他より遅れて昭和19年(1944年)4月ごろから着手された。緊迫した戦局下での急速設定であったため、用地接收に当たって村当局や関係地主への事情説明や意思確認もないままに強制的に接收されたようである。ただし、飛行場用地一帯は耕作地で作物が植えつけていたため、軍は係官を村当局に派遣して、予定地内の作物の撤去を口頭で命令してきた。

5月7日、嘉手納飛行場派遣隊は同村屋良国民学校で起工式を挙行した。

軍司令部の飛行場設定計画では、沖縄北飛行場は大型用として、他の中・南・東は小型用の飛行場で、滑走路は1,500㍍×200㍍の短冊型一本で、工期は第1期は5月中、第2期が6～7月中となっていた。第1期で50㍍幅の滑走路を設営し、第2期で200㍍にして拡幅して完成させる計画であった。

突貫工事は昼夜兼行で進められ、9月末には読谷、嘉手納の両飛行場ともほぼ完成を見るにいった。

嘉手納飛行場（沖縄中飛行場）は、はじめ隣接する読谷飛行場（沖縄北飛行場）の補助小型飛行場として着工されたが、中途から読谷飛行場の大型機を秘匿する駐機場という役割を果たすことになった。

昭和20年（1945年）4月1日、北谷海岸と読谷山海岸に上陸した米軍は午前中までに嘉手納飛行場と読谷飛行場を占領し、ただちに滑走路の修復と拡張工事を開始して使用できる状態にした。日本軍は10日ほど後に読谷・嘉手納飛行場の奪回を企図し総攻撃を決行したが、作戦は失敗した。

#### （5）仲西飛行場・西原飛行場及びその他の沖縄本島の飛行場

昭和19年（1944年）3月、第32軍は「十号作戦準備」により新たな飛行場設定の任務を負って緊急工事を引き継ぎ、既設飛行場の拡張整備のほかに、さらに小型特攻機の発進基地として新設飛行場の建設に着手した。それが仲西飛行場（沖縄南飛行場・城間飛行場）、西原飛行場（沖縄東飛行場、小那覇飛行場）及び首里秘密飛行場（石嶺飛行場）である。

海軍も小禄飛行場の補助飛行場として糸満から豊見城村与根にまたがる海岸平地に秘密飛行場の建設を計画していた。

新設の仲西飛行場は浦添村の城間、仲西、小湾にまたがる西海岸の平坦地に設定され、正式名称を陸軍沖縄南飛行場、又は城間飛行場などとも通称された。飛行場は張付け特攻用の小型機を発進させるのに必要な1,500㍍×200㍍規模で、南北に伸びる単線滑走路が計画された。昭和19年（1944年）5月1日に起工式を行い、途中、戦況によって一時中断状態に陥ったこともあったが、9月30日には一応の完成をみた。昭和20年（1945年）4月1日、米軍が北谷海岸に上陸し、その主力が首里城の沖縄守備軍本部に南進した。日本軍の航空作戦は不発に終わり、仲西飛行場は使用されることなく放置されたのであった。

陸軍沖縄東飛行場、通称・西原飛行場（小那覇飛行場）は、西原村字小那覇から伊保に至る海岸平地に建設された。西原村への飛行場の設定は沖縄本島では最も遅く、第32軍の飛行場部隊が沖縄に来駐した4月中旬頃から用地接收に動き出した。

第32軍隷下の第3飛行場中隊の一部が約39万平方㍍の農地を接收して、昭和19年（1944年）5月10日に着工した。

飛行場中隊の将校が村役場にやってきて、村長、関係区長、地主代表等の前で説明が行われた。土地売買の交渉といったものではなく、一方的に「戦争に勝つまで皆さんの土地を飛行場用地として使用するため軍が買い上げます。農作物の補償金を先に支払うから着工させてほしい。」と了解を求めてきた。

地代は1等地3円、2等地2円50銭、3等地2円という金額が示されたが、売買手続も取られることもなく測量が始まり、結局、土地代は支払われぬままに、5月1日に起工式が挙行された。耕作物や施設などの物件補償金は村役場を通して現金で支払われたが、その場で郵便貯金や戦時国債購入に半強制的に勧誘された。

飛行場中隊の当初計画では、800㍍×200㍍の小型用滑走路を前後2期に分けて施工し、7月中に完成させる予定であったが、「10・10空襲」の日も飛行場はまだ完成に程遠く、戦後、米軍が進駐して飛行場を占領、ただちに拡張工事を行い、恒久的なアスファルト滑走路として建造された。

首里郊外の石嶺に設定されていた秘密飛行場は、米軍の来攻により完成しないまま終戦を迎えた。

#### (6) 宮古島の飛行場建設

宮古島には昭和18年(1943年)5月から昭和19年(1944年)までに海軍宮古島飛行場(平良・現宮古空港)、宮古島西飛行場(下地)、宮古島中飛行場(上野)の3飛行場が建設された。

昭和18年5月頃から用地接收が始まり、地主への話し合いもなく、一方的な軍命令による接收であった。用地内の建築物や耕作物などの物件に対する補償はあったが、土地そのものについては売買契約もなく地代の支払いもなかった<sup>27)</sup>。物件補償も一部現金で支払われたが、ほとんどは強制貯金に回された。

海軍飛行場の用地は七原、八原、クイズの3部落にまたがる農耕地で、戦後は宮古空港として利用されている。用地内に所在する3部落の住民を強制的に立ち退かせて用地を接收し、10月から工事が始まった。滑走路は1,400㍍の主滑走路に副滑走路2本(1,200㍍、1,300㍍)が交差した連結式であった。このほか延べ約6<sup>キ</sup>に及ぶ誘導路がついており、先端に掩体(駐機場)が設置された全天候型の本格的な航空基地であった。

陸軍西・中両飛行場は昭和19年(1944年)5月に着工された。下地村与那覇に位置する西飛行場は1,250㍍の滑走路1本に誘導路が延べ5<sup>キ</sup>付設され28個の駐機場がついていたが、結局、地形の関係で実際の航空作戦には使用されなかった。

上野村野原に設定された陸軍中飛行場は宮古島のほぼ中央に位置し、1,700㍍と1,400㍍の滑走路が八の字型に伸びていた。2本の滑走路から延べ約10<sup>キ</sup>に及ぶ誘導路が伸びて25個の掩体が設置された。

軍民一体の作業で完成させた3飛行場とも空襲を受けるたびに決死の補修工事を行っ

て維持し続けたが、作戦計画の変更で宮古の飛行場が本格的な航空作戦に利用されることなく終戦を迎えた。

#### (7) 石垣島の飛行場建設

石垣島には昭和8年(1933年)すでに小型機用の簡易飛行場が設定されていた。通称はヘーギナ飛行場(大浜村平喜名)であったが、後に平得に海軍南飛行場が建設された時点で北飛行場と命名された。

昭和19年(1944年)1月8日、佐世保鎮守府から「航空基地整備要領」が命令され、ヘーギナ飛行場(海軍北飛行場)の拡張工事と平得飛行場(海軍南飛行場)の新設工事を並行して着工した。

ヘーギナ飛行場(海軍北飛行場)の滑走路は一辺500㍍の飛行地区を設けて、離着陸には対角線を利用するという小規模なものであった。

海軍の新飛行場は大浜村と石垣町平得にまたがる広大な地域に計画され、正式名称は海軍石垣島南飛行場、通称平得飛行場と呼ばれていた。

用地確保は昭和18年(1943年)9月頃から始まっていた。土地はほとんど農耕地で地主134人、382筆74万7,127平方㍍であった。接收に当たっては軍事上の秘密から関係町村長、部落会長、その他の代表者を八重山警察署に招集して説明会がもたれただけで、軍の一方的な指示で村役場において書類が作成された。

土地代金等は134人の地主に2割が現金、8割は強制預金の証書で支払われた。地主の意見は一切無視された。

昭和19年(1944年)6月、白保で陸軍飛行場の建設が始まった。用地確保の方法は海軍飛行場の場合と同様に一方的な通告による接收であった。作業は昼夜兼行の緊急で推進され、8月下旬には50㍍×2,000㍍の主滑走路が完成し、引き続き補助滑走路、掩体施設(駐機場)などの工事は続行された。

沖縄本島の「10・10空襲」に続いて台湾沖で展開された航空戦の延長で、同年10月12日、石垣島は初空襲を受けた。

昭和20年(1945年)3月26日、白保飛行場から特攻隊10数機が出撃した。同時に、沖縄本島に上陸した米軍に呼応して、イギリス艦隊が艦砲と艦載機で宮古、八重山の島々に攻撃をかけてきた。空襲は4月~6月と続き、石垣島の飛行場が航空作戦に活用される機会はなくなっていった。

## 第2節 米軍の沖縄政策と旧軍飛行場用地問題

### 1. 土地問題からみた旧軍飛行場用地問題

『土地連三十年のあゆみ』(沖縄県軍用地等地主会連合会/平成元年)の要約により土地問題からみた旧軍飛行場用地問題を確認する。

#### (1) 米軍の沖縄占領

##### 軍政の開始

昭和20年(1945年)6月末までに沖縄は米軍の完全な軍事的制圧下に置かれた。

沖縄の軍政に備えて、米海軍省作戦本部軍政課では、昭和19年(1944年)11月、琉球列島に関する『民事ハンドブック』を完成させていた。また、太平洋方面総司令官は第十軍司令官に対して、軍政の目的に反しない範囲で、できるだけ既存の政府機構と住民を利用し、住民の慣行に沿った行政技術を用いて最低限必要な政府機能を継続する指示を出した。つまり可能な限り間接統治方式を取ろうという方針であった。

沖縄戦が始まってから県政は「パニック状態」にあった。知事を始め多くの県職員が戦闘の中で死亡、四散し、沖縄戦が終わった時には、県政は完全に「統治の真空状態」を現出していた。各地の市町村機構もほとんどが潰滅状態にあった。

昭和20年(1945年)6月末までには日本軍の組織的抵抗は終わり、米軍の占領もいわゆる「駐屯の段階」に入った。その後、収容所から旧居住区への住民の移住が実施されるに及んで、一部の例外を除いて戦前の市町村は復活し、これに応じて、昭和21年(1946年)3月18日には軍政地区が廃止され、全島にわたる統一的な軍政府組織が形成された。これに並行して、4月22日には沖縄中央政府が創設された。これにより、住民の政治機構も一応整備され、占領初期の混乱は終息に向かった。

##### 「ニミッツ布告」

米国海軍元帥C・W・ニミッツは昭和20年(1945年)3月26日の慶良間諸島上陸の際、「米国軍占領下の南西諸島及び其近海住民に告ぐ(権限の停止)」(いわゆる「ニミッツ布告」)を發布し、占領軍政の確立を宣言し、その基本的大綱を明らかにした。

本文9項目の概要は次のとおりである。

- 1) 南西諸島及びその近海並びに其の住民に関する全ての政治及び管轄権並びに最高行政責任は、占領軍総司令官兼軍政長官たる本官(米国海軍元帥C・W・ニミッツ)の権能に帰属し、本官の監督下の部下指揮官によって行使される。
- 2) 日本国政府の全ての行政権を停止し、日本裁判所の司法権を停止する。
- 3) 住民の慣習と財産権を尊重し、本官の職権行使上改廃の必要を生ぜざる限り現行法規の施行を持続する。
- 4) 住民は、本官又は部下指揮官の公布する全ての命令を敏速に遵守し、占領軍に対する敵対行動等、不穏行為又は治安妨害行動に出てはならない。



- 5) 全ての官庁、支庁及び町村又は他の公共事業関係者並びに雇用員は、本官又は特定された米国軍士官の命令の下にその職務に従事せよ。
- 6) 今後、布告、規則並びに命令は、本官又は本官を代理する官憲により逐次発表され、これによって住民に対する我が要求又は禁止事項を明記して、各警察署並びに部落に掲示する。

#### 「ニミッツ布告」の第4項の意味

「ニミッツ布告」第4項に定める財産権の尊重は、ハーグ規則第46条に対応し、これに従うことを確認したものである。それは私有財産の尊重を定めるだけでなく、没収禁止を明定しているため、占領軍が私有地を所有者から取り上げることは許されない。

しかしながら米軍は、戦争のために必要ならば敵の土地を勝手に占拠して使用してもかまわないとの解釈から、占領と同時に多くの私有地を勝手に占拠して使用し、不必要な土地だけを住民に開放した。占拠した土地には地料や損害補償を支払うことはなかった。

#### 布告第7号の公布

ニミッツ元帥はニミッツ布告について、布告第7号「財産の管理」を發布した。この布告第7号「財産の管理」は、有形無形の全ての財産を対象にし、土地、建物等の不動産、車両、船舶その他の動産等、全てに及ぶが、土地に限定するとその概要は次のとおりである。

「全ての国有財産」を軍政府財産管理官の管理に委ねる。

国県有地は全て軍政府財産管理官の管理下におかれる。

市町村有地は私有地と同一の取り扱いとなり、市町村に引き渡された。

軍政府財産管理官の管理下におかれる私有地は、国県有地を除く、「遺棄財産」と「国際法の下で賠償なくして略取しうる私有財産」である。

分類不明の財産は、取りあえず、国有財産として取り扱い、軍政府財産管理官の管理下におく。

#### 宮古、八重山の軍政

宮古、八重山などの軍政には大きな特徴が2点あげられる。

一つには、占領が戦闘中の占領ではなく、停戦後の占領であったことから、軍政も沖縄とは異なる形で始まったことである。

米軍部隊の宮古への進駐は昭和20年(1945年)8月26日で、すでに停戦協定調印が済み、停戦命令が下されており、戦闘行為は全くなき、降伏した日本軍の武装解除作業は、占領軍によって平穏裡に進められた。現地には、従前からの沖縄県支所や町村の機構が残っていて、曲がりなりにも機能し続けていた。占領軍の直接的軍政活動は、食糧、医薬品等を放出する程度のことで、その他の諸島についても大体同様であった。

次の特色は、組織的軍政の開始が大幅に遅れたことである。これらの諸島については、

ニミツ布告とはほぼ同様の「布告第一号A」が発布されたのは、沖縄戦終結から5ヵ月、日本の無条件降伏後でもすでに3ヵ月を経過した11月26日のことである。しかも実際に軍政府が発足したのは、さらに遅れて宮古では12月8日、八重山では翌年3月28日であった。

昭和21年(1946年)1月29日に至り、SCAP覚書<sup>9</sup>により正式に日本本土から行政分離され、宮古、八重山は明確に米軍沖縄基地司令部の管轄下におかれることとなった。

## (2) 土地所有権認定

土地関係公図・公簿類が完全に残っていたのは、奄美大島、宮古、八重山の3群島関係だけであった。沖縄群島関係では、久米島で土地登記簿が残されていたのを除き、ほとんど灰燼<sup>かいじん</sup>に帰しており、地籍不明の状態にあった。そこで軍政府は、米国海軍軍政府指令第121号「土地所有権関係資料の蒐集に関する件」を発し、土地の所有関係を確認公証するための準備作業を進めることとした。まず、沖縄諮詢会<sup>10</sup>総務部の監督の下に、各村には村土地所有権委員会、各字には字土地所有権委員会を置き作業を進めた。地籍調査から土地所有権証明書の交付までの土地所有権認定事業は、昭和21年(1946年)以来5年の歳月をかけて一応は終結したのであるが、調査漏れや所有者不明土地等、問題が残された。

こうして戦後5年間にわたって空白となっていた沖縄群島の土地登記・台帳制度が再開されることになった。ただし、宮古・八重山群島の場合は、登記簿、土地台帳共に戦災を免れて残っており、戦前からの官署組織も残っており、沖縄群島において登記が再開されると、この2群島でも登記事務が本格的に再開されるという経過をたどった。

## 2. 米国の沖縄政策

沖縄戦後、旧軍飛行場用地に関して生じた混乱が、米国の対沖縄政策と関わっているところを整理し、確認する。前項では旧軍飛行場用地問題を時間軸に沿って確認してきたのであるが、ここではアメリカの沖縄『戦後沖縄の政治と法』(1975年/財団法人東京大学出版/宮里政玄・編著)により、終戦から復帰までの旧軍飛行場用地に関わると考えられる米国の対沖縄政策と指揮系統並びに土地法制との関係を確認する。

### (1) アメリカの対沖縄政策の形成と展開

同書ではアメリカの沖縄統治を次のように7時期に区分している。

1945年～1948年：戦後初期の統治期

<sup>9</sup> 「若干の外郭地域を政治上、行政上、日本から分離することに関する覚書」「行政権分離覚書」

<sup>10</sup> 沖縄諮詢会：1945年8月、米国軍政府の命令により設置された住民代表の組織。翌年4月には、沖縄民政府となり、沖縄議会も設置された。

- 1949年～1953年：沖縄統治方式の確立期
- 1954年～1958年：強行政策期
- 1958年～1964年：日米協調路線期
- 1964年～1967年：沖縄返還交渉第1期
- 1968年～1969年：沖縄返還交渉第2期
- 1970年～1971年：沖縄返還協定の成立期

まず、「戦後初期の統治期(1945年～1948年)」における米陸軍省の『Field Manual 27-5』によると、軍政は総司令官の責任であり、立法、行政、司法の全権は作戦司令官に付与される。総司令官は占領地区の軍政長官となり、その権限は戦時国際法によってのみ制限される。沖縄における軍政もほぼこの『Field Manual』に沿って行われたようであるが、沖縄戦が米陸・海軍の共同作戦であり、軍政要員も両軍で構成されていたため、軍政の指揮系統等に多くの混乱が生ずることになった。

沖縄戦は太平洋方面総司令官のニミッツ提督を総指令官とする陸・海軍部隊によって行われたが、軍政については、戦闘終了後に駐留する部隊のほとんどが陸軍であるという理由からニミッツはその責任をバックナー中将に委譲した。沖縄の軍政に関する準備はまず海軍が着手したが、1945年3月26日、慶良間上陸により沖縄戦が始まったおりニミッツは布告を發布(日付なし)し、軍政の施行を宣言した。その後の指揮系統は少なからぬ混乱を見せたが、1945年7月31日以来、米国陸軍の司令官が琉球列島の軍政長官である。指揮系統の混乱は軍政が陸軍に移管されたことによって收拾された。陸軍移管と同時に西太平洋方面陸軍総司令官が軍政長官となり、沖縄基地司令官は軍政府長官となった。1947年1月1日には、日本、マリアナ、小笠原、琉球、フィリピンに駐留する陸・海・空軍3軍を統括する極東軍総司令部の設置に伴って沖縄はフィリピン＝琉球軍司令部の下に置かれたが、その後沖縄基地司令部が独立し、その司令官が軍政長官を兼ねることになった。沖縄基地司令官は1950年12月に米民政府が設置されるまで軍政長官を兼任した。

次に「沖縄統治方式の確立期(1949年～1953年)」であるが、1949年に至ると、沖縄基地の重要性が認識されその恒久化が決定されると、軍政府は高圧的な統治政策を変更する必要に迫られ、米国陸軍省の調査結果により、軍政府の指導の下に十分な権限を持つ、住民による中央政府機関の早急なる設置が勧告された。1950年6月30日には特別布告37号「群島政府知事及び群島議会議員選挙法」が公布され、1950年7月10日には軍政布令19号「各群島知事及び群島議員選挙法」が発令され、1950年11月4日に群島政府が発足した。恒久的な基地建設を契機としたとはいえ沖縄の民主化政策が推進された時期であった。一方、同時期に朝鮮戦争によって沖縄基地の価値が実証されていた。この朝鮮戦争を契機に対日平和条約交渉が急速に進められ、沖縄における条項では、アメリカを施政権者とする信託統治下に、琉球及び小笠原を置くことになった。

この決定に従って統合参謀本部は1950年10月4日、極東軍総司令官を琉球民政府長官とした米民政府の設置を命じた。また、市町村及び群島の行政機構を追認し、能う限り速やかに中央政府を設置することが指示された。こうして沖縄統治は軍事占領から長期的統治へと転換されていったのである。

沖縄を間接的に統治することは米軍の上陸以前からの基本方針であった。当初、沖縄側の政治機構は群島政府の上に中央政府を置く、いわば「連邦制」に類似したものを構想していたが、群島知事選挙の最中、軍政府の意向を受けて米民政府は、立法、行政、司法の3機関を備えた臨時中央政府を設置したもののその機能を中央政府に吸収し、群島政府を解消していった。

1951年12月、米民政府布令57号「琉球政府立法院議員選挙法」が公布され、翌3月2日に選挙が実施された。さらに布告13号『琉球政府の設立』『琉球政府章典』を公布し、1953年初までに間接統治方式が確立された。米民政府は絶対的な権限を保留し、琉球政府はその代行機関として役割を与えられたのである。<sup>11</sup>

「強硬政策期(1954年～1958年)」の沖縄はニュールック戦略下<sup>12</sup>において戦略軍事基地としての重要性を一層増し、近代化への要求とともに軍用地の接収が必要となっていた。この時期における米民政府の姿勢は、反共基地における住民はそこを守る米軍と一体であり、住民と米軍の関係を強固なものにするために米民政府は存在する、といったものであった。反米の立場にあるものは容赦なく弾圧したが、沖縄の統治を容易にするための積極的な措置も講じた。沖縄の文化伝統の保存と醸成や援助による経済開発である。

1958年以後、「日米協調路線期(1958年～1964年)」にも沖縄基地は一層強化されたが、日本政府も求めていた軍用地の一括払いの廃止と適正補償が取り決められた。アメリカは経済的に妥協することによって軍事的利益を脅かしていた最も重要な政治問題を解決したのである。この時期に米民政府は復帰運動については根絶しえるものではなく、激化せず、適当なレベルでとどめられるようにすることが米民政府の政策であった。

1960年7月プライス法が制定された。この法律の目的は琉球列島の経済的・社会的発展を促進する計画に明確な法的根拠を与えると同時に、アメリカの統治を米国内法で合法化し、軍事的任務をより効果的に遂行できるようにすることであった。

1962年3月ケネディ大統領の発表した声明で、沖縄が完全に日本の主権の下に復帰することを許す日を待望している旨が示されたが、ケネディ政策に最も反対したのはキャラウェイ高等弁務官であった。キャラウェイ施政の下で沖縄の自治権は拡大されるどころかむしろ大きく後退したのであるが、結局はこの路線は失敗に終わった。

時代は「沖縄返還交渉第1期(1964年～1967年)」へと進み、1964年4月に

<sup>11</sup> 1951年1月、主席公選制は無期限に延期されていた。

<sup>12</sup> 沖縄を前進基地、日本とフィリピンを二次的基地とする等、太平洋各地域を包み込む当時の軍事戦略。

は沖縄援助を協議する日米協議委員会<sup>13</sup>と日米技術委員会<sup>14</sup>が設置され、7月にキャラウェイ弁務官が更迭されたことは、アメリカの対沖縄政策の転換を示すものであった。キャラウェイの跡を継いだワトソン高等弁務官の第一の任務は沖縄の政治的混乱を收拾することと日米協調における民生向上、自治権拡大の推進であった。

1965年半ば、沖縄の政情は不安定であったが、復帰運動は高まりを見せ、日本政府も沖縄の返還に強い関心を示していた。1967年11月の日米共同声明で、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針が示された。

その後、アメリカの対沖縄政策は急速に変化し、「沖縄返還交渉第2期（1968年～1969年）」へと時代が転換していった。沖縄の復帰運動が一層激化し、主席公選も実施される中、1969年11月の日米共同声明で沖縄返還が明示された。

こうして「沖縄返還協定の成立期（1970年～1971年）」に至るのであるが、アメリカの沖縄基地に関する方針は、「周辺戦略」に沿って沖縄基地の再編・合理化を行い、沖縄地域の防衛は自衛隊に委ねることであった。繊維問題、地位協定、対米請求権等、返還協定に関連する重要な取り決めを進めながら1971年6月17日、沖縄返還協定の調印式が行われたのである。

## （2）米国の沖縄統治基本法の系譜

沖縄の場合は、日本の一部が米国の支配下に置かれるという特殊な法的地位にあったため、その国の国法秩序の統一的体系を構成する統治基本法が明快な体系構造をとりえなかった。米国の沖縄統治を根拠づける国際法、統治主体たる米国の国内法、本来の意味における米国国内法とは区別される沖縄現地法、及び（潜在）主権国たる日本の国内法等が複雑に絡み合う特殊複合的な体系構造が見られる。さらにそれは、米国の沖縄統治政策との関連で理解されなければならない側面を特に強く有している。

米国の沖縄統治は、大きく二つの時期に分けることができる。対日平和条約の発効（1952年4月28日）の前（占領期）と後である。その法的根拠は、それぞれ、戦時国際法と平和条約第3条とみることができる。占領期は1949年後半を境にして、二つの時期に分けられる。第1期は、住民の自治組織が作られる以前において、占領軍たる米軍が直接に占領目的の遂行と秩序の回復に当たった時期であり、第2期は、米軍が許容する枠内ではあるにせよ、住民の自治組織が形成される時期である。

平和条約第3条に基づく統治の時期は、「琉球列島の管理に関する大統領行政命令」によって二分される。第1期は、平和条約の発効により、米国の沖縄統治が同条約第3条に基づく統治へと移行したにもかかわらず、統治基本法について特別な措置がとられることな

<sup>13</sup> 日米協：外務大臣、総理府総務長官、米駐日大使より構成。

<sup>14</sup> 技術委：高等弁務官、総理府総務長官および琉球政府行政主席の指名するものによって構成。

く、同条約直前に確立された組織に基づいて統治がなされた時期であり、第2期は、大統領行政命令に基づいて統治がなされた時期である。

対日平和条約発効以前の時期は、さらに、日本軍の正式降伏を基準にして二分できる。前期は、いわゆる「二占領地区」時代に相当する。軍政府は設置されていたものの、まだ交戦状態であり、具体的な軍政府の活動は、米軍の指定する収用地域における軍政チームを通じて行われた時期であり、ニミッツ書簡等の指示に基づく一連の米国海軍軍政府布告の下で、諮詢会の設置等の具体的統治行為は、回状(circular)等に基づいてなされた。

後期は、指令11号による軍政府組織の整備と16の軍政地区の設置をもって始まる。軍政地区は、その後次第に軍政本部に統合吸収され、ニミッツ書簡に基づく指令129号によって、全島にわたる統一的な軍政府組織が形成される。それに平行して、諮詢会に設けられた各部は、全島的な組織として整備され、指令156号による沖縄中央政府の創設に伴い、同政府の各部局を構成するものとなる。具体的統治行為が軍政地区隊長を通じて行われるところから、地区隊長を名宛人とする指令という形式の法令がこの時期から出てくる。沖縄政府の設立以後、指令は、同政府の知事宛となる。軍政府は1946年7月1日、海軍から地区軍に移管される。

第2期は、住民の自治組織の形成期として特徴づけられるが、内容的には、FEC指示(1949年8月9日)に基づく群島政府の設立とFEC<sup>15</sup>書簡<sup>16</sup>(1950年12月5日)に基づく全琉的な自治組織(琉球政府)の設立に分けられる。群島政府及び琉球政府が第1期の住民組織と異なる点は、制限的にせよ、それぞれ独立した司法、立法、行政の三権を具備した自治組織であり、その名称も、沖縄民政府から群島政府及び琉球政府に変更されることになる。なお、米軍政府の名称は、FEC書簡に基づき、琉球列島米国民政府に変更される。

このFEC書簡では、土地政策について民政副長官に次のとおり指示している。(前出「土地連30年のあゆみ」)

日本国有地のうち米国政府が使用しない分については、まず無償で琉球の政府機関の公用に供し、米国政府が譲渡権限を取得したらこれをかかる政府機関に譲渡する。残余の国有地については、賃料をとって琉球人に優先的に貸与する。その際、土地の永久的改良を奨励するため、賃貸借条項中に、米国政府がその土地の譲渡権限を取得したら、賃借人は賃貸契約締結の際に定められた価格と条件でこれを買い取る権利を有する旨を定めるのが適当である。

本土在住の日本人たる個人又は法人の所有地については、米国政府の使用しない分は、

<sup>15</sup> FEC : Far East Command (米国極東軍総司令部)

<sup>16</sup> Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands. 「琉球列島米国民政府に関する指示」。アメリカによる沖縄の長期保有を予示するもので、統合参謀本部の命令に従い、極東総司令部が発した。

そのまま所有者の支配に服するが、琉球経済の便益のため合理的に活用すべきである。所有者がその使用について同意しないときは、収用手続によって権限を取得したうえ、適当な購入希望者に売却する。

米国政府の使用しない日本人所有地については、所有者に対してこれを琉球住民に売却するよう促すものとする。

同書簡は、基本的には沖縄統治をそれまでの軍事一辺倒から軍事的必要の許す範囲で民生を安定させ、沖縄を長期保有するための足場固めをしようとしたものであった。

対日平和条約の発効以降の第1期は、それに関する統治基本法に関する特別な措置はとられなかった。しかしながら、沖縄住民が、平和条約の発効により何らかの新しい措置がとられるべきことを要求したこともあって、布告22号(1953年4月30日)により、平和条約下における米国民政府の存続および条約発効前に米国民政府によって発布された法令の有効性が確認された。

第2期は、統治基本法として「琉球列島の管理に関する大統領行政命令」が発布され、それに基づいて統治が行われた。

### (3) 米国民政府の法令について

米国民政府が沖縄の住民に対して公布した法令の形式は、布告(Proclamation)、布令(Ordinance)、指令(Directive)の3種である。その他に、覚書(Memorandum)、書簡(letter)等、その法的性格が不明確なものも存在する。

布告、布令および指令は、発布機関、法令の形式、法令番号および発布年月日によって特定される仕組みになっている。

軍政府時代の布告には、海軍軍政布告と軍政府特別布告の2種がある。海軍軍政布告はニミッツによって発布されたもので、10号まであり、その第1号が日本軍の権限の停止を宣言したニミッツ布告である。これらの布告には公布年月日が明示されていないが、ニミッツ書簡等に基づき、占領を前提にあらかじめ準備され、占領直後に発布されたためだと考えられている。後者の特別布告は、発布機関が海軍軍政府から陸軍軍政府に変わるが、布告番号は両者を通じて一連番号となっている。

布令は海軍軍政府の時期にはなく、陸軍になっても、1948年には1号、1949年に1~2号が出されただけで、数多く発布されるようになったのは、1950年からである。その名称は軍政布令である。

指令は、海軍軍政府指令と陸軍軍政府指令があり、前者は前述のとおり、宛先によって2つのシリーズに分けられ、後者は、各年ごとに1号から番号がつけられている。

民政府時代の布告は、高等弁務官制の採用を基準にして、それぞれ1号から始まる2つのシリーズに分けられる。その名称は前期が、民政布告、後期は琉球列島民政府布告または米国人政府布告である。

布令は、民政府布令と高等弁務官布令がある。布令番号は、前者は軍政府布令から連続した番号であり、後者は改めて1号から始まっている。

指令の名称は、高等弁務官制後も民政府指令であり、1962年度および1964年度だけは高等弁務官指令となっている。なお指令の宛先は、琉球政府設立前は、群島政府またはその他の諸機関宛になっているが、琉球政府設立後は琉球政府行政主席宛になっている。



### 第3節 旧軍飛行場用地問題のその後の経過

#### 1. 旧軍飛行場用地問題の発端

沖縄県は、昭和53年3月に「旧日本軍接收用地調査報告書」を作成し、公表した。同報告書の内容を引用しつつ、旧軍飛行場用地問題の発生要因を確認しておきたい。

旧日本軍が戦争遂行のため沖縄住民の土地を接收したのは、昭和16年(1941年)頃から昭和20年(1945年)にかけてである。

旧地主に対するアンケート調査等によると土地取得の状況は、地域や施設によってそれぞれ異なっており、所有権の移転登記まで済んだところや、村長との仮契約まで締結したところ、接收の趣旨、目的を説明した程度のところ、さらにはまったく何も説明もしなかったところ等様々である。

また、土地代金の受領状況や補償金の受領状況についても地域によって異なり、さらに土地代金や補償金を受領した人も強制的に貯金や国債購入等をさせられ、結局、敗戦とともに何も残っていないという惨めな状態となった。

沖縄県においては、戦時下でほとんどの公図、公簿類が焼失したため、戦後、米軍は沖縄民政府の指導・監督の下に各市町村長に土地所有権決定の作業を実施させたが、旧日本軍が取得した用地については、土地所有権の申請は提出しないように、また、申請・受付があっても保留になったりして、結局、所有権は認められなかった。

この結果、ほとんどの旧軍飛行場用地は日本国有地として米国民政府琉球財産管理事務所管理の土地となり、昭和47年(1972年)5月15日の施政権返還とともに、大蔵省に移管され、以来、国有地として国の管理下にある。

このように旧軍用地取得の経緯は様々であるが、旧地主らはほとんどの用地が強制的に取得され、その代金が支払われたとしても貯金や国債の購入を強いられ、終戦後、現金化することもできなかったとしている。

## 2. 旧軍飛行場用地の現状

沖縄県内に存在する16の旧陸・海軍飛行場用地の現状を別表に示す。その内、主な飛行場用地の概要は次のとおりである。

### (1) 沖縄本島

#### 沖縄北飛行場（読谷補助飛行場）

平成13年現在で国有地面積は24万6千平方メートルとなっている。同用地はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）合意により、楚辺通信所の移設と併せて、平成17年5月末までに返還される予定であり、その後、国から読谷村に売り払いが計画されている。

なお、同地には黙認耕作地が存在しており、跡地利用を図るうえで解決すべき課題として残されている。

#### 沖縄中飛行場（嘉手納飛行場）

同地は、嘉手納飛行場の滑走路用地の一部として使用されており、平成13年現在の国有地面積は4万8千6百平方メートルである。

#### 海軍小禄飛行場（那覇空港）

同飛行場は、昭和8年の設置以来、逓信省航空局が一時管理したが、その後の旧海軍の拡張工事に伴って問題が発生した。

現在、那覇空港用地の一部として使用されており、平成13年現在の国有地面積は12万4千7百平方メートルである。

### (2) 宮古島

#### 海軍宮古飛行場（宮古空港）

同地の国有地面積は、平成13年現在、16万4千9百平方メートルである。現在、宮古空港用地及びその周辺は、農地等として使用されている。

農地には国との借地契約による耕作者がおり、そのうちの約7割が旧地主以外の耕作者となっている。

### (3) 石垣島

#### 平得飛行場（石垣空港）

同地の国有地面積は、平成13年現在3万3千6百平方メートルである。現在、石垣空港用地として使用されており、一部に、農地、宅地見込地、雑種地等が残されている。

飛行場周辺地の農地については、昭和61年から62年に旧地主を中心に払い下げが行われ、また耕作者と旧地主が異なる農地については、旧地主から同意書を得て耕作者に払い下げられている。

#### 白保飛行場

平成13年現在の国有地面積は68万4千平方メートルであり、同地のほとんどにおいて国との借地契約により農耕が行われている。

借地契約者からは農地法に基づく払い下げ要請がなされ、旧地主からは所有権回復等の要望がある。

#### (4) 伊江島

##### 伊江島飛行場(伊江島補助飛行場)

沖縄総合事務局の資料によると、98万2千平方メートルが国有地となっているが、同地の中には県管理所有者不明地として47万8千平方メートルが含まれている。

同地においては、ほとんどが米軍提供施設内での黙認耕作地となっている。

旧軍飛行場の現状一覧表

施設名、接收時期	現在の状況、所有、経緯等
1．伊江島飛行場 （伊江村） 18年10月	伊江島補助飛行場、伊江島空港（国有地） ・一部の土地は所有者不明（県管理）となっている。 ・ほとんどが黙認耕作地 ・H15年 伊江村旧飛行場用地問題解決地主会結成
2．沖縄北飛行場 （読谷村） 18年夏	読谷補助飛行場（国有地） ・S49 読谷飛行場用地所有権獲得期成会（後に読谷飛行場用地所有権回復地主会）結成 ・S54 三原開発庁長官国会答弁「国は地元の利用計画等が提出されれば払い下げを検討する」 ・S62 読谷村「読谷飛行場転用基本計画」作成 ・H8 那覇防衛施設局、総合事務局、県、読谷村による「読谷飛行場跡地利用促進連絡協議会」設置 ・H12 旧軍飛行場用地問題解決促進協議会（以下、協議会）加盟 ・H13～ 島田懇談会事業（先進農業支援センター）に着手
3．沖縄中飛行場 （嘉手納町） 19年4月	嘉手納飛行場（国有地） ・復帰前 旧中飛行場関係権利獲得期成会（後に嘉手納旧飛行場権利獲得期成会）結成 ・S52 土地所有権確認訴訟を旧地主が提訴 ・H7 最高裁において原告が敗訴 ・H12 協議会加盟 ・H15 協議会を脱退し旧軍飛行場地主会連合会（以下、連合会）を結成・加盟
4．沖縄南飛行場 （浦添市） 19年着工	牧港補給地区（キャンプキンザー）（民有地） ・所有権申請で旧地主の所有権が認められた。
5．小祿飛行場 （那覇市） 16年～19年	那覇空港（国有地） ・旧那覇飛行場所有権回復地主会（後に旧那覇飛行場問題解決地主会） ・H12 協議会加盟 ・H15 鏡水地区の旧地主が旧小祿飛行場字鏡水権利獲得期成会を結成、連合会加盟

6．石嶺秘密飛行場 (那覇市) 19年着工	民有地  ・所有権申請で旧地主の所有権が認められた。
7．沖縄東飛行場 (西原町) 19年	民有地  ・所有権申請で旧地主の所有権が認められた。 ・S34年まで米軍が使用後、解放された。
8．与根秘密飛行場 (豊見城市) 19年着工	民有地  ・未使用のまま放棄され、自然発生的に地主が使用したようである。 (詳細不明)
9．海軍飛行場 (平良市) 18年10月	宮古飛行場、畑(国有地)  ・耕作者が国と借地契約して使用しており、耕作者からは払い下げの要望がある。 ・H13 旧宮古海軍飛行場用地等問題解決促進地主会結成、協議会加盟 ・H15 協議会を脱退し、連合会を結成・加盟
10．中飛行場 (上野村) 19年4月	畑(民有地) 一部国有地  ・S55,56 旧地主と現耕作者がほぼ一致していたので、農地法36条に基づく売払いが行われた。
11．西飛行場 (下地町) 19年11月	畑(民有地) 一部国有地  ・S55,56 旧地主と現耕作者がほぼ一致していたので、農地法36条に基づく売払いが行われた。
12．平得飛行場 (石垣市) 18年～20年	石垣空港(国、県、市、民有地) 畑(民有地)  ・S61,62 旧地主と現耕作者がほぼ一致していたので、農地法36条に基づく売払いが行われた。(旧地主と現耕作者が一致していない土地については、旧地主から同意書をとって現耕作者に売り払いしている。) ・H15 旧日本海軍平得飛行場地主会設立、連合会加盟

<p>13. 白保飛行場 (石垣市) 18年～20年</p>	<p>畑(国有地、一部民有地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作者が国と借地契約して使用しており、耕作者からは払い下げの要望がある。</li> <li>・ H13 旧日本陸軍白保飛行場旧地主会結成、協議会加盟</li> <li>・ H15 協議会を脱退し、連合会を結成・加盟</li> </ul>
<p>14. 平喜名飛行場 (石垣市) 8年</p>	<p>国際農林水産業研究センター沖縄支所(国有地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大日本製糖、大浜村と海軍省が売買契約を締結</li> </ul>
<p>15. 宮良秘密飛行場 (石垣市) 20年</p>	<p>畑(民有地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全筆、大浜村の所有地であった。登記簿上は所有権移転の確認はできない。</li> <li>・ 戦後、分筆し農地として払い下げ</li> </ul>
<p>16. 海軍飛行場 (南大東村) 18年～20年</p>	<p>旧南大東空港滑走路(国有地)、畑(民有地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本製糖会社から国へ譲与された。</li> <li>・ 畑部分は復帰後、農地法36条に基づく売払いが行われた。 南大東島は昭和39年まで全島が日糖所有地であり、地籍がなかった。</li> </ul>

### 3. 旧軍飛行場用地の返還要請等に関する主な経緯

旧軍飛行場用地の返還等に関する要請等は以下のとおり

#### 昭和43年(1968年)

8月16日 「宮古飛行場用地として旧日本軍により強制接收された土地の返還について」総理府総務長官及び日本政府沖縄事務所長に要請

#### 昭和44年(1969年)

3月25日 「宮古飛行場用地として旧日本軍により強制接收された土地の返還陳情について」総理府総務長官及び日本政府沖縄事務所長に要請

#### 昭和51年(1976年)

5月17日 「旧日本軍飛行場用地(読谷、伊江、下地、石垣)の旧地主への返還について」大蔵大臣及び防衛施設庁長官に要請

8月9日 「旧日本軍飛行場用地(読谷、伊江、下地、石垣)の旧地主への返還について」衆議院及び参議院沖縄特別委員会調査団に要請

10月23日 「旧日本軍飛行場用地(読谷、伊江、下地、石垣)の旧地主への返還について」沖縄開発庁長官に要請

#### 昭和52年(1977年)

3月17日 国会において、福田総理大臣が「旧軍用地問題について調査を行う」旨発言

7月8日 嘉手納旧飛行場権利獲得期成会が土地所有権の確認等を求めて提訴

#### 昭和53年(1978年)

3月31日 県が「旧日本軍接收用地調査報告書(県総務部)」を作成

4月17日 大蔵省が「沖縄における旧軍買収地について」の調査報告書を衆議院予算委員会に提出

#### 昭和54年(1979年)

6月1日 国会において、三原沖縄開発庁長官が「沖振法に基づき、県、市町村で開発計画等を出すことが出来れば、その法の運用によって処理する。」旨発言

11月28日 国会において、竹下大蔵大臣が三原沖縄開発庁長官同様の発言

#### 昭和55、56年(1980、81年)

旧西飛行場(下地町)、旧中飛行場(上野村)用地の農地法に基づく土地の払い下げ(165名、183人)

#### 昭和60年(1985年)

7月30日 嘉手納基地土地所有権確認等訴訟一審判決(原告敗訴)

昭和61・62年(1986、87年)

旧平得飛行場用地の一部、農地法に基づく土地の払い下げ(37名、91人)

平成3年(1991年)

5月30日 嘉手納基地土地所有権確認等訴訟福岡高裁判決(原告敗訴)

平成7年(1995年)

4月25日 嘉手納基地土地所有権確認等訴訟最高裁判決(原告敗訴)

平成12年(2000年)

9月20日 沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会(以下「協議会」)の設立

11月30日 協議会が県に所有権回復を要請

平成13年(2001年)

6月～12月 那覇市他50市町村議会が「沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理を求める意見書」を採択(平成14年3月に与那城町議会、12月に石垣市議会が同意見書を採択し、県内全市町村議会で採択された。)

7月5日 県議会が「沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理を求める意見書」を採択

8月28日 協議会が県に戦後処理問題としての解決を要請

平成14年(2002年)

3月20日 衆議院沖特委において、「地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること。」を附帯決議

3月29日 参議院沖特委において、「沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること。」を附帯決議

5月10日 県議会が「沖縄振興計画県案」の中に施策を盛り込むことを求める決議(旧軍飛行場用地問題を明確に位置づけることを含む。)

5月31日 県が沖縄振興計画案に旧軍飛行場用地問題を戦後処理問題として位置づけるに提出

7月10日 沖縄振興計画総理大臣決定

10月11日 「旧軍飛行場用地問題の解決促進について」細田沖縄担当大臣に要請

平成15年(2003年)

1月31日 「旧軍飛行場用地問題県・市町村連絡調整会議」設置及び会議開催

10月5日 「旧軍飛行場用地問題の解決促進について」茂木沖縄担当大臣に要請

12月26日 沖縄県旧軍飛行場用地地主会連合会設立

平成16年(2004年)

1月13日 「旧軍飛行場用地問題の解決促進について」参議院沖特委谷林委員長に要請



### 第3章 法制度等成立の背景とその検討

### 第3章 法制度等成立の背景とその検討

#### 第1節 臨時資金調整法

##### 1. 臨時資金調整法成立の背景

第一次近衛文麿内閣成立直後の昭和12年(1937年)7月7日、日中戦争が勃発する。近衛内閣は、第72帝国議会において臨時資金調整法を通過させ、同年9月10日、公布する。臨時資金調整法の目的は、国内資金の用途を調整することにあった。具体的にみると、設備資金の供給を統制することによって、設備資金の貸し付けや株式・社債の発行、会社の新設・増資などをすべて政府の許可事項とし、軍需関連産業には設備資金を豊富に供給する一方、他方で不要不急産業への資金流入を徹底して制限するものであった。すなわち、資金の流れの統制によって国内における物資の流れを規制して軍需産業への生産資材の供給を円滑にするのみならず、公債の増発にともなう物価の騰貴と輸入の増加傾向に歯止めをかけるためにも資金の重点的な配分が必要とされたのである。また、不要不急産業への設備資金の供給を制限することによってその生産手段の輸入を極力抑制し、外貨の支払いを節約して乏しい外貨を軍需品の輸入に集中させる、という効果をもねらったのである。

##### 2. 臨時資金調整法改正のもつ意味

昭和17年(1942年)4月1日の改正のなかで、「第十条ノ二」項に、土地に関する条項がはじめて登場する。

どうして、中央政府は、この条項を盛り込んだのか。この点について吟味するが、糸口として、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第18巻の「年表」を紐解き、昭和17年(1942年)1月から4月1日の改正にいたる道筋を追ってみる。そして、中央財政の歳出の動き、軍事費のなかでの陸軍省の経費・海軍省の経費、歳入総額に占める公債・借入金の動きをとらえるなかで検討する。

1942年1月 4日	昭和17年度国内資金調査規則公布
1942年1月 7日	閣議、租税増徴案・日本銀行法案・戦時金融金庫法案・金融統制団体勅令案等66件の法案要綱決定
1942年1月10日	第1回戦時報国債券3,000万円 第1回戦時貯蓄債権7,500万円、発行
1942年1月13日	郵便貯金、90億円突破
1942年1月18日	日独伊三国同盟締結
1942年1月19日	第23回国家総動員審議会、金融統制団体令要綱・金融事業整備令要綱可決
1942年1月29日	大蔵省、将来の増税に関し、直接税中心と負担均衡貫徹困難を説明
1942年2月 2日	蔵相、国家資金計画公表、国民所得450億円、財政資金240億円

- 1942年2月 5日 蔵相、戦費財源調達などを区分せず、増税の恒久性明示
- 1942年2月18日 軍需産業融資への貸し出し制限緩和
- 1942年2月20日 陸軍作業会計法、陸軍航空工廠資金特別会計法、海軍工廠資金会計法の臨時特例改正公布。戦時金融金庫法公布、資本金 3 億円、政府 2 億円出資
- 1942年2月24日 管理通貨制度を明示
- 1942年3月11日 郵便法、郵便貯金法各法中改正公布。郵便料金値上げ、郵便貯金限度額を 3,000 円から 5,000 円に引き上げ
- 1942年4月 1日 臨時資金調整法中改正公布施行。税務署官制中改正公布施行、税務官吏大幅増員。大蔵省、兌換銀行券最高発行限度額を 47 億円から 60 億円に改正告示。朝鮮銀行券発行限度額を 6 億 3,000 万円から 7 億 5,000 万円に改正告示。台湾銀行券発行限度額を 2 億 4,000 万円から 2 億 7,000 万円に改正告示

これが、昭和17年(1942年)4月1日の臨時資金調整法の改正にいたる大きな経緯である。この経緯は、何を語り、そのなかから何を読み取ることができるのか。このことこそ吟味すべき問題である。改正の底には、資金調査・租税増徴・戦時国債発行・戦時貯蓄債券発行・増税の恒久性の確定・軍需産業融資の制限緩和・郵便料金及び郵便貯金額の引き上げ・兌換銀行券発行限度額の引き上げなど、増大する一方の軍事費を補填することがあったのである。

このことを確認するために、中央財政における歳出決算額の動きを示す表1を作成した。表にみるとおり、歳出に占める軍事費の割合は、1938年=47.3%、39年=55.2%、40年=52.5%、41年=56.2%、と年を重ねるごとに増加の一途をたどるのである。

表1 歳出決算額の推移（中央財政）

単位：100万円・年

内訳 年度	一般会計	うち軍事費	特別会計	臨時軍事費特別会計	一般特別単純合計	一般特別純計	軍事費合計	歳出に占める軍事費の割合
1936	2,282	1,201	7,661	---	9,943	8,432	1,201	12.1
1937	2,709	1,406	8,402	2,034	11,111	9,195	3,441	37.4
1938	3,288	1,419	11,729	4,795	15,017	13,124	6,214	47.3
1939	4,493	1,924	14,390	4,844	18,883	12,273	6,769	55.2
1940	5,860	2,525	17,408	5,723	23,268	15,704	8,247	52.5
1941	8,133	3,367	27,717	9,487	35,851	22,891	12,854	56.2
1942	8,276	537	35,554	18,753	43,830	31,965	19,290	60.3
1943	12,551	510	50,621	29,818	63,173	47,458	30,328	63.9
1944	19,871	262	64,913	73,494	84,785	----	73,756	87.0
1945	21,496	316	78,355	16,465	99,851	----	16,781	16.8

出所：東洋経済新報社『昭和国勢総覧』第2巻、222・247頁、より作成。

注)：1944年、1945年は、「一般特別統計」が出されていないので、歳出に占める軍事費の割合は、一般特別単純合計で算出した。

加えて、軍事費のうち陸軍省・海軍省経費の動きを表2から確認すると、1939年と比較すれば、陸軍省で40年=1.44倍、41年=1.84倍、海軍省で40年=1.29倍、41年=1.86倍となっている。

表2 軍事費のうち陸軍省・海軍省経費の推移

単位：100万円

年度	内訳	陸軍省	海軍省
1936		510,719	567,450
1937		591,474	645,364
1938		487,500	679,245
1939		825,075	803,534
1940		1,192,469	1,033,710
1941		1,515,249	1,497,374
1942		56,453	22,617
1943		677	1,138
1944		728	1,145
1945		557	11,006

出所：東洋経済新報社『昭和国勢要覧』第2巻、247頁より作成。

このように、臨時資金調整法改正の企ては、増大する軍事費の調達を円滑にするためのものであったのである。

「第十条ノ二」の条文は、次のとおりである。

政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地其ノ他ノモノノ買収代金、補償金其ノ他ノ政府金銭債務ニシテ命令ノ定ムルモノニ付企業整備資金措置法第三条ノ規定に準ジ其ノ決済ヲ為スベキコトヲ得

この改正を受けて、昭和17年(1942年)4月8日、大蔵次官・谷口恒二は、陸軍次官・木村兵太郎宛に、つぎの「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方依頼ニ関スル件」を通牒する。

今般臨時資金調整法ノ一部改正セラレ土地其ノ他ノモノヲ収用セラレ若ハ売却シタル者又ハ其ノ利害関係人ニ対シ其ノ代償トシテ受クル金銭ノ一部ヲ以テ国債ノ買入保有ヲ命シ得ルト共ニ土地其ノ他ノモノヲ収用又ハ購入シタル者ニ対シテハ収用又ハ購入ノ事実ヲ報告スヘキ義務ヲ課スルコトト相成候処国ニ於テ土地其ノ他ノモノヲ収用シ又ハ購入シタル場合ニ於テモ右ノ事実ノ通報ヲ受クルニ非サレハ本法改正ノ目的ヲ達シ得サル次第ニ付貴省(庁)及貴省(庁)関係官庁ニ於テ土地其ノ他ノモノヲ収用シ又ハ購入シタル場合ニ於テハ別添昭和十七年大蔵省令第二十七号ノ規定ニ準シ関係地方長官ニ通報方協力相成度此段及依頼候

この大蔵省の通牒を受けて、同年5月21日、陸軍省経理局長は、陸軍兵器本部長宛に、つぎの「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方ニ関スル件通牒」を送付する。

首題ノ件ニ関シ別紙第一ノ如ク大蔵省当局ヨリ協力方依頼アリ且ツ国民貯蓄奨励局長ヨリ各地方長官宛別紙第二ノ如ク通牒セラレアリテ軍トシテモ機秘密保持並土地買収業務上支障ナキ範囲ニ於テ協力致度国民貯蓄奨励局長官宛別紙第三ノ通り通牒セシニ付関係地方長官トモ密ニ連絡ノ上右趣旨ニ副フ如ク配慮相成度及通牒

さらにまた、この陸軍省経理局長からの送付を受けて、同年6月18日、陸軍兵器本部会計部長は、東京第二陸軍造兵廠会計課長宛に、つぎの「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方ニ関スル件通牒」を送付する。

首題ノ件ニ関シ別紙ノ通協力方通牒アリタルニ付本趣旨ニ副フ如ク配慮相成度追テ昭和十七年四月大蔵省令第二十七号第一条ニ依ル提出書類ハ貴職ニ於テ直接関係地方長官宛通報セラレ度申添フ

ここでの、「大蔵省令第二十七号」とは、昭和17年(1942年)4月1日に公布された「土地等収用者又ハ購入者ノ報告ニ関スル件」のことである。冒頭において「土地其ノ他ノモノヲ収用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ関スル件臨時資金調整法第十六条ノ規定ニ依リ左

ノ通定ム」として、3条からなる。

以上のように、臨時資金調整法の改正による資金の流れの統制については、軍部においても例外でなかったことがわかる。

### 3. 臨時資金調整法の基本的性格

臨時資金調整法のねらいは何かと問えば、それは物的資源を戦争遂行のために確保することであり、そのための資金の供給を調整することにあった。つまりは、資金の側面から物資の需給を調整することにより、戦争遂行に必要な緊急物資の生産を促進することにあつたのである。だが、日本の国家財政は、破綻の状態に近かつた。そこで、政府は国債の発行、大蔵省預金部からの借入金をとおして資金不足を補填する手段に訴える。歳入決算額に占める公債・借入金の割合を表3から確認すると、1939年 = 26.1%、40年 = 19.9%、41年 = 28.0%、45年 = 38.5%である。日本は、第二次大戦の敗戦前に、財政基盤の崩壊があつた。

表3 歳入決算額に占める公債・借入金の割合（中央財政）

単位：100万円・%

	一般会計	公債・借入金	割合
1936	2,372	610	25.7
1937	2,914	605	20.8
1938	3,595	685	19.0
1939	4,970	1,298	26.1
1940	6,445	1,282	19.9
1941	8,602	2,406	28.0
1942	9,192	382	4.1
1943	14,010	1,886	13.5
1944	21,040	5,395	25.6
1945	23,487	9,029	38.5

出所：大蔵省・日本銀行『日本経済統計年報』大蔵財務協会、

1948年、14・15頁、より作成。

## 第2節 戦時補償特別措置法

戦時補償特別措置法は、財政基盤の再建を図るため、国等の戦時補償を打ち切ることを目的に、戦時補償請求権に対して100分の100の税率による戦時補償特別税を課すことを主要内容とした法律であり、事実上の軍事補償の打ち切りと戦後の財政確保のため施行された。

土地の譲渡に関しては、同法第60条に規定されている。第60条第1項では、国等に対して土地等の譲渡をした場合において、その対価の請求権に特別税を課せられたときは、国等はこの法律施行の際、現に当該土地等を有する場合に限り、旧所有者の請求により、当該土地等をこれらの者に対して譲渡しなければならない旨を規定している。

また、第60条第3項では、第60条第1項の規定により土地等の譲渡を受けようとする者は、当該土地等の譲渡の対価の価格に相当する金額から、その対価の請求権に課せられた特別税の額を控除した金額に相当する対価を、国等に支払わなければならないことを規定している。

第二次大戦敗戦後の昭和21年(1946年)9月28日～10月15日の6回にわたり、政府提出の戦時補償特別措置法案をめぐる衆議院委員会が開催され、10月19日には公布する。なお、委員会には政府提出の金融機関再建整備法案・特別和議法案・企業再建整備法案などの法案も同時に審議される。ここでは、土地の収用についての問題を中心にみることにする。

審議の中心は、日本の経済的基盤をどのように再建するかに置かれている。土地の収用に関しては、唯一、第3回委員会の席上、平岡良蔵委員が戦時補償特別措置法案の「第六十条」の「国等が土地建物等を収用した場合その対価請求権が課税されたときの譲渡義務」について、つぎのように、政府に対し答弁を求める。

第六十条二「国、地方公共団体若しくは特定機関に対して土地若しくは建物」云々ト云フ点ガアリマスガ、是等ノモノヲ国其ノ他ノ団体ニ売ッテ、ソレガ現存シテ居ル場合ハ買戻シヲシ得ルト云フ措置ノヤウニ思フノデスガ、仮令多少ノ形ノ変化ハアリマシテモ、ソレ等自体ヲ現在所有ヲシテ居ルト云フ場合ニ、此ノ買戻シガ出来ルモノト承知シテ宜シイノデスカ

これに対し、政府委員である内閣事務官の橋本龍伍は、つぎのように、答弁する。

返還ノ出来マスモノハ土地ト建物ト是等ノ定着物、ソレカラ鉱業権、砂鉱権ニ限ッテ居リマスノデ、御質問ハ多分其ノ範囲ノモノデアラウト思ヒマスノデ、其ノ限りデ御答ヘヲ致シマス、要スルニ建物ヤ土地等ガ変形ヲシテ居ル場合ハ色々ゴザイマスガ、ソレヲ特ニ元ノ状態ニ直シテ返スコトハ致シマセヌ、現在ノ状態ノ儘デ其ノ所有権ヲ返還致ス訳デアリマス、勿論其ノ場合ニ色々後又政府ガ使用スル場合ニ、例ヘバ賃借料トシテハ変形サレテ居ル場合ニハドウ云フ形デ取ルカト云フヤウナ問題ハアリマスガ、サウ云フ細目ノ点ハ今後尚ホ決メテ行キタイト思ッテ居リマス

政府答弁のなかで、「特ニ元ノ状態ニ直シテ返スコトハ致シマセヌ、現在ノ状態ノ儘デ其ノ

所有権ヲ返還致ス訳デアリマス」とあるように、原状回復をしての返還はしないが、現状のまま土地所有権は返還する、というものである。

#### 【参考】

戦時補償特別措置法案をめぐる衆議院委員会の第5回委員会において、沖縄についての審議があるので、参考までに掲げることとする。

秋田大助委員は、つぎの点について政府の答弁を求める。

戦時補償特別措置法ノ第十条ニ依リマス、並ニ補則トノ關係カラ照シ合セテ見マス、沖縄県下ニ於ケル資産ヲ目的トスル戦時保険契約ニ基ツク請求権ハ、他ノ外地外国ニ存在スル財産ヲ目的トスル請求権ト同ジク、法人、個人共ニ請求権毎ニ一万円ヲ戦時補償課税ヨリ控除サレルコトニナルト思ヒマスガ、ソレデ間違ヒガアリマセヌカ

このことについて、政府委員の池田勇人大蔵事務官は、つぎのように、答弁する。

沖縄県下並ニ南洋群島ニ於ケルモノニ付キマシテハ内地ト異ナリマシテ、一万円ノ制限ヲ受ケル訳デアリマス

ついで、秋田委員は、つぎのようにも求める。

ソコデ私ハ次ニ申上ゲマスヤウナ理由ニ依リマシテ、沖縄県ノ特殊事情ヲ是非御考慮願イマシテ、此ノ際寧ロ全面的ナ課税免除ノ措置ヲ構ゼラレンコトヲ切望スル者デアリマスガ、若シソレガドウシテモ難カシイト御考ヘニナラレルナラバ、少クトモ内地ニ於ケルト同等ノ取扱、即チ法人一万円、個人五万円ヲ課税ヨリ控除セラレルヤウナ御取扱ヒヲ願ヒタイト思フ、其ノ理由ト致シマス所ハ第一ニ沖縄県下特ニ沖縄本島ニ於ケル今次戦争ノ戦禍ハ御承知ノ通り実ニ筆舌ニ絶スルモノガアリ所在ノ家屋ノ殆ド全部ガ戦災ニ罹ツテ、本件保険金ノ支払ノ有無ハ沖縄ノ復興ニ極メテ重大ナル影響ヲ及ボスモノデアルコトハ申スマデモナイト思フノデアリマス、第二点ニ元来外地及ビ外国所在ノ財産ハ直接或ハ間接ニ経済侵略ノ所産ト言ハレルモノ亦已ムヲ得ナイ所ガアルカト思ハレマスルガ、沖縄県下ハ本土各府県ト全ク同一ノ事情ニアルモノデアリマシテ、保険ノ目的物ハ沖縄県人本来ノ生活ノ本拠ヲナスモノデアリマシテ、経済侵略トハ全然関係ガナク、是等ノ外地及ビ外国所在ノ財産トハ全ク本質ヲ異ニスルモノデハナイカト云フノガ第二点、第三点ハ戦時下沖縄県ニ於ケル物価ハ全然本土各府県ト同一ノ条件ニアツタ、随テ貨幣価値ヲ異ニスル外地又ハ外国ニ所在スル財産ヲ目的トスルモノトハ異ナリマシテ、保険契約ノ金銭的価値ハ全然内地所在ノ財産ヲ保険ノ目的トスル場合ト同様ニナリハシナイカト云フコトデアリマス、第四点ニハ本法案ノ意図スル「インフレ」防止ノ点カラ見マシテモ、沖縄県ノ保険契約総額ハ聞ク所ニ依ルト僅カニ一億円程度ニ過ギナイヤウナコトヲ聴イテ居リマスガ、沖縄県ノ特殊事情ヲ諒トシテ全面的免除ノ措置ヲ講ゼラレマシテモ、「インフレ」ニ対スル影響ハ極メテ微弱デハナイカ、全体的ニ考ヘテ其ノ「ファクター」ハ極メテ微弱デハナイカト思ハレル、内地同様ニ五万円ヲ控除セラレル場合ニ於テモ、原案ノ個人一万円控除ノ場合ニ比較シテ見レバ僅カニ二千万円ノ増加ニ過ギナイト思ハレル、ソコデ原案ノ通り個人控除額一万円トスレバ、総額三千万円トナリマシテ、内地ト同様ニ個人控除額五万円トスレバ総額五千万円ニナル、此ノ僅少ノ差額四万



円八、我が国現在ノ「インフレ」ニサシタル影響ハナイ 勿論ナイトハ言ヒマセヌガ、比較的微弱デハナイカ、サウ云フコトヲ考ヘ合セマス時ニ我が国内他府県ト同一事情ニアリ、他ノ植民地トハ事情ヲ異ニシテ居ル此ノ沖縄県、特ニ戦禍ノ為ニ非常ナ困難ヲサレ、貧困ノドン底ニ喘グ所ノ沖縄県民ノ生活並ニ同県ノ復興ト云フコトニ鑑ミマシテ、我々同胞ニ対シテ取扱ヲ異ニスルト云フノハ洵ニ遺憾ニ思ハレルノデアリマスガ、此ノ点政府ノ御所見ヲ御伺ヒスルト共ニ、特ニ此ノ点ハ原案ヲ修正シテ戴ク所ノ涙アル御取計ヒヲサレルコトガ出来ナイカドウカ、政府ノ御所見ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

これに対して、政府委員の池田大蔵事務官は、つぎのような答弁に止まる。

本法案ノ第十条第十二項ニ在外財産ニ付キマシテハ、控除ノ規定ヲ適用シナイト云フコトニ相成ッテ居ルノデアリマスルガ、御話ノ如キ点モ考ヘラレマスノデ、南洋群島、沖縄県ニ於キマスル戦争保険金ニ付キマシテハ、一万円ノ控除ヲ特ニ認メタ次第デゴザイマシテ、此ノ程度デ宜イノデハナイカト考ヘテ居リマス

### 第3節 戦争終結に伴う旧軍用地の行政処理

#### 1. 国有財産の利用、返還等に関する閣議決定、通牒等

日本政府は、戦後の早い段階で陸海軍が所有する土地・建物等、国有財産の利用、返還等の戦後処理に着手している。そのためいくつかの閣議決定がなされ、実施に当たっては関連部署へ一連の通牒が発せられている。その中でも旧軍用地、特に旧軍飛行場等の戦後行政処理に係わるものとして以下の閣議決定、通牒類が挙げられる。

- (1) 戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件(昭和20年8月28日閣議決定)
- (2) 連合国により使用されるものを除く飛行場の農耕に関する件(昭和20年10月11日付 連合国最高司令部司令官覚書)
- (3) 飛行場利用に関する件(昭和20年10月29日付 国有財産部長通牒)
- (4) 緊急開拓事業実施要領(昭和20年11月9日閣議決定)
- (5) 飛行場利用に関する件(昭和20年11月12日付 開拓局長、専売局長官、国有財産部長通牒)
- (6) 農耕に利用すべき元軍用地等国有財産の処理実施に関する件(昭和20年11月15日付 大蔵次官、農林次官通牒)

これらの閣議決定、通牒等の経過とその内容を概観すると、戦後、本土における旧軍飛行場用地が食糧増産のための農耕化、塩田化等の大規模開墾や復員・引揚者、離職工員の帰農促進等、民生安定のために活用されようとしていたこと、また、開墾後は速やかに、かつ、優先的に現耕作者や新入植者へ払い下げること、旧地主から返還の要望のあるものについては、それが自作に相当と認められた場合、旧地主に還元しようとしていたことがわかる。

#### (1) 戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件

本件は、陸海軍用地の大蔵省への移管・引継について終戦直後の昭和20年(1945年)8月28日に閣議決定されたもので、内容は以下のとおりである。

『陸海軍所属ノ土地、兵舎其ノ他施設等ノ国有財産ハ速ニ大蔵省ニ引継ギ大蔵省ハ之ヲ戦後ニ於ケル食糧増産其ノ他民生安定及財産上ノ財源等トシテ活用スルコトヲ期シ之ガ適當ナル管理運用及処分ニ當タルモノトス但シ将来他省所管ニ引継グヲ適當トスルモノ及農耕、厚生施設等ノ為急速措置スルヲ適當トスルモノハ右引継以前ニ於テ其ノ措置ヲ採ルヲ妨グズ』

上記の閣議決定に基づき、例えば、海軍省は昭和20年(1945年)9月24日『終戦に伴う海軍省所管国有財産の返還に関する件』で、昭和20年(1945年)10月末までに全ての財産を大蔵省に移管することを決定している。その際『食糧増産、民生安定等ノ為急速多省ニ移管又ハ其ノ他ニ排下ノ措置ヲ要スルモノモ取不致使用承認又ハ使用許可ノ緊急措置ヲ為シ置キ、大蔵省ニ移管後ノ処分ニ当リ優先的ニ考慮スル』ものとし、また、11月1日以降も海軍が使用するものについては『大蔵省ヨリ共用ヲ受ケタルモノトシテ取扱イ用済後所管地方財務局ニ返還スル』ことにしている。

(2) 連合国により使用されるものを除く飛行場の農耕に関する件

本件は、連合国最高司令部への使用していない飛行場を農耕のために開放してほしいとの日本政府の要請に対し、昭和20年(1945年)年10月11日付けで連合国最高司令部司令官(H.W.アレン、陸軍大佐、高級副官署名)から終戦連絡中央事務局(東京)経由で発せられた『大日本帝国政府ニ対スル覚書』(AG686GD)で、内容は以下のとおりである。

- 『1. 本件ニ関スル1945年10月9日附貴國覺書(綴番號S215)ヲ正ニ受領セリ
2. 米國第六及ビ第八軍ノ指揮官ハ飛行場ヲ農耕ノ為可及的速カニ開放スベク指示セラレタリ
3. 該開放ヲ促進セシムル為決定ヲ見タル飛行場用地ハ場合ニヨリテハ建物其ノ他ノ施設ノ處分ハ後日ニ留保シ開放セラルベシ』

(3) 飛行場利用に関する件

戦後、食糧危機を打開するため日本政府は緊急開拓事業に取り組もうとし、その実施のため一連の通牒を関係部署宛に発している。

本件は、国有財産部長から地方長官、財務局長、専売局塩脳部長、内務省官房調査部長宛に発せられた241カ所の旧軍飛行場の農耕及び製塩利用計画書策定に関する通牒(昭和20年10月29日付國第二十五号)で、内容は以下のとおりである。

『標記ノ件ニ関シテハ現下ノ諸情勢ニ鑑ミ食糧並ニ塩増産ノ為急速ニ之ガ活用ヲ図ル為曩ニ之ガ利用方針ニ関シ通牒致置候處今回關係各省協議ノ上別紙ノ通利用計畫ヲ樹立致候ニ付テハ左記事項御了知ノ上應急實施相成度此段及通牒候也

記

- 一、 飛行場ノ農耕(一部製塩)ニ関シテハ聯合國最高司令官ヨリ十月十一日附(AG六八六GD)覺書(別紙)ヲ似テ聯合軍ニ依リ使用セラルルモノヲ除キ之ガ開放方米軍第六及第八軍ニ指示セラレタルモノナルコト
- 二、 飛行場ノ農耕又ハ製塩利用ニ関シテハ財務局長、地方長官協議上ノ農林省及大蔵省専賣局ニ於ケル之ガ利用計畫ニ照應セシメ其ノ一環トシテ實施スルモノナルコト
- 三、 別紙利用計畫書中製塩利用豫定計畫ノモノニシテ之ガ不適當ト認メラルルモノハ農耕ニ轉用スルコト
- 四、 同一飛行場ニ於テ其ノ狀況ニ依リ農耕及製塩ノ双方ニ利用スルハ差支ヘナキコト
- 五、 本利用計畫策定以前ニ於テ既ニ利用中ノモノニ関シテハ特ニ之ガ不適ト認メラレザル限リ當該利用方法ヲ容認スルコト
- 六、 飛行場附属施設ノ活用ニ付テハ何分ノ指示アル迄應急的ニ農耕又ハ製塩ノ為ニ必要ナル範圍内ニ於テ一時使用ヲ認ムルコト
- 七、 本件利用計畫ノ實施ニ伴ウ土地拂下其ノ他ノ處分方法ニ付テハ別途通牒スルモノ不取敢地方長官、財務局長協議ノ上利用者ヲ定メ一時使用ノ形式ヲ以テ處理シ置クコト』

#### (4) 緊急開拓事業実施要領

本件実施要領は、戦後の深刻な食糧難の打開策として5ヵ年で155万町歩の大規模開墾、干拓、土地改良事業を実施しようというもので、旧軍飛行場用地の利用・返還等について触れている。昭和20年(1945年)11月9日閣議決定で、その内容は以下のとおりである(抜粋)。

#### 『第一 方針

終戦後ノ食糧事情及復員ニ伴ウ新農村建設ノ要請ニ即應シ大規模ナル開墾、干拓及土地改良事業ヲ實施シ以テ食糧ノ自給化ヲ図ルト共ニ離職セル工員、軍人其他ノ者ノ歸農ヲ促進セントス

#### 第二 要領

##### 一、開墾

##### (一) 開墾面積

開墾面積ハ 一五五萬町歩(内地八五萬町歩、北海道七〇萬町歩)トシ概ネ五ヶ年ヲ以テ完成スルモノトス

##### (二) 事業主體

(イ) 概ネ五〇町歩未滿ノ小團地開墾ハ地方長官ニ於テ適當ト認ムル團體、個人ヲシテ施行セシムモノトス

(ロ) 概ネ五〇町歩以上三〇〇町歩未滿ノ集團地開墾ハ都道府縣、農地開發營團、地方農業會其ノ他實力アル團體、個人ヲシテ施行セシムルモノトシ地方長官之ヲ決定スルモノトス

概ネ三〇〇町歩以上ノ集團地開墾ニ付テハ農林省ニ於テ之ヲ決定スルモノトス但シ北海道ニ付テハ別途考慮スルモノトス

(ハ) 軍用地中農耕適地ハ自作農創設ノ為急速ニ開發セシメ可及的速ニ拂下等ノ處分ヲナシ舊耕作者及新入植者ニ讓渡スルモノトス

右拂下等ノ處分ニ關シテハ農林省及大蔵省協議ノ上之ヲ決定スルモノトス

尚最近ニ於ケル急速軍備擴充ノ為買上又ハ寄付ニ係ル土地ニシテ特ニ前所有者ヨリ返還ノ要望アル場合ハ取得當時ノ事情ヲモ勘案シ當人ニ於テ自作スルヲ適當トスルモノニ付テハ前所有者ヘノ還元ヲ認ムルモノトス但之ガ還元ニ當リテハ當該地區全體ノ開發利用計畫ノ一環トシテ之ヲ實施シ換地等ノ方法ニ依ルコトアルモノトス』(以下省略)

#### (5) 飛行場利用に関する件

本件も食糧増産のための緊急開拓事業の実施に当り、開拓局長、専売局長官、国有財産部長から地方長官、専賣局長、財務局長に発せられた通牒(昭和20年11月12日附二〇開第六號)で、内容は以下のとおりである。

『標記ノ件ニ関シテハ曩二十月二十九日附國第二二號ヲ以テ大蔵省国有財産部長ヨリ通牒致置候處今般更ニ左記ノ通り決定相成候ニ付テハ右御了知ノ上飛行場利用上萬遺憾無キヲ期セラレ度此段及通牒候也

追而飛行場ノ塩田轉用關スル詳細ニ付テハ米軍第六軍及第八軍司令官ト連絡ノ上實施相成度申添候

#### 記

- 一、飛行場ハ別紙ニ掲グルモノヲ除キ之ヲ農耕地ニ轉用スルコト
- 二、別紙ニ掲グルモノニ付テハ地方長官ニ於テ關係財務局長及地方專賣局長ト協議シ左ニ依リ實情ニ即シ農耕地化及塩田化ノ調整ヲ図ルコト
  - ( 1 ) 利用方法欄ニ「農耕製塩」トアルモノハ實情ニ即シ決定シ農耕地及塩田ニ利用スルコト
  - ( 2 ) 利用方法欄ニ單ニ「製塩」トアルモノハ塩田化ニ重點ヲ置クモノトシ塩田化シ得ザル地區ハ之ヲ農耕地化スルコト
  - ( 3 ) 現ニ農耕地又ハ塩田トシテ利用シアル地區ニ付テハ特ニ不適當ト認メラレザル限リ當該利用方法ヲ容認スルコト』

#### ( 6 ) 農耕に利用すべき元軍用地等國有財産の處理實施に関する件

本件は、緊急開拓事業実施要領の一環として旧軍用地の處理に関して大蔵次官農林次官から地方長官宛に発せられた通牒（昭和20年11月15日附國第七十六號）である。

ここで注目すべきは、「緊急開拓事業実施要領」の一環として「自作農創設特別措置法」(昭和21年法律43号)が制定される1年前に既に自作農創設が意識されていた或いは視野に入っていたことである。その内容は以下のとおりである。

『政府ニ於テハ昭和二十年十一月九日閣議決定「緊急開拓事業實施要領」ノ一環トシテ元軍用地等國有地等ニ就テモ農耕（一部製塩）適地ニ付テハ直ニ之ガ開墾或ハ農耕地ニ着手セシメル様國有財産ノ處理ヲ致スコトト相成リ別紙「農耕ニ利用スベキ舊軍用地等處理ニ關スル實施要領」ヲ決定別途財務局長宛通牒致置候間其ノ實施ニ當リテハ關係財務局長ト御協議ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

#### 別紙「農耕ニ利用スベキ舊軍用地等國有財産處理ニ關スル實施要領」

從來ノ用途ヲ廢止シタル國有軍用地等ハ能フ限り之ヲ農耕開發スルモノトシ昭和二十年十一月九日閣議決定「緊急開拓事業實施要領」ノ一環トシテ自作農創設ノ為左ニ依リ急速ニ之ヲ處理スルモノトス

- 一、 本件ニ依リ開墾着手ヲ認メ又ハ拂下等ノ處分ヲ為スベキモノハ軍馬補充部用地、演習場、飛行場（元航空局所管ノモノヲ含ム）、練兵場、作業用地等ノ國有地ノ内農耕開發適地トスルコト
- 二、 開墾着手ヲ認メ又ハ拂下等ノ處分ヲ為スベキ相手方ハ前記閣議決定ニ依リ定ムル事業主體トスルモ此ノ場合地方長官ハ財務局長ト協議シ既往ノ通牒ニ基キ財務局長ニ於

テ既ニ使用承認ヲ為シタルモノ（陸海軍舊所管機關ニ於テ財務局ト連絡ノ上使用承認ヲ與ヘタルモノヲ含ム）アルトキハ現ニ鍬入レノ状況等モ充分考慮シ事業主體ノ事業ニ包攝セシムル等摩擦ナキ措置ヲ講ズルコト

三、 最近ニ於ケル急速軍備擴充ノ為買上又ハ寄付ニ係ル土地ニシテ特ニ前所有者ヨリ返還ノ要望アル場合ハ取得當時ノ事情當人現在ノ耕作面積等ヲ勘案シ本人ニ於テ自作スルヲ適當トスルモノニ付テハ前所有者ヘノ還元ヲ認ムルモノトスルコト、但シ之ガ還元ニ當リテハ當該地區全體ノ開發計畫ノ一環トシテ夫々事業主體ヲ通ジテ實施スルコトトシ要スレバ換地等ノ方法ヲモ講ズルコト

四、 事業主體決定シタルトキハ財務局長ハ拂下ニ関スル具體的處置ノ確定ニ至ル迄直チニ開墾着手其ノ他ノ使用ヲ承認スルモノトスルコト、右ノ場合使用ハ原則トシテ無償トス

五、 用地ハ事業主體ニ對シ農林省又ハ地方長官ノ承認セル事業計畫及事業施行許可條件ニ則リ大蔵省（又ハ財務局）ニ於テ可及的速ニ拂下等ノ手續ヲ為スモノトス此ノ場合差當リ拂下ヲ為スヲ適當トセザルモノニ付テハ當分ノ間貸付ヲ為スヲ得ルコト

六、 拂下價格ハ土地ノ現況ニ依リ類地ノ地價ヲ參酌スルト共ニ自作農創設ノ目的ヲモ考慮シ（要スレバ地方別標準價格ヲ設ク）合理的ニ之ヲ定ムルモノトスルコト尚前所有者ニ還元スルモノニ付テハ買上價格ヲ考慮シ適當ノ評價増減ヲ為ス

七、 本件用地ノ附属施設ニシテ開發事業ノ為利用セシムルヲ適當トスルモノニ付テハ地方長官財務局長ト協議ノ上前項ニ準ジ之ヲ處分スル如ク考慮スルコト

備考

『海岸地帯に在ル飛行場中一部塩田適地ニ付テハ中央ニ於ケル一定計畫ノ下ニ之ヲ塩田化スルモノトシ事業者ニ對シ拂下又ハ貸付ヲ為スコト』

## 2. 旧軍飛行場用地の戦後行政処理状況

### (1) 農地改革に伴う法令の制定

日本政府は、前述のとおり「終戦後の食糧事情及復員に伴う新農村建設の要請に即応し、大規模な開墾、干拓及土地改良事業を実施し、以て食糧の自給化を図るとともに、離職した工員、軍人その他の者の帰農を促進」（緊急開拓事業実施要領）しようとした。

一方、日本の民主化と非軍事化を基調とする連合国最高司令部の占領政策は、兵隊や軍需産業への労働力の供給源になっていた日本の農村機構の改革こそが非軍事化への道とし、農民開放のために旧軍用地の農地への転用を優先させようとした。

そのような観点から連合国最高司令部は、昭和20年（1945年）12月、「農地改革の指令」を発し、「農地調整法」の一部改正、「自作農創設特別措置法」（昭和21年法律43号）等、農地改革に伴う一連の法令を日本政府に制定させている。

それらの法令制定に伴い農林・大蔵両次官間で「自作農創設特別措置法制定に伴う買上地等の国有財産としての取扱い並びに大蔵省所管雑種財産の処理に関する覚書」や「自作農創設特別措置法による元軍用地及びその附属物件の移管促進に関する覚書」が取り交わされ、その細部手続きとして雑種財産の処理や農地所管換に関する一連の通達が出ている。

旧軍飛行場用地の戦後行政処理の大半は、昭和27年(1952年)10月27日で廃止されたこの「自作農創設特別措置法」及びそれに関連する一連の通達等で行われた。昭和27年以降は「農地法施行法」(昭和27年法律第230号)で処理されている。

## (2) 旧海軍飛行場用地の戦後処理状況

昭和20年(1945年)10月29日国有財産部長通牒「飛行場利用に関する件」の利用計画書案に掲載された飛行場は、利用総数241カ所であり、その内、旧海軍飛行場用地は111カ所である

平成13年(2001年)7月、那覇市は自身が抱える旧海軍小禄飛行場の関係から本土の旧海軍飛行場用地111カ所に関し、その所在市町村に「土地接收の経緯や戦後の返還の経緯等について」文書照会による調査を行い、64カ所の飛行場について回答を得ている(表4参照)

その調査結果を基に用地の取得方法と返還の経緯を分類してみた。用地取得方法は「買収36カ所」(一部強制・事後承諾を含む)、「寄付4カ所」、「埋立4カ所」、「借地3カ所」(一部強制を含む)、「漁業補償1カ所」、「不明16カ所」である。

返還の経緯はさまざまで、大蔵省関連28件のうち「公共用払下7カ所」、「引揚入植者・開拓団へ払下7カ所」、「民間会社へ払下1カ所」、「自衛隊基地7カ所」、「民間空港3カ所」、「米軍基地2カ所」である。なお、大蔵省関連で旧地主が寄付したものを無償返還してもらった例が1カ所(新潟県佐渡島)ある。

農林水産省関連31件のうち「自作農創設特別措置法による払下23カ所」、「農地法施行法による払下5カ所」、「緊急開拓事業実施要領による払下3カ所」である。この中で旧地主全員に払下げられたのが2カ所、一部地主に払下げられたのが8カ所で、他の21カ所は農業従事者、復員者、開拓者等、旧地主以外に払下げられている。なお、農林水産省関連では無償返還されたものは皆無で、旧地主、入植者、小作農者に係わりなく全て有償で払下げられている。

なお、前述の通牒「飛行場利用に関する件」の利用計画書案に掲載されていない佐賀県小城郡小城町所在の「軍用滑走路」について、沖縄県が独自の調査を行っている。その結果、接收の対価は「整地料」で、未登記のまま終戦後解放され、その後、自作農創設特別措置法により地主から小作人へ所有権移転されている例があった。

上記の調査結果を概観すると旧軍飛行場用地は、まず、優先的に農民として成功が期待できる小作農、自作農及び農業経験者に払下げられており、更に、復員者、引揚者、入植開拓団への払下げ、公共用への払下げ、民間企業への払下げもあり、現在に至っても民間空港、自衛隊基地、米軍基地等国有財産として使用されているもの等々、跡地の利用、返還の状況は多岐に及んでいることが見て取れる。

表4

## 旧日本海軍飛行場調査

	飛行場名	所在地			接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
1,2,3	第一、二、三美幌	北海道	網走郡	美幌町	12～13	買収	21	大蔵省から入植者へ払い下げ、陸上自衛隊美幌駐屯地
4	第一標津	北海道	標津郡	標津町				
5	第二標津	北海道	標津郡	標津町				
6	根室	北海道		根室市				
7	厚岸	北海道		根室市				
8,9,10	第一、二、三千歳	北海道		千歳市	12～18	寄付		航空自衛隊千歳基地
11	能取湖	北海道		千歳市				
12	小樽	北海道		小樽市				
13	稚内	北海道		稚内市				
14	樺山	青森県		むつ市	19～20	買収	48	海上自衛隊樺山通信所、農地法による農業者へ売り渡
15	大湊	青森県		むつ市		不明		海上自衛隊大湊航空隊の一部
16	三沢	青森県		三沢市				
17	山田	岩手県	下閉伊郡	山田町	19	ほとんど公有水面埋立、その他は買収	22	大蔵省から捕鯨会社に払い下げ
18	松島	宮城県	桃生郡	矢本町	13	買収		航空自衛隊松島基地、大蔵省から復員者等へ農地、宅地として払い下げ、公共用地
19	神町	山形県		東根市	18～20	買収、強制借上	25	売買地は山形空港、陸上自衛隊神町駐屯地、強制借り上げ地は地主に返還
20	第二郡山	福島県		郡山市	16	買収	21～24	農水省により復員者等へ緊急開拓実施要領により払い
21	第三郡山	福島県		郡山市	19	不明	20	農地開発営団から開拓組合に移転
22	筑波	茨城県	西茨城郡	友部町				
23	百里原	茨城県	東茨城郡	小川町	13～19	買収、一部強制		航空自衛隊百里飛行場、自創法・農地調整法により開拓者へ払い下げ、昭和30年代に飛行場を拡張した際に再度周辺地を買上(詳細不明)
24	石岡	茨城県		石岡市				
25	谷田部	茨城県		つくば市	13	買収		大蔵省から海外引揚者に払い下げ
26,27	霞浦、土浦	茨城県	稲敷郡	阿見町	T9～S19	買収	21～26	陸上自衛隊土浦駐屯地、大蔵省から開拓団に払い下げ(政府の補助により実質無償)
28	北浦	茨城県	行方郡	潮来町				
29	神ノ池	茨城県	鹿島郡	高松村				
30	鹿島	茨城県	稲敷郡	美浦村				
31	香取	千葉県		旭市	14	買収	22～27	自創法により旧地主、復員者等へ払い下げ、千葉県開発公社により工業団地造成(46)



	飛行場名	所在地		接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
32	茂原	千葉県	茂原市	16	買収(強制)	20～	緊急開拓事業実施要項に基づき復員者等の農地開拓営団へ払い下げ
33	太東	千葉県	長生郡 太東村				
34	木更津	千葉県	木更津市				
35	館山	千葉県	館山市				
36	八丈島	東京都	八丈島 八丈町				
37	横須賀	神奈川県	横須賀市				
38	第一横須賀	神奈川県	横須賀市				
39	第二横須賀(長井)	神奈川県	横須賀市				
40	厚木	神奈川県	厚木市				
41	藤沢	神奈川県	藤沢市				
42	横浜	神奈川県	横浜市		不明		米軍富岡倉庫地区、国家公務員宿舍等(47)
43	佐渡(河崎)	新潟県	両津市	19～20	無償提供	戦後まもなく	地元国会議員の仲介により、無償で払い下げ(聞き取りのため資料なし)
44	小松	石川県	小松市				
45	七尾	石川県	七尾市				
46	藤枝	静岡県	藤枝市				
47	大井	静岡県	榛原郡 榛原町				
48	清水	静岡県	清水市		詳細不明		大蔵省から東海大学等へ払い下げ(詳細不明)
49	豊橋	愛知県	豊橋市	13	漁業補償(人工島の造成)		開拓農民に払い下げ後、東都製鋼が進出(32)
50	明治	愛知県	碧南市	17	買収		元の耕作者に払い下げ(詳細不明)
51	岡崎	愛知県	岡崎市	19	不明		不明
52	名古屋	愛知県	名古屋市				
53	河和	愛知県	知多郡 美浜町	16	買収、事後承諾	22	開拓地として再開発(農水省からの払い下げ)
54.55	第一、二鈴鹿	三重県	鈴鹿市		不明		不明
56	伊賀上野	三重県	上野市		不明		主に私立小・中学校の用地と民有地(詳細不明)
57	三重	三重県	松坂市	19	買収	23	農林省から地元の住民に縁故払い下げ
58	英虞	三重県	志摩郡 河和町			32	米軍接收後、一部開拓地として返還
59	滋賀	滋賀県	大津市	18	買収		陸上自衛隊大津駐屯地
60	大津	滋賀県	大津市	16	買収		陸上自衛隊大津駐屯地
61	峯山	京都府	中郡 峰山町	17	買収		自創法、農地法に基づく払い下げ
62	福知山	京都府	綾部市				
63	舞鶴	京都府	舞鶴市				

	飛行場名	所在地		接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
64	鳴尾	兵庫県	西宮市	18	強制買収	34	米軍接收後、大蔵省から市、住宅公団、学校法人、鉄道会社に払い下げ
65	姫路	兵庫県	姫路市				
66	洲本	兵庫県	洲本市		該当なし		
67	大和	奈良県	天理市		買収、借地		元の農家に戻された(詳細不明)
68	串本	和歌山県	西牟婁郡 串本町				
69	美保	鳥取県	西伯郡 (大篠津村)				
70	大社	島根県	簸川郡 (出西村)				
71	新川	島根県	簸川郡 (出西村)				
72	玉島	岡山県	倉敷市	16	埋立て	20~	企業、県へ払い下げ
73	呉	広島県	呉市	6~	埋立て		国連軍の接收後、国に返還(31)、呉市に払い下げ(47)
74	福山	広島県	福山市		不明		不明
75	岩国	山口県	岩国市	13~	不明		岩国飛行場
76	徳島	徳島県	板野郡 松茂町				
77	小松島	徳島県	小松島市				
78	観音寺	香川県	観音寺市	18	強制収用		農林省から地権者・入植希望者に払い下げ
79	詫間	香川県	三豊郡 詫間町	16~17	買収		農林省から元の地主に払い下げ、塩工場、学校、病院
80	西第	愛媛県	西条市	13	埋立て	36	各小作者に払い下げ
81	松山	愛媛県	松山市	16~18	買収	23~26	自創法により払い下げ、松山空港
82	宇和島	愛媛県	宇和島市				
83	高知	高知県	南国市	17	買収		自創法により元地主、耕作者へ払い下げ(詳細不明)
84	宿毛	高知県	宿毛市				
85	築城	福岡県	築上郡 築城町				
6,87,88	福岡、小富士、博多	福岡県	福岡市		買収		一部払い下げ
89	佐世保	長崎県	佐世保市	T3~T9	買収、埋め立て		米軍崎辺海軍補助施設
90	大村	長崎県	大村市		不明	27	自創法による払い下げ
91	諫早	長崎県	諫早市	12~14	買収		大蔵省所有、一部経済団体等に払い下げ
92	富江	長崎県	富江市				
93	富江(水)	長崎県	南松浦郡 富江町				
94	人吉	熊本県	球磨郡 免田町				
95	天草	熊本県	(天草郡)				
96	宇佐	大分県	宇佐市	13,20	買収	24~58	自創法、農地法により旧地主、農家等に払い下げ
97	大分	大分県	大分市	13頃	不明	48	県、市に払い下げ(総合運動公園)
98	佐伯	大分県	佐伯市		埋立て	25頃	農業者に払い下げ(詳細不明)
99	富高	宮崎県	東臼杵郡 (富島町)				
100	宮崎	宮崎県	宮崎市	17	買収	29	宮崎航空大学校、宮崎空港
101	出水	鹿児島県	出水郡 高尾野町	16~17	買収	22~23	国から払い下げ(前地主、耕作者とは限らず)

	飛行場名	所在地	接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
102	第一国分	鹿児島県 始良郡 国分市	16	買収		不明
103	第二国分	鹿児島県 始良郡 溝辺町		不明		農地法等による払い下げ、鹿児島空港(45~47)(詳細不明)
104	鹿児島	鹿児島県 鹿児島市				
105	岩川	鹿児島県 曾於郡 大隅町	19	買収	21頃	農林省から払い下げ(詳細不明)
106,107	串良、笠ノ原	鹿児島県 肝属郡 串良町		不明		自創法による払い下げ(詳細不明)
108	鹿屋	鹿児島県 肝房郡 鹿屋町	8~9	買収		海上自衛隊鹿屋基地
109	志布志	鹿児島県 曾於郡 志布志町	19~20	不明		地権者・農業者に返還(詳細不明)
110	指宿	鹿児島県 揖宿郡 指宿市	17	買収	36~39	旧地主に払い下げ、その後市が買収
111	種子島	鹿児島県 (熊毛郡)				
	小城町軍用滑走路	佐賀県 小城郡 小城町	19	整地料		未登記であり、終戦後解放された。(その後、自創法により地主から小作人へ所有権移転された。)

## 第4節 米国軍政府関係文書

米国軍政府関係文書の中から、旧軍飛行場問題に関係の深い文書をみる。

### 1. 米国海軍々政府布告第5号

第二次大戦敗戦後の米国軍政府による沖縄統治の歴史は、米国軍政府総長 C.W.ニミッツによって発せられた「ニミッツ」布告にはじまる。すべての行政権を日本政府から米国軍政府へ移管し、米国海軍々政府布告第5号「金融機関の閉鎖及支払停止令」、いわゆるモラトリアム宣言によって経済上の措置に着手する。条文は以下のとおりである。

#### 第一条 金融機関の閉鎖

米国軍占領下の南西諸島に於て預金の受取及支払金貨有価証券の売買、両替、外国為替取扱財産の安全供託及他の形式に依る総ての金融事業を経営する郵便貯金、各会社機関、商会、政治団体及個人は直に総ての斯る事業を停止し其の営業所を閉鎖すべし。総ての斯る事業の再開は軍政府が随時発布する命令に依りて規定さるる制限に従う可し、斯る命令は一般命令又は特別命令として一般声明に依り或は其等の会社、機関、商会、政治団体及個人宛通知状を以て知らしむ可し。

#### 第二条 支払停止令

##### 第一項 影響を蒙る債務

総ての借金請求権、預金及其その他総ての金銭支払いに対する義務に関し茲に支払停止令を発す、但し軍政府は適当なる時機に於て一般命令又は特別命令に依り斯る債務又は類似の債務に対し、占領域内の一部或は全部に於て該支払停止を停止又は解除する事あるべし。

##### 第二項 支払停止の効力

支払停止期間中本布告に依りて影響を及ぼしたる債務は該期間中一時之を停止又は延期す可し、斯る債務に関し如何なる権利又は権能と雖も本布告の結果として生すべき単なる不履行の理由に依り之を行使すべからず、又は斯る支払停止期間中如何なる利子をも生ぜざるべし。

支払延期に所属する総ての債務は斯る支払停止令の終止と共に完全に効力を生ず可し。支払停止令は米国軍占領下の南西諸島区域中如何なる場所に於ても本布告が効力を有する期日後は如何なる債務に対しても之を適用す可からず。

このことを踏まえるなかで、米国海軍軍政府特別布告第7号「財産の管理」を発令する。この布告は、1949年6月28日「特別布告第32号」によって一部改正されるが、基本的には変わらない。布告でいう「財産」とは、「有形又は無形の総ての種類及び財産上の権利、所有権又は権益を含む」を指す。布告によると、総ての遺棄財産：「その財産の権利、所有権又は権益を有する者に依りて遺棄されたる総ての財産及び財産管理官に依りて遺棄されたるものと決定されたる総ての財産を含む」、総ての国有財産：「米国以外の国家がその権利、所

有権又は権益を有する総ての財産又は米国以外の国家に依りて所有、支配、管理されたる総ての財産或は会社、商会、組合、協会及び団体の財産にして、米国以外の国家がその本来の権益を有し、且つ、その本来の支配権を行使したもの及び財産管理官に依りて国有財産と決定されたる総ての財産を含む」国際公法の下に賠償無くして略取したる総ての私有財産：「国際公法の下に賠償無くして略取し得る私有財産と決定したる総ての私有財産を含む」は、財産管理官：「当該諸島軍政府長又はその軍政府長に依り財産管理官として任命されたる他の士官を含む」に委任される「財産」であるとする。

## 2. 米国民政府布令第128号

1954年2月19日、米国民政府は、米国民政府布令第128号「通信事業」を発する。重要なのは「第二条 郵便業務」の中の第一項である。

条文は次のとおりである。

郵便貯金に関する現行の民政府諸規則並びにその改正は別段の通達があるまで、そのまま効力を有するものとし、郵便貯金業務に関する最終的立法をみるまでは琉球政府の該業務運営にこれを適応するものとする。戦前の郵便貯金による預金は別段の通達がある迄そのまま凍結されるものとする。

この条文の中に「戦前の郵便貯金による預金は別段の通達がある迄そのまま凍結されるものとする」とあるが、凍結された貯金は、昭和44年(1969年)12月から昭和46年12月にかけて債権者に払い戻しが行われた。<sup>1</sup>

## 3. 経済命令4号

終戦直後、琉球列島及び奄美群島は3つに分割され軍政官が配置されていた。先島については南部琉球軍政本部が置かれていた。

この南部琉球軍政本部は、1947年4月15日、経済命令第4号「軍用地ノ処分ニ関スル件」を発している。

条文は、次のとおりである。

1. 本命令ノ適用ヲ受クル軍用地トハ、先島群島内ニ於テ日本陸海軍ガ過去20年間ニ先島群島住民ヨリ購入シ現在、日本陸海軍所有地トシテ登記セラレアル土地ナリ
2. 右土地ノ前所有者ハ該地区ノ裁判所ニ元単独所有権ヲ有セシ充分ナル証拠ヲ提出シ且ツ右土地販売ノ時受領セル金額ヲ支払ヒテ右土地ヲ再ビ所有スルコトヲ得、右ノ者ハ同時ニ現在ノ所有地ガ1,500坪以下ニシテ現金及ビ財産ガ合計5万円以下ナルコトヲ立証シ、以テ其ノ必要ナル所以ヲ確証セザルベカラズ

---

<sup>1</sup> 詳細は、113頁の「(3)戦前郵便貯金等の解決」を参照のこと。

3. 右土地ノ代金ノ幾部分ニテモ強制貯金トセラレ其ノ後之ヲ引出シタルコトナケレバ之ヲ再購入資金ニ充テ得ルモノトス  
右資金ハ銀行又ハ郵便局ニ於テ特別口座トシテ凍結セラル、モノトス
4. 不足金額ハ再購入ノ日ヨリ一年以内ニ支払フベキモノトス  
右再購入代金ハ銀行ニ於テ別個会計トシテ受入レ普通銀行運転資金トシテ貸付クルコトヲ得、正当ナル理由ニヨリテ一年以内ニ其ノ不足金額ヲ支払ヒ得ザル者ハ一年ノ終リニ貸付担保トシテ一当抵当ヲ提供シ其ノ不足金額ヲ支払フニ足ル貸付銀行ニ申請スルコトヲ得  
前所有者ニ返還セラレザル軍用地ハ民政府ニヨリテ小作セシムルカ又ハ主席軍政官ノ認可ヲ經テ売却スルコトヲ得

この経済命令第4号「軍用地ノ処分ニ関スル件」は、6ヵ月後の10月4日に発せられた経済命令第6号「軍用地処分に関する件」によって廃止され、「米軍占領に先立ち、日本帝国政府、日本政府代理人及び日本臣民の所有せる在琉球財産は動産たると不動産たるとを問はず総て、琉球軍政府の所有に帰し、琉球軍政府により保管せらるべし」としたのである。

#### 4. U S C A R 文書

沖縄県公文書館は米国公文書館等から米国民政府(U S C A R)や米軍の公文書等を収集・整理している。これらのU S C A R文書について、旧軍飛行場用地問題に関連すると考えられる文書を沖縄県基地対策室において翻訳している。

それによると、U S C A R文書の中の旧軍飛行場関係文書は、大きく分類して、土地所有権確認に関する事項と、宮古、八重山の旧軍飛行場用地の払い下げに関する陳情関係の文書に分けられる。

土地所有権確認に関する事項は、一部西原の飛行場の管理解除に関する地元とのやりとりの文書を見つけることが出来たが、ほとんどは調査の方法等を本国に報告した文書等であった。

宮古関係については、土地台帳や要請書等膨大な資料が保存されている。

その中で、旧軍の土地の接收状況や、当該用地についての米軍の認識を記した文書があるので紹介する。

( 仮訳 )

琉球列島米国民政府

APO 331

HCRI-LL 600

1960年9月10日

主題： 旧日本軍使用地(U)

宛： コロンビア特別区ワシントン市

米国陸軍

民事長官

1. 上記主題に関係したあなたの通信、DA 510288 参照。

2. 日本軍使用地を十分に示す有効な記録は存在しない。調査期間中に村役人から得た情報によると、必要な土地のほとんどを購入することが日本の政策だったということである。しかしながら、戦時中、特に 1944 年から 1945 年にかけて、旧日本軍は非公式な借地契約の取り決めにより土地を使用し、賃貸料を支払った。また、賃貸料を支払うという取り決めはなされたが、代金は支払われていないという場合もあった。多くの場合、軍は賃貸料の支払いもせず、また、何の取り決めもなしに、土地を使用した。そのように使用された地域の大部分は、(我々が)利用できないという評価だ。個人や自治体によるその土地の所有権や管理が認められており、その土地は琉球財産管理課の管理下には置かれていない。

3. 旧日本軍が直接、軍事目的のために所有権を取得した土地は、約 3, 037 I-カである。この土地は、(琉球財産管理課の)管理下に置かれた。そのような土地は、主に飛行場、爆弾倉庫地区、司令部および兵舎、射撃場、無線局、監視塔や海軍基地として使用された。この土地の一部は、1899 年 4 月公布の沖縄県土地調整法により、日本政府の所有となったものである。この法律は、当時の居住者に土地所有権を定めたものである。その他の土地は、1919 年から 1944 年にかけて日本政府によって購入されたものである。

4. 新聞要録に述べられている土地は、日本政府所有の石垣島の 2 飛行場から成る約 354 I-カである。ほとんどの前所有者は、現在賃貸契約によって、その土地で農業をしており、土地の返還を求めている。また、約 410 I-カからなる日本政府所有の宮古の 2 飛行場の前所有者も、土地の返還を求めている。この 410 I-カの土地でも、賃貸契約により農業が行われている。現在、これらの 4 飛行場の用地は、すべて前所有者が返還を求めている土地である。日本政府は、1944 年に飛行場建設のため土地を購入した。これらの土地所有権は移転され、日本政府所有地として正当に登記簿に記録された。調査記録によると、支払い額は一般的に公正だと思われたが、日本の戦争準備の支援のため、すべての所有者は可能な限り多くの額を銀行や郵便局へ貯金するよう勧められたとなっている。その貯金は、今日まで支払われていない。

5. 宮古のもう 1 つの飛行場と沖縄群島の 3 飛行場も同じような状況下で、戦時中に日本政府に購入された。この宮古の飛行場は、約 416 I-カから成る。この土地の一部、48.63 I-カは、現在米国空軍使用の宮古飛行場の一部となっている。(飛行場以外の)残った土地でも、賃貸契約により農業が行われている。約 898 I-カからなる沖縄群島の 3 飛行場は、伊江島、嘉手納、読谷飛行場の元の日本の滑走路のことだ。この元々の滑走路は、すべて米国により拡張され、現在の米国軍事施設の一部となっている。

6. 戦時中の飛行場用地購入に付け加え、1919 年に日本政府は石垣島で飛行場用におよそ 73 I-カを購入した。この土地では、賃貸契約のもと農業が行われている。1933 年、元那覇滑走路用地 400 I-カが購入された。この飛行場も米国により拡張され、現米国軍施設

の一部となっている。

7. (極秘) 上記4. で示したように、前所有者が返還を求めている土地は、八重山の2飛行場と宮古の2飛行場である。もし、将来、米国が使用しないことが明らかであり、現在、事業や家の敷地、農地のため個人や団体に賃貸されている土地の所有権を譲渡できれば、彼らにとって経済的にかなりの利益になるだろうし、琉球政府や地域住民に間違いなく歓迎されるだろう。しかし、ご承知のように、米国と国防省が譲渡の権利に同意しているにもかかわらず、日本政府が我々の西表の土地所有権の譲渡という長期計画に反対し、その計画が大幅に遅れている。(前所有者が返還を求めている土地についても)戦時中に土地が購入され、長い間、日本政府により所有されていた西表とは、事情が異なっているにもかかわらず、西表での土地所有権の譲渡へ反対したのと同様に日本政府は反対することが予想される。また、以前軍事目的で使用され、米国により使用されていない日本国有地を譲渡する場合、米国により使用されている土地との関係で問題が起こるだろうと予想される。おそらく、前所有者は、彼ら(米国が使用している土地の前所有者)も土地の再獲得が許可されるべきだと主張するでしょう。米国は、日本国有地の使用においては何の補償金も支払っていない。前所有者が土地の再獲得を許可された場合、米国は、かなり多くの年間賃貸料を(土地の再獲得者へ)支払うことになる。

8. (極秘) 高等弁務官は、飛行場用地の返還という前所有者の要望とそれに関する問題を十分認識している。西表の日本政府用地の譲渡計画が成し遂げられるまで、日本政府用地の所有権譲渡のさらなる計画は考えないと、高等弁務官は決定した。

高等弁務官に代わりて

ケネス S. ヒッチ  
軍務科 中佐  
総務部長

これは、1960年9月10日、高等弁務官(代理としてケネス S. ヒッチ中佐)から米本国の陸軍あての旧日本軍使用地についての報告のようである。

この報告では、旧日本軍の用地取得の経緯についての考え方と宮古、石垣における旧地主の返還請求についての考え方が記されている。

旧日本軍の用地取得について

旧日本軍による用地買収について十分な記録は存在しないとしながらも、市町村職員からのヒアリング等から、旧日本軍は用地を全て購入することが基本政策であったが、戦争末期には賃貸料を支払っていない場合もあったとしている。ただし、このような土地は、米国民政府琉球財産管理課の管理にはなっておらず、個人や自治体の管理(所有権)が認められているとしているとしており、米国が管理している日本国有地については、全て売買が行われ



ていたと考えていた。

しかし、宮古や石垣においては、正式に日本政府が購入したとしながらも、すべての所有者は可能な限り多くの額を銀行や郵便局へ預金するよう勧められ、そのように預金された額は、今日まで支払われていないことを認めている。

宮古、石垣の旧軍用地の返還請求について

返還を求めている石垣島の2飛行場と宮古島の2飛行場は、仮に、所有権の譲渡が出来れば地元にとってかなりの利益になるとしているものの、日本政府が反対することが想定される。

また、米国が使用していない土地を譲渡することによって、米国が使用している日本国有地についても払い下げの要求が起こることが考えられ、旧地主が所有権を獲得した場合、現在無償で使用している土地について、米軍は多くの賃貸料を支払うことになるとし、払い下げについては否定的な考え方を示している。

このような、米国民政府の考え方は他の文書にも記されていることから、米国民政府の旧軍飛行場用地問題に関する基本的な考え方であったと思われる。

## 第4章 裁判記録の検討と地主会からの検証要請

## 第4章 裁判記録の検討と地主会からの検証要請

### 第1節 嘉手納裁判（嘉手納基地土地所有権確認等訴訟）

#### 1. 訴訟の概要

##### （1）事案の概要

本件訴訟は、旧陸軍中飛行場用地の旧地主及びその所有権の承継者らが、同土地の現所有者とされている国を被告として、自らの所有権の確認を求めるとともに、国に対し、同土地を米軍基地として提供していることにより同土地を不法に占有しているとして賃料相当額の損害賠償を求めた事案である。

##### （2）本件訴訟の争点

本件訴訟の主たる争点は旧陸軍省が旧中飛行場建設用地として地主らから適法な手続によって所有権を取得しているか、すなわち被告国の主張するような地主と旧陸軍省との間に適法な売買契約が存在したか、ということである。

しかしこれに付随してその他の争点も認められる。

##### （3）本件訴訟の結果

1審、控訴審、上告審を通じて、原告ら旧地主の訴えはすべて退けられ、原告らの求めた土地の所有権が原告らに帰属しないことが裁判上確定している。

以下、1審判決、控訴審判決をもとに本件訴訟を概観する。

#### 2. 第1審の概要

##### （1）当事者の主張の内容

###### 1）原告らの主張

原告らは、嘉手納飛行場用地として使用されている本件土地の所有者であり、所有権の取得原因についても原告毎に個別に主張。

原告らの主張する各所有地の位置関係が旧日本軍による接收以前の原告らの所有地と一致しないとしても、本件土地の現況は接收前と著しく異なり、接收前の位置、状態を再現することは困難であり、かつ1946年2月28日琉球列島米軍軍政本部指令第121号「土地所有権関係資料蒐集に関する件」等に基づく土地所有権認定作業時に、個々に地番を付されていた多数の土地を小字毎にまとめて単一の地番を付したので、本件土地は、従前の所有者がそれぞれ所有していた土地の面積を持分とする共有地として扱われるべきであり、原告らは、本件土地を共有地として持分権の確認を求める。

被告の本件土地の（無権限）使用

## 2) 被告国の主張

本件土地は、陸軍沖縄中飛行場（現嘉手納飛行場の一部）用地として、昭和19年に被告（旧陸軍省）が売買によって取得したもので、本件土地の所有権は被告に属する。

本件飛行場用地については、他の五つの飛行場用地とともに、第32軍に属する球第1616部隊経理部によって、次の手順で買収手続きが行われた。

航空写真及び測量等に基づき、買収区域の範囲を定める。

公図・土地台帳から土地調書を作成する。

役場等に地主を集めて、買収を発表し協力を求める。

協議により価格を決定する。

名寄帳を作成し、地主ごとの買収価格を決定する。

地主から土地売渡証書の提出を求めて、所有権移転登記を行う。

地主に売買代金を支払う（村長が受領代理人として旧陸軍から土地代金を一括受領したうえ、各々の地主に対して支払いをした。）

本件土地の取得を直接証明する資料はないが、次のような事情から買収手続きが行われたことが裏付けられる。

球第1616部隊によって買収が行われた六つの飛行場のうち、宮古島及び石垣島関係については、旧陸軍飛行場の買収に関する資料が保管されており、これらの資料によれば、旧陸軍による買収は適正に行われていたことがわかる。特に、昭和19年10月11日付けの球第1616部隊経理部長から八重山郡大濱村長あて「土地代価ノ支払ニ関スル件通牒」によれば、通牒先として本件土地の所在する北谷村長が含まれており、かつ、昭和19年10月頃には土地代の支払い及び登記手続きの段階にあったことが記載されている。

「飛行場又は施設の調査書」において、1952年当時の嘉手納村長、同土地課長、同土地課主任が、売買契約の存在と代金支払いの事実を認めている。

本件土地は旧陸軍と地主との間で協議のうえ、土地売渡価格及び耕作物補償料を定める等して、売買契約を締結し、これにより被告が有効にその所有権を取得したものである。

沖縄県においては、一部離島を除き、土地登記簿等が戦災により灰燼に帰してしまっただため、戦後、土地所有権認定作業が行われ、本件土地は被告の所有と認定され、1951年4月1日付けで所有権証明書が交付された。そして被告を本件土地の所有権者として認定することにつき何人からも異議申し立てがなかったこと及び被告以

外の者から本件土地に関する土地所有権申請書の提出がなかったことが明らかであり、当時においては、本件土地の所有権が被告に属することにつき何らの疑義もなかった。

### 3) 被告国の主張に対する原告らの反論

本件土地の接収につき、昭和19年2月ないし3月ごろ沖縄県知事が北谷村を訪れ、村長に対し飛行場建設計画を説明し、村当局に協力を要請したこと、その後まもなく陸軍将校が村役場に来所し、村役場勤務の者が関係地主を訪問して、飛行場建設計画の説明を行うとともに、口頭で農作物撤去を指示したが、土地の売買については何らの話もないまま、昭和19年4月初旬頃から陸軍によって飛行場建設工事が開始された。土地の売買について個々の地主との交渉はなく、その承諾なしに飛行場建設工事が開始されたのである。

戦後の土地所有権認定作業は、米軍占領下においてその土地施策（基地構築のため）の緊急性のために拙速になされ、不正確なものである。本件土地に関しては、土地所有権委員が調査測量のため現地に赴いたところ、米軍によって杭打ちがなされており、戦前の北谷村役場に勤務していた者から「旧飛行場部分は測量する必要がない」と言われ、調査測量を中止したことから当該部分については図面が作成されず、委員会から村長に対する報告もなされていない。

土地台帳に本件土地が「日本政府」の所有として表示されたのは、のように、土地図面の作成がなされず、土地所有権委員会による調査報告もなされないまま、土地台帳に誤った登載がなされたことによるものである。登記簿表題部の所有者欄の「日本政府」の記載も同様であり、無効な記載である。

## (2) 裁判所の判断（理由）

### 1) 本件の特色

本件土地は、旧中飛行場建設のための工事、沖縄戦における戦火とこれに引き続く米軍による接収、嘉手納飛行場（基地）拡張工事等により、その形質を一変し、戦前の形状を全くとどめていないこと、沖縄戦によって土地の登記簿、公図等が滅失してしまったため、戦後行われた土地所有権認定作業の際、本件土地は、戦前は個々に地番を付された多数筆の土地であったものを小字毎にひとまとめにして単一の地番を付し、7筆の土地として表示されたうえ、いずれも「日本国」又は「日本政府」を所有権者として認定した土地所有権証明書が被告に交付され、各登記簿の表題部の所有者を「日本政府」とする表示登記がなされている。

原告らが第1次にそれぞれの単独所有と主張する土地は原告らにおいて独自に地番を付したもので、これらの土地が原告ら又は原告らの前主が昭和19年4月頃に

所有していた土地と位置・形状・面積において同一性のある土地であることについて原告らがその立証に成功したものは到底認め難いところであり、他方、本件土地が関係原告らの共有であるとの原告らの第2次主張も、その根拠が薄弱であるといわざるを得ない。前記認定のような特異な事情の下にある本件においては、原告らの立証に多くの困難が伴うことはおのずから明らかであるけれども、事柄が土地の所有権である以上、前記土地の同一性の点を含めて、原告らの立証の程度が本件に限り軽減されてよい理由はないと考えられる。

しかし、本件においては、被告が昭和19年当時の所有者らから本件土地を旧中飛行場として買収したことを被告において主張しており、右主張事実が認められれば、取りも直さず原告らの所有権が認められないことに帰着し、原告らの本訴請求はいずれも理由がないことになるので、原告らの所有権取得原因についての検討を省略し、被告の主張の当否について判断する。

## 2) 本件土地買収の存否

### 旧陸軍による用地買収の手続き

買収関係書類が戦火によって消失せずに現存している旧野原、旧洲鎌、旧白保の各飛行場の用地買収は概ね被告主張のような手続きによって行われたものと認められる。

買収代金の支払いについては、球第1616部隊経理部長名義の昭和19年10月11日付「土地代價ノ支拂ニ関スル件通牒」が発せられ、買収予定区域の各村長を受領代理人として土地代金の総額の約5分の4を前払金として一括交付し、これを各村長を通じて正当な債権者(売主)たる土地所有者に支払うよう依頼した。各村長は、右通牒に従い、各地主に対する買収代金の支払いをした。もっとも、右通牒によれば、土地代価については、臨時資金調整法により国債の購入又は長期据置貯金を実施させ、現金の交付は負債整理等特別の必要のある額に限定することが指示されていた。かくして、旧野原、旧洲鎌、旧白保の各飛行場のすべての用地について陸軍省を取得者とする所有権移転登記が経由された。

### 本件土地についての買収手続

旧伊江島飛行場及び中飛行場についての旧陸軍の用地買収手続に関する資料は現存していないことが認められるけれども、右飛行場を含む6飛行場の建設がほぼ同時期に実施され、しかもその用地買収が同じ球1616部隊経理部によって行われたことは前示のとおりであり、前記通牒に、通牒先として、旧野原、旧洲鎌両飛行場の所在地である下地村、旧白保飛行場の所在地である大濱村等の各村長のほか、旧伊江島飛行場の所在地である伊江村及び中飛行場の所在地である北谷村の各村長が掲げられているところからしても、旧伊江島飛行場及び旧中飛行場についても、前示認定の旧野原飛行場等と同様の手続きにより用地買収が行われたものと推認す

ることができる。

終戦後、1948年4月7日軍政府布告第7号「財産の管理」に基づいて米国民政府財産管理官が国有財産（同布告によれば「米国以外の国家」の財産をいうものとされているが、わが国の国有財産がその対象であったことは明らかである。）を管理することとなり、国有地の所在を把握、確認するための調査が行われたが、米国民政府財産管理課調査官が、1952年4月9日、当時の嘉手納村長、同土地課長、同土地課主任に対して飛行場又は施設についての調査を実施した際、右3名が回答したのが「飛行場又は施設の調査書」であるが、右調査書によれば、旧日本陸軍の旧中飛行場は、昭和19年7月に完成し、沖縄戦によって米軍が占領するまでは旧日本陸軍の「球部隊（球連隊）」によって使用されていたこと、右飛行場の建設用地14万5,347坪は日本政府が坪当たり2円50銭で各所有者から購入し、所有権は譲渡書面又は他の何らかの法律書面（法的書類）によって移転したこと、代金の支払いは、当時の北谷村役場土地課長の「ヤマガワ・チョウエイ」が受領し、同人が各個の土地所有者に支払い、又は支払うことになっていたこと、代金全額の支払いを受けた者は、その約8割を現金、約2割を戦時国債で受領したこと、少数の土地所有者は、戦時中の情勢のために代金を受領しなかったこと、戦後、「ヤマガワ・チョウエイ」が北谷村の名義で村有資産として2万円を貯金したが、このうちいくらが飛行場用地購入に関して支払いを受けなかった所有者個人に属するかは不明であること、右の飛行場用地14万5,347坪は、7筆の土地として所有権証明書が発行されているが、琉球における所有者から所有権の主張がなされたことはなく、調査の時点では日本政府からの所有権主張もないため、右所有権証明書は嘉手納村役場に保留されていること、しかし、村の記録には日本国政府財産として記載されていること、が明記されている。

琉球政府法務局長が1968年7月11日付で各市町村長あてに発した「第2次大戦中旧日本軍に買上げられた土地の実情について」と題する照会に対し、当時の嘉手納村長は、「しかして、以上の土地は買上げられて国有地となった」旨の報告をした事実が認められる。

してみると、戦後に行われた米国民政府財産管理課の調査によっても、また、琉球政府の調査によっても、本件土地は、旧日本陸軍の旧中飛行場建設用地として当時の所有者らから買収され、被告がその所有権を取得したものであることが明らかであったといわねばならない。

1970年3月ごろ、嘉手納村軍用地等地主協会が、旧中飛行場の建設用地として土地を提供した原告ら地主を対象に、土地所有権の喪失理由、代金受領の有無等についてアンケート調査し、「土地所有権喪失申請書」を取りまとめたが、その際回答した72名のうち9名が土地代金の全額を受領したと回答し、54名が土地代金

の一部を受領したと回答していること(ただし、前者のうち5名、後者のうち15名が、受領した土地代金の一部を強制貯金させられた旨述べている。)等の事実が認められる。

右事実によれば、原告ら地主の多数の者は、アンケートを求められた時点においても、本件土地の土地代金を受領したことを明確に認めており、アンケート調査の結果は十分信用できる。

以上を総合すると、本件土地は、遅くとも昭和19年中に、旧中飛行場の建設用地として、旧陸軍省(球1616部隊経理部)によって当時の所有者らから私法上の売買契約に基づいて買収され、その買収代金の全額又は一部が各売主に支払われた事実を優に認めることができる。

### 3) 土地所有権認定手続

本件土地についての所有権認定手続について次の事実が認められる。

嘉手納町字屋良亀甲原及び同町字野里大城原所在の私有地については、各字土地所有権委員会において、所有者の申請に基づいて測量を実施し、その結果に基づき1筆限調書が作成された。しかし、戦前北谷村の副収入役をしたことのある者から右1筆限調書の提出を要しないとの指示を受け、字屋良亀甲原に属する本件土地の一部21筆1万1,875坪について「日本国有」であることを理由に1筆限調書の記載を抹消し、字野里大城原に属する本件土地の一部92筆5万0,496坪についても、「日本軍飛行場のため調書へ計上せり」と記入して1筆限調書から削除する措置がとられた。また、字屋良、字野里等の旧中飛行場周辺の各字土地所有権委員らが1947年末頃測量のため現地集まった際、右者から、旧飛行場敷地は国有地であるから測量、調査が不要であるとの説明を受けたため、杭打ちのなされていた旧飛行場敷地を除外して、測量調査を行った。村土地所有権委員会は、調査の結果本件土地が国有地であるとの判断に達し、村長にその旨報告した。そして、本件土地が被告の所有地であることを証明する旨の土地所有権証明書は、特別布告第36号の定めるところに従い、1951年3月1日から同月30日までの30日間嘉手納村役所において一般の縦覧に供されたが、何人からも異議申し立てがなかったので、嘉手納村長は同年4月1日付で土地所有権証明書を作成した。もっとも、右土地所有権証明書は直ちに被告に交付されることなく、嘉手納村役場がこれを保管していたが、その後、1948年4月7日軍政府布告第7号「財産の管理」に基づいて国有地を管理するものとされた米国民政府財産管理官に交付された。そして、右土地所有権証明書に基づき、本件土地について、「日本政府」を所有者とする表示登記がなされ、土地台帳にも同様の記載がなされた。

原告らにおいては、その本人又は身内の者が本件土地内に所有地が存するとして所



有権認定申請手続に及ぼうとしたが、国有地であるとの理由で右手続が途中でとどめられ、結局被告の所有であるとの土地所有権認定がなされるに至ったにもかかわらず、特別布告第36号及び布告第8号所定の不服申し立ての手続をとらなかったこと、原告らの中には、他の所有地については適法に所有権認定申請をして土地所有権証明を得ながら、旧中飛行場敷地となった旧所有地については所有権認定申請をしていない者が少なくないことが認められる。

以上の事実によれば、戦後の土地所有権認定作業において、本件土地所在地域の土地の事情に精通している5名の委員からなる嘉手納村土地所有権委員会が、調査の結果本件土地を被告の所有であると認め、その報告に基づき嘉手納村長が前記土地所有権証明書を発行したのであって、当時これについて異議を申し出た者がなかった事実をも併せ考慮すると、本件土地が旧中飛行場建設用地として買収され、被告の所有となっていたことについて当時の関係者の認識が一致していたことを如実に物語るものというべきである。

#### 4) 結論

本件土地は、遅くとも昭和19年中に、旧中飛行場建設用地として、旧陸軍省によって当時の所有者から私法上の売買契約に基づいて買収され、被告がその所有権を取得したものと認められるから、本件土地が原告らの所有であるとの原告らの主張は理由がないことに帰着する。

そうとすれば、本件土地の所有権が原告らに帰属することを前提とする原告らの本訴請求は、その余の点について判断を加えるまでもなく、いずれも理由がないから、これを棄却すべきである。

### 3. 第1審判決に対するコメント

#### (1) 第1審判決の考え方

第1審判決は、次のような考えに立っている。すなわち本件訴訟は土地所有権の確認を求める裁判である。所有権確認訴訟の基本構造は、自らが所有者であると主張する者(原告)がその所有権の取得原因も含めてその主張・立証責任も負っている。このような主張立証が認められたとき、相手方(被告)は原告の所有権喪失事由を抗弁として主張・立証しなければならない。本件訴訟においては被告の抗弁事由として私法上の売買契約が主張されており、この点の立証ができれば旧地主から被告国が適法に本件土地を買受けたのであるから原告らは所有権を喪失しているので、原告らの請求は理由がなくなる。

ところで、通常の所有権確認訴訟であれば上記のような理解で裁判所の判断が進められるのであるが、本件の場合、そもそも上記のような判断をする前に、原告らが本件訴訟において確認を求めている土地と昭和19年当時原告らが所有していた土地が同じかどうかという同一性の問題があった。裁判所がわざわざ「本件の特色」として1項を設けて判断

しているのもこの問題を避けて通れなかったからである。今次大戦によって沖縄の土地の地籍は不明確なものとなり、本件訴訟においても原告らは自ら独自の図面を作成してその所有と主張する土地を特定し、当該土地の所有権確認を求めたのであるが、第1審裁判所は、原告らが所有権確認を求めている土地が昭和19年当時原告らが所有していた土地と同一であるとの立証に原告らは成功していないとしたうえで、しかしながら本件の上記のような特色に鑑み、被告の抗弁事実である売買の事実が認定できれば原告らの所有権は認められない関係にあるとして、原告らと被告国との本件土地の売買契約の有無について検討し、当該売買契約の存在を認定して、原告らの所有権を否定したものである。

## (2) 上記考え方の当否

基本的に上記のような第1審判決の論の進め方は所有権確認訴訟においてごく一般的に承認されている考え方であり、異論をはさむ余地はない。むしろ、土地の同一性の立証に成功していないのであれば、後に控訴審判決が述べているように、この点で原告らの請求は失当との判断を免れないのであるから、この点を理由として原告らの請求を棄却してもよかつたはずである。にもかかわらず、第1審判決があえて被告が立証責任を負担している売買の事実はまだ踏み込んで判断したことの是非である。思うに、この点について裁判所は判断せざるを得なかったのではないかと考えられる。その理由は、第1に、この点が本件訴訟の大きな争点の一つとなっていたからであり、この点について裁判所の判断を示さなかったならば「肩透かし」であるとの批判を受けざるを得ないこと、第2に、被告国が主張する本件土地の所有権の取得原因が原告らからの売買である以上、この点に関する裁判所の判断が示されなかったら、結局本件土地の現所有者について裁判所の判断が示されなかったことになり、紛争の蒸し返しが生ずるおそれがあるからである。いずれにしても、第1審裁判所が売買の存否にまで踏み込んで判断したことは正当であったと考えられる。

## 4. 控訴審の概要

### (1) 原告らの控訴

原告らは、第1審の判決が不当であるとして、自らの請求の認容を求めて控訴した。原告らの主張する第1審判決の不当性(控訴理由)は多岐にわたるが、概略次のとおりである。

#### 1) 土地の同一性の問題

本件係争地を特定するために原告らが作成した図面等は、「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」(土地明確化法)に定められた作業手順に準じて作成されたものであるから、これに表示された本件土地は、控訴人(原告)ら又は控訴人らの前主が昭和19年4月ごろに所有していた土地と位置・形状・面積において同一性があるというべきである。

## 2) 旧野原、旧洲鎌、旧白保の各飛行場用地の手続を本件売買の根拠とした点

「土地代價ノ支拂ニ関スル件通牒」は、旧中飛行場とほぼ同時期に建設された旧東飛行場（西原飛行場）の所在地である西原村及び浦添飛行場の所在地である浦添村の各村長にも送られているところ、右通牒のあて先として掲げられている西原村及び浦添村については、飛行場用地としての買収手続は行われておらず、右両飛行場の敷地は国有地とも認定されていないから、右通牒のあて先に北谷村の村長が掲げられていることを理由に、本件土地の買収手続が行われたものと推認することはできず、かえって、本件土地の買収手続はなされなかったと推認するのが合理的である。

## 3) アンケート調査の問題

地主会のアンケート調査において代金の受領等の回答があったのは、本件土地は実際には買収されておらず、その代金の支払も受けていなかったにもかかわらず、当時の総務長官から、地主であることを証明するため土地代金は一部受け取ったことにした方がよいとの示唆があったので、アンケート調査の内容を代金の一部受領と訂正したもので、アンケート調査の結果をもって売買の成立を推認させるものではない。

## 4) 土地所有権申請手続きについて

特別布告第36号及び布告第8号に基づいて、本件土地について被控訴人を所有者として作成された土地所有権証明書の効力を争う訴訟においては、布告第7号により米国民政府財産管理官を被告としなければならないことになるが、1950年琉球列島米国民政府本部特別布告第38号「民裁判所制度」、1952年琉球列島米国民政府布令第58号「琉球裁判所制度の民事裁判権」及び1957年6月5日付け、「琉球列島の管理に関する行政命令」により琉球政府の裁判所は、日本復帰のときまでアメリカ合衆国政府又はその機関に対する裁判権を保有することはなかったのであるから、特別布告第36号及び布告第8号においては、訴訟手続によって土地所有権証明書の効力を争うことができるように規定していても、被控訴人が所有者として作成された土地所有権証明書の効力を争うことは、手続法上これができないことになっていたのであり、控訴人らが本件訴訟以前に被控訴人の所有権を争わなかったからといって、直ちに被控訴人の所有権を認めていたことにはならない。

## 5) 不在者との売買契約の成否

昭和19年当時本件土地所在地に不在であった者との売買契約の存否につき、第1審判決はその成立を認めることについて十分な理由を述べているとはいえない。

## 6) 本件売買の効力

仮に売買契約が存在したとしても、本件土地の売買代金は支払われておらず、強制的に接收されたものであって、本件売買契約は控訴人らの意思に基づかないものであるから、

無効である。

## (2) 控訴審の判断

### 1) 土地の同一性の問題

土地明確化法は、土地の位置境界の確認という形式をとりながら、その実質は土地の位置境界の確定を関係所有者全員が参加してする和解方式で行うことを立法により是認したものであり、したがって、もとの所有地と異なる位置に新しい所有地が協議により定められ、それが、実質上もとの所有地と連続性のあるものとみなされる効果は、土地明確化法に基づく手続によった場合にのみ認められるものと解すべきであり、控訴人の主張は採用できない。

### 2) 他の飛行場用地の手続との関係

旧陸軍は、西原村に西原飛行場を、浦添村に浦添飛行場を建設していたこと、「土地代價ノ支払ニ関スル件通牒」には、あて先として下地村、大濱村、伊江村、北谷村の各村長のほかに西原飛行場の所在地である西原村、浦添飛行場の所在地である浦添村の各村長が掲げられていること、沖縄民政府は、1949年4月19日付け財第140号「旧日本軍飛行場敷地に対する土地所有申請に就いて」と題する書面によって、関係各村長あてに旧日本軍飛行場敷地の土地代金の一部しか受領していないことの確証ある地主については土地所有権申請をさせるよう促したところ、西原村は、関係者の調査を行い、該土地の筆数、坪数及び各個人に対する代金の既払、未払の各金額並びに買収単価は坪当たり4円20銭（一部については坪当たり5円50銭）で代金の大半を受領しているという内容の調書を作成し、その旨の報告をしたこと、米国民政府琉球財産管理課は、1952年5月関係村に所有権調査を行ったところ、当時の西原村長及び買収当時の役場書記の両名は、同月7日琉球財産管理課長あてに「当時日本軍が西原飛行場施設に該関係土地を買上げたときは前所有者は土地登記をするため登記書類一切を司法書司を通じて日本軍に名義移動をするため首里登記所に提出されるようになっていた。私達は日本軍が土地買上げ当時共に当地に在留しておりました。私（現村長）は当時日本軍に土地を売り以上述べたような方法で手続をしましたことを知っている範囲内で証明致します。」と記載した証明書を提出したこと、なお、前記西原村作成の調書中、売渡所有者の中には村長も名を連ねていること、ところが、西原村は、沖縄民政府や米国民政府には前記のような報告書や証明書を提出しておきながら、他方では、西原飛行場敷地の旧地主に、1951年4月1日付けの土地所有権証明書を交付したため、旧地主名義の登記が経由されてしまい、西原飛行場敷地の所有権の帰属をめぐる米国民政府と西原村、旧地主らとの間で、紛争が生じたこと、米国民政府は、西原飛行場敷地は旧陸軍が買収した土地であるから国有地である旨主張したのに対し、西原村は買収されていない旨主張し、旧地主らは異議申立てをして争ったので、結局、米国民政府は、西原飛行場敷地の管理解除をなしたこと、浦添飛行場敷地の所有権の帰属についても、米国民政府との間で紛争が生じ、同民政府は浦添飛行場敷地も旧陸軍が

買収した土地であるから国有地である旨主張したのに対し、浦添村は買収されていない旨主張して争ったので結局、米国民政府は、浦添飛行場敷地についても管理解除をなしたこと、右の事実によれば、西原飛行場及び浦添飛行場の両敷地は、もと旧陸軍によって買収されて国有地となっていたものと推認されるところ、米国民政府と旧地主らとの間に右両飛行場敷地の所有権の帰属をめぐって紛争が生じ、結局、米国民政府は右両飛行場の管理解除をしたため、右両敷地は現在国有地として引き継がれていないというに過ぎず、右両敷地について、飛行場用地としての買収手続がなされなかったことを前提とする控訴人らの前記主張は採用することができない。

### 3) アンケート調査の問題

アンケート調査によれば、土地代金の一部を北谷村信用組合に貯金させられた旨の回答が多数あり、前記通牒の内容と矛盾するものではない。

### 4) 土地所有権申請手続きについて

控訴人ら主張のとおり、本件土地について日本国を所有権者として発行された土地所有権証明書の効力を争う場合には、布告第7号による財産管理官を被告としなければならぬが、右特別布告第38号、布令第58号及び琉球列島の管理に関する行政命令により、琉球政府の裁判所は、日本復帰のときまでアメリカ合衆国政府又はその機関に対する裁判権を有してなかったから、特別布告第36号及び布告第8号において、訴訟手続によって土地所有権証明書の効力を争うことができるように定めていても、日本国が所有権者と記載された土地所有権証明書の効力を争うことは、訴訟手続上不可能であったことが認められるけれども、右事実をもってしても、前記の認定判断を左右するものではない。

過去における控訴人らの本件土地返還運動の内容をみると、嘉手納村軍用地地主協会は、1971年10月、大蔵大臣らに対し本件土地所有権の返還を求める要請書を提出しているが、その内容は、旧陸軍による本件土地の買収を認めた上で、地主が戦時下の国策に協力したにもかかわらず、代金の全部又は一部を受領していないことないしは半強制的に国債を購入させられた事情を訴えて本件土地の返還を要請するものであったことが認められる。右の事実は、前記控訴人らのアンケート調査結果と相まって、本件訴えを提起する以前の段階における控訴人らの認識を窺わせるものといわなければならない。

### 5) 不在者との売買契約の成否

不在であったと主張する26名のうち6名につき不在者でない者と認定。その理由については、たとえば戸籍の記載内容自体から在村の事実が推認され、戸籍の記載内容の誤りを主張する場合、仮戸籍の申告に関する正確性に関し、その正確性を問題とするときでも、戸籍の記載自体からその誤認が明白である場合を除き、控訴人らにおいて、戸籍の記載が誤りであることを客観的資料により明らかにしない限り、戸籍の記載をもって一応真実であるとするほかはないと述べる等して在村の事実を認定。

不在者であると認められた者に対する買収手続については次のとおり認定した。

旧陸軍省は、昭和16年から同17年当時、西表島においては、不在地主との間の用地買収手続を電報又は郵便による方法によって行っていたものと推認することができる。旧海軍省は、昭和18年から同19年当時、宮古島において不在地主との間の用地買収手続を行うに当たっては、父母等の近親者を不在者の代理人として取り扱っていたものと推認することができる。球1616部隊経理部は、昭和19年10月以降においても買収価格の確定や所有権移転登記手続を行っており、那覇地区裁判所嘉手納出張所は、同年12月中も登記事務を行っていたこと、電報及び郵便業務は、遅くとも昭和20年2月初旬ころまで行われていたことは明らかである。不在者と認めるべき20名については、いずれも本件土地の管理を父母、妻、兄弟等その親族に委ねていたと認められるか、そう推認するのが相当である。旧陸軍省は、昭和16年ないし17年当時ではあるが、西表島において、電報又は郵便による方法によって不在地主との間の用地買収手続をしており、沖縄本島においては、昭和20年2月初旬ころまで電報・郵便の業務が続けられていたこと、旧海軍省は、昭和18年から19年当時、宮古島において、不在地主の父母ら近親者を不在地主の代理人として用地買収手続を進めていること、球1616部隊経理部は、いわゆる10・10空襲以後においても、飛行場用地買収のため、買収価格の確定、名寄帳の作成、所有権移転登記手続を行っていることが認められる。右の事実によれば、昭和19年当時、前記20名の不在者らと旧陸軍省との間の用地買収手続は、電報又は郵便による方法によってなされたか、右の方法によることができない不在者らとの間では、本件土地の買収とほぼ同時期に行われた宮古島における事例と同様に、不在者らから前記各土地の管理を委ねられて、右不在者らの父母、妻、兄弟らにおいて、右不在者らを代理するという方法によってなされていたものと推認するのが相当である。そして、戦前、沖縄を離れて本土、南洋等へ長期に出稼ぎに行く場合や軍人として出征する場合には、留守を守る近親者に自己の財産の管理を依頼するだけではなく、事情によっては近親者がこれを処分することも委ねていたと解せられるところ、「滅私奉公」、「一億一心」、「一木一草も戦勝に捧げん」などの言葉に象徴されるように、当時の国民は、戦争目的貫徹のため国家や軍にあらゆる協力を要請され、国民も一致してこれに応えていたという当時の社会情勢を総合考慮すると、前記不在者らは、祖国を守る航空基地建設のためならば、自らが父母、妻、兄弟らに管理を委ねていた前記各土地を、これら近親者が不在者を代理して旧陸軍省に売り渡す権限をも授与していたものと推認するのが相当である。旧陸軍省は、昭和19年当時、右不在者とされる者らとの間においても、不在者らの前記各土地について適法に買収手続をなしたものと認めるのが相当である。

#### 6) 本件売買の効力

仮に控訴人らが本件土地の売買代金の支払を受けていなかったとしても、売買契約が成立したものと認められる限り、代金支払の如何は、契約の成否に直接の影響を及ぼすものではなく、また、旧陸軍省による明示又は暗黙の強迫によって、控訴人らの意思決定の自由

が全く奪われた状態で本件土地の売買がなされたというのであれば、当該意思表示は当然無効であると解されるけれども、先に認定したような昭和19年当時の緊迫した社会情勢を考慮しても、本件土地の売買契約が締結された当時、控訴人らが意思決定の自由を完全に失った状態で承諾の意思表示をしたものとは解されない。

### (3) 控訴審の結論

控訴が棄却され、1審判決が容認された。

## 5. 控訴審判決に対するコメント

控訴審判決の判断に関してはかなり困難な問題をはらんでいるように思われるが、しかし明らかに不当というものではないと考えられる。以下、控訴審の争点に沿ってコメントする。

### (1) 原告らの控訴理由について

原告らが控訴審において主張した上記事実については、いずれも第1審判決の理由の不十分な点をくまなく突いたものといえ、その意味で考えられる限りの主張・立証を尽くしたものと言えるように思う。それだけに、控訴審判決の結果もまた重く受け止めざるを得ないのではないかと考える。

### (2) 控訴審における原告らの主張に対する控訴審判決の検討

#### 1) 土地の同一性の問題

土地明確化法に関する控訴審判決の考えは、法律論としては正しいと思う。土地の境界については私人が勝手にこれを定めることができるものではなく、土地明確化法の集団和解方式による境界の確認は、まさしく今次大戦によって灰燼に帰し、その後の米軍の占領・基地建設により土地の境界が不明となった沖縄の土地の境界等に関して、これを特別な立法によって集団和解方式によってその解決を図ろうとしたものであり、もとの所有地と異なる位置に新しい所有地が協議により定められ、それがもとの所有地と連続性のあるものとみなされる効果は同法によらねばならないとするのは当然のことである。したがってこの点に関する原告らの主張を控訴審が排斥したのは当然のことと思われる。

このことは次のようなことを示唆している。

第1に、仮に本件争点となっている土地売買に関して再審事由となるような新証拠が発見されたとしても、土地の同一性に関する問題を解決する方法がない限り、結局売買契約の成否の判断に入る前に原告らの請求は認められないとの結論に達してしまうのではないかとということである。したがって、本件の場合、そもそもこれを訴訟という手段で解決することの困難さ、あるいはその限界というものを示しているのではないかと思われる。

第2に、他の同様の事案に関しても、そもそも土地の同一性の立証に問題がある事案については、これを訴訟によって解決することが適当ではないことをも示唆しているのではないかと思う。

#### 2) 他の飛行場用地の手續との関係

#### 3) アンケート調査の問題

2) 及び3) については、いずれも事実認定に関する問題であり、かつ裁判所の判断が証拠上明らかに誤っているとは考えられない。

#### 4) 土地所有権申請手續

この点に関する控訴審判決の理由付けは不十分ではないかと考えられる。すなわち、土地所有権申請手續がなされていた当時、日本政府を相手方として土地所有権の回復を求める裁判上の手段が封じられていたとするのであれば、当時原告らが本件土地の所有権に関して異議を述べなかったとしても、それは裁判権のないものを相手にしてもどうしようもないのではないかと考えて異議を述べずあるいは訴訟をしなかったと考えることも可能であり、そのことが必ずしも不自然なこととはいえないと思うからである。したがって、この点については裁判所はもう少し意を尽くして理由を述べるべきであったと考える。しかしながらそのことによって直ちに控訴審判決が糾されるべきであるということにはならないと思う。なぜなら、少なくとも原告らは異議を述べることは可能であったのであるから、自らの所有権が否定されているのにこれに対して何らの対抗手段を講じなかったというのは、自らの所有権を否定していたと解される余地を残しているからであり、かつ、裁判所は既に認定した他の間接事実をも斟酌して、上記の様な事実をもってしても判断を左右するものではないと述べているからである。

#### 5) 不在者との売買契約の成否

この点に関する控訴審判決についてはかなり異論があるのではないかと思う。特に裁判所が昭和19年当時不在者であることを認定しながら当該者との間の売買契約の成立を認めたことの是非である。

既に述べたとおり、裁判所は、原告らが確認を求めている土地の同一性についてこれを否定しながら、なお抗弁事由である原告らと被告国との売買を強いて認定したものであるが、売買契約の存否について判断する以上原告らと被告国との間の各個別の売買契約についてその存否を逐一検討しなければならないのは当然である。第1審判決はこの点に関する当事者の主張・立証及び判決の理由が不十分であることは認めざるを得ない。そこで控訴審においては、個別の原告ごとの売買契約の存否を問題とせざるを得なくなったのである。

そして、裁判所が本件売買があったとされる当時明らかに不在者であったと認定した原告らと被告国との売買契約の成立を認めた理由は果たしてこれで十分かとの疑問は



残る。すなわち、控訴審は不在者に関して、当該不在者は本件土地の管理を親族に委ねたものと解するのが相当であり、当時の緊迫した戦時体制の下においては場合によってはその処分権限まで当該土地の管理人に委ねたものと推認されるというが、民法の原則では、不在者の財産管理人は当該管理財産の保存行為及び改良行為に関する権限を有するのみで、処分権限を有することはないからである。したがって、当時の戦時体制を理由にひとくりに管理人が処分権限まで委ねられていたと控訴審判決が認定したことに疑問は残るが、そうはいつでも、既に確定した判決に対してこれを覆すほど明白に誤りであるとはいえない。結論としては、この点に関する控訴審判決の理由については、疑問はあるが、判決が確定している以上やむを得ないと解するほかはないのではないかと。

#### 6) 本件売買の効力

本件売買の効力に関して控訴審判決は、売買契約が成立している以上、代金の支払いの如何は問題とならないこと、売買の意思表示を強制されたものとはいえず、当該売買が無効とはいえない旨判示しているが、この点に関する原告らの主張・立証及び控訴審判決とも抽象的という域を出ていないと思われる。

判決が確定している以上、売買の効力に関して新たに問題とすることは困難であるが、戦後処理の問題を考えるに当っては、本件のように売買契約があったと認定されていても、実際には代金の支払いが一部又は全くなされていない契約が存在した可能性があること、当時、行われた売買契約の実態が、本当に県民の自由意志でなされたというには疑いが残るといわざるを得ない状況にあることを考慮すれば、そのような当時の情勢を十分に配慮した上で、戦後処理問題が論ぜられなければならないと思われる。

#### 6. 控訴審における和解案について

控訴審裁判所は、判決に先立ち当事者に和解案を提示しているがその際、次のように指摘している。

昭和19年当時の沖縄の社会情勢からみて、仮に国が主張するような売買契約が締結されたとしても、それは戦時下における特殊な情勢に基づくもので、任意に、通常の経済取引として行われたとは思われない。僅か1年足らずの差で、米軍の占領により嘉手納飛行場に組み入れられた土地の所有者と比較した場合、あまりに不公平であり、何らかの形で是正されるべきである。

検討に値する提言ではないかと思われる。

#### 7. 上告審について

上告棄却。

## 第2節 嘉手納・白保地主会からの検証要請

平成15年4月25日、沖縄県知事に対し石垣市長及び嘉手納町長の賛同と両議会での要請決議を添え、嘉手納旧飛行場権利獲得期成会及び旧日本陸軍白保飛行場旧地主会が連名で旧軍飛行場用地問題に関する研究調査を行う専門委員会の設置と11項目にわたる事項について検証を行ってほしい旨の要請書が提出された。沖縄県はこの検証要請に対し本委員会にその検討を付託した。検証要請事項の内容と本委員会での検討結果は、以下のとおりである。

### 1. 検証要請事項と検討結果

#### < 検証要請事項 1 >

戦史によれば、白保飛行場は陸軍航空本部経理部が昭和18年末に建設に着手し、昭和19年5月下旬に第32軍に工事が引き継がれています（防衛庁防衛研究所戦史室著戦史叢書「沖縄・台湾・硫黄島方面陸軍航空作戦」朝雲新聞社、1970年7月出版）。

しかし、登記簿謄本記載の土地売買契約日は昭和19年6月10日となっており、それからすると契約締結前に軍が当該土地を占有し、工事に着手した事は明らかであり、それは権原に基づかない違法行為として無効にならないものかどうか。

#### < 検討結果 >

売買契約以前に白保飛行場建設に着手しているのが、これが権原に基づかない違法行為として無効にならないかという指摘である。問題の期間の建設工事は、権原がなく違法な行為ではあるが、その違法性は売買契約によって治癒されていると解することができる。もし、かような行為が売買契約に先行してなされていたとしても、売主はこのことに異議をとなえず売買したと解されるのが通常である。なお、戦時中という特殊な事情を鑑みて、その内容は強制収用に近いものだったとしても、嘉手納裁判において最高裁判所の判決が出ており、ここから推測するところ、白保についてもこれを争うのは困難であると推測される。

#### < 検証要請事項 2 >

陸軍航空本部の飛行場建設の着手が昭和18年末で、その土地代金の支払業務の開始が「通牒」文書にいう昭和19年10月11日とすると、民法の同時履行の原則に反し、また、会計年度からして出納整理期間の規定上、会計規則にも違反します。これら軍の行為は、違法な行政行為として無効にならないのかどうか。

#### < 検討結果 >

土地代金の支払い業務の開始が飛行場建設着手以降になされているのは、民法の同時履行の原則に反しているとの主張であるが、民法の同時履行の規定は、抗弁権として規定されているので、抗弁がなされてはじめて意味をもってくる。すなわち、買主に対して引渡しを拒絶するために、代金の支払いがないことなどをあげることができるとした規定であ

る。抗弁がなされたにもかかわらず、強制収用がなされたことなどの特別な事情があれば格別、そうでなければ同時履行の抗弁権を用いてこれを争うことは困難である。

会計規則違反については、質問の趣旨が必ずしも明確でないが、支払が遅延したことを意味しているのであれば、売主の損害は軽微と推測され、それ故、契約が無効となるとまではいえない。

### < 検証要請事項 3 >

白保飛行場の場合は、第32軍の司令部命令から土地売買契約の締結日まで約2ヶ月の余裕がありますが、沖縄本島の場合は昭和19年4月15日に軍司令部の命令を受けた設営部隊が、飛行場の建設場所を選定し、工事着工したのは5月1日です。

わずか2週間で適切な契約が締結できる訳がなく、沖縄本島の北谷村、西原村、浦添村の飛行場用地の売買に関する関係文書を国が収集できないのは、戦災でそれが消滅したからではなく、そもそもそのような処理が為されなかったからです。

又、関係地主が「通牒」文章にいう国債、定期預金証書等を所持していないのは、同様にそのような処理が為されなかったからに他なりません。

戦史からすると北谷村、西原村、浦添村が所在した本島中部は、10・10空襲後も昭和20年1月と3月に米艦載機数百機による大規模な空襲を受け、県は2月10日には村役場に対して村民の北部地域への疎開命令を出しています。

沖縄本島の三か村は、大浜村とは違い10・10空襲以降は戦場行政となっており戦時業務が優先された筈です。

大浜村のように強制預金させられたのであれば、預金証書は代金に代わる大切なもので、大浜村の地主のように戦後まで所持した筈ですが、西原村、浦添村、北谷村の関係地主はそれを所持しておりません。

それは沖縄本島では10・10空襲後の社会情勢の激変により、土地代金が大浜村のようには処理されていないという事を物語るものです。

石垣島と沖縄本島の10・10空襲以後の社会状況の違いを調査研究の上、これらの事実を明らかにして頂きたい。

### < 検討結果 >

沖縄本島における売買に関する関係文書及び国債、定期預金証書等の不在は、適正な処理がなされていないことを推認する大きな根拠になる可能性がある。

10・10空襲以後の役場の業務状況について北谷町役場町史編纂室へのヒアリング及び「北谷町史編集資料第2巻 北谷町民の戦争体験記録集第1集」によると、10・10空襲以降は、北谷村役場も1ヵ所では事務が取れなくなり、村長、助役は某個人宅で指揮をとり、戸籍簿や登記簿等の重要書類は別の某個人宅に隠したり、各課が分散して業務の遂行に当たったこと、昭和20年(1945年)1月頃には北谷村民の避難割当地である羽地村(現名護市)に担当職員3名を派遣し、物資の調達、人家の割当等の業務を行い北谷

村羽地分所となったこと、米軍上陸直前の3月22、3日頃には、朝から夕方まで空襲が続き、壕外に出ることができなく仕事をする余裕がなくなってきたこと等、かなり厳しい状況の中で業務を続けていたとのことである。

本報告書2章で要約引用したところによれば、読谷飛行場や嘉手納飛行場においては「地主たちは事前を知ることもなかった」、「地主の意志を聴取する暇もなく」、「とりあえず地上工作物の補償、民家立退き料を支払う」、「強制的に接收されたよう」という状況であったようである。

しかし、嘉手納裁判控訴審は、「昭和19年当時の緊迫した社会情勢を考慮しても本件土地の売買契約が締結された当時、控訴人（地主）らが意思決定の自由を完全に失った状態で承諾をしたものとは解されない」と判断し、最高裁判所もこれを支持し確定しており、適切な処理がなされなかったという、より強力で直接的な証拠が出てこない限り、土地の取得の効力を争うことは困難であると言わざるを得ない。

ただ、地主の自由な意思に基づかない取得であったという疑いを完全に払拭することはできず、後に述べる沖縄の特殊事情を考慮した上での戦後処理が望まれるところである。

#### < 検証要請事項 4 >

「通牒」文章には、「臨時資金調整法により国債購入云々」とあるのみで、適用条項は明記されておられません。

しかし、昭和19年3月15日改正された同法には、陸軍省など政府が用地買収する場合は同法第9条の6が適用され、国債購入の強制はできないものと解されます。適用条項に誤りがあり違法な行為と解されないかどうか。

#### < 検討結果 >

国債購入の強制には「臨時資金調整法第9条の6」の適用がなければならないのに、「通牒」には適用条項が明記されていないから、国債による支払いを強制したことは、適用条項に誤りがあり、違法な行為であるとの主張については、まず、「臨時資金調整法第9条の6」は「臨時資金調整法施行令第9条の6」を指すものと思われる。

確かに同法施行令第9条の6には政府が支払を行うに当っては、買収代金云々と書かれており、国債という言葉がないが、これに先立つ同法施行令第9条の2において、既に土地等の売買代金を得た者に対して、大蔵大臣がこれを国債その他大蔵大臣が指定する有価証券を買い入れることを命ずることができると規定している。それ故、売買代金を国が国債で支払をしたことに実質上の違法はない。

また、用地買収の際の国債購入については、本報告書の第3章第1節で触れられているように、昭和17年（1942年）4月1日に改正された臨時資金調整法第10条の2によるものであり、改正直後の4月8日付で大蔵次官から陸軍次官へ通達された通牒「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方依頼ニ関スル件」に明示されている。

いずれにせよ、適用条項は明記されていないが、これをもってして「通牒」そのものが

無効となるものではない。

#### < 検証要請事項 5 >

「通牒」の三に「土地の代価は臨時資金調整法により国債購入或は長期据置預金を実施せしめ云々」と、村長に土地代金の現金支給を禁止しています。

それに基づき大浜村の地主は国債購入或いは定期預金を強制され、それが戦後米国民政府の布令等により償還されておりません。

昭和19年当時の大浜村長真玉橋朝珍氏は、軍命で仕方なくそのように処理せざるを得なかったと戦後関係地主に語っています。

このような処理が臨時資金調整法に基づくもので当時合法とは言え、軍が統治行為としてそれを強制した以上、その結果に対して国が責任を負うのは当然のことです。

憲法第29条2項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」との立法趣旨は、正しくこのような戦前の国家権力による私有財産の侵害の反省の上に立ち、それを排除するため設けられた規定と理解します。

軍がこのような方法で取得した土地を国有地というなら、それは不当利得と解されないかどうか。

#### < 検討結果 >

土地の対価相当分を受け取っていないという地主の主張は十分理解できる。

ただ、当時における軍用地の取得が合法であるというのであれば、その際に、土地の代金として為された支払いが臨時資金調整法施行令第9条の2により、国債によって為されたからといって直ちに売買契約が無効となるものではない。当時は任意の契約であっても、何人たりとも等しく同法施行令第9条の2の適用があり得るのであり、従って後に国債が紙切れ同然となったとしても、これは国民全体が甘受したことであって、旧軍飛行場用地旧地主に限ったことではない。

従って、国債の償還について、旧軍飛行場旧地主に限って不当な扱いを受けたというのならともかく、国債の償還が戦後の日本において、合法・適法に行われている以上、国債の価値が紙切れ同然になったことを理由として、不当利得を主張することはできないものと解するのが適当であろう。

最も、沖縄においては、国債の償還を受ける機会が、事実上20数年遅れた<sup>1</sup>。そのことは、本件の解決に際して十分考慮されなければならないが、そのことをもって、直ちに不当利得の主張を正当化することには無理があるといわざるを得ない。

そもそも不当利得とは、法律行為（売買契約等）が無効、取消ないし解除されたときの処理を定めたものである。それゆえ本事案のように、旧地主と国との間の売買契約はいま

---

<sup>1</sup> 国債の償還については既に時効に達していたが、沖縄に居住する者が所有する国債については、昭和47年（1972年）5月15日から2年間時効完成後の支払がなされた（第5章第1節参照）。

だ合法であり、解除も取消も為されていない状況にあっては不当利得を主張することはできない。

< 検証要請事項 6 >

「通牒」文章の前文に「土地代金は村長を受領代理人として総額の5分の4を前金払いするので、村長から正当な債主に支払うこと、残金は全部の移転登記完了と同時に支払う。」とあります。

白保飛行場の登記簿謄本からして、軍命を遵守した大浜村長は陸軍省への移転登記事務を昭和20年11月12日まで続行していますが、第32軍は昭和20年6月には事実上解体し、6月23日日は降伏調印式が行われております。

従って、昭和20年11月12日<sup>2</sup>を全部の土地の移転登記完了日と捉えるなら、残金は支払われてなく、土地代金の一部に債務不履行があることは明らかです。

< 検討結果 >

土地代金の一部が不履行であるとの主張は状況証拠ではあるが、高い蓋然性のもとに認定できるものと考えられる。しかし、債務不履行にあたる部分が代金の5分の1に過ぎず、債権者（売主）が国による残代金未払いを理由に売買契約そのものを解除した事実も認められないことから、所有権そのものは国にあって地主に返されることはない。

< 検証要請事項 7 >

嘉手納旧飛行場の訴訟では、原告の土地代金の債務不履行による契約無効の主張に対し、国は土地代金支払の主張をせず、判決は「仮に土地代金が支払われてなくとも、それは契約の成否に影響を与えるものではない。」とし、土地代金支払については流石にその認定はせず、単に形式的な法律論を述べるに止めています。

しかし、旧会計規則は、契約担当官は1口500円を超える物件の売買随意契約の場合、必ず契約金額、履行期限等の必要条件を記した売買契約書を作成しなければ契約は確定しないとされ、契約書の作成が契約の成立要件となっており、売買に関する民法上の規定の特則となっています。

判決は一般的な私人間の、両当事者の意思の合致をもって足りる売買契約を前提としており、旧会計規則の制限を無視した法律適用の重大な誤謬でないかどうか。

< 検討結果 >

嘉手納旧飛行場に関して、売買契約締結を証明する直接の証拠はない。仮に売買契約書

---

<sup>2</sup> 沖縄県が実施した平成15年5月22日「旧白保飛行場登記簿調査集計」によると全調査地268筆、80町9反（約80㌔）のうち、終戦前（昭和19年11月15日～20年3月7日）に登記が行われたのは、161筆、57町8反（約57㌔）で、終戦後（昭和20年11月5日～11月24日）に登記が行われたのは107筆、23町2反（約23㌔）である。（添付資料 参照）

が作成されていないとすれば、旧会計規則違反であり、契約そのものが無効となる可能性がある。

しかし、この規定は、国の利益保護の規定であり、それ故相対無効の規定と解され、国以外のものから無効を主張することは許されない。

#### < 検証要請事項 8 >

戦後、米国民政府は西原村、浦添村の飛行場跡地は旧地主に所有権を認め、北谷村のみを国有地と認定していますが、それは確たる根拠に基づくものではなく、戦後の混乱期の昭和26年に主に伝聞に基づきずさんな方法で、然もこれらの飛行場跡地が米軍基地として必要か否かにより判断し認定したものです。

そして復帰後、国は米国民政府のそのような措置を追認しておりますが、訴訟では西原村、浦添村の飛行場跡地も本来国有地であると主張しています。

そうであれば米国民政府の措置を追認せずそれに異議を唱え、嘉手納旧飛行場の訴訟に応訴したように、西原村等の関係地主を相手に訴訟提起をし、国有地としての権利回復を図るのが公平な行政行為であり、国有地管理者としての国の義務であります。

このような不作為は国有地の管理義務に反していないかどうか。

#### < 検討結果 >

旧軍飛行場用地の処理は、確かに一貫性を欠いている。国は嘉手納裁判において西原飛行場・浦添飛行場跡地を国有地であると主張しているが、地主会の指摘どおり国に所有権回復の手続きを求めることは、本委員会に付託された本問題の解決に結びつくどころか、むしろ混乱をきたすものと考えられる。

#### < 検証要請事項 9 >

昭和19年に同じく第32軍により建設された宮古島の陸軍飛行場用地について、昭和39年に厚生省援護局長は「軍が地主に対して戦争が終われば土地は旧地主に払い下げられることを口約したことは事実である。」と認定しています。

これは第32軍の高級参謀の証言を基に認定したもので、それからしてそれは第32軍の基本方針だったと推定され、第32軍によって昭和19年に建設された6カ村の飛行場用地にも当てはまるものと思われます。

この認定書は行政的に政府の公式見解として、政府に対し拘束力がないかどうか。

#### < 検討結果 >

認定書そのものは、政府を拘束するものとは認められない。厚生省援護局長の文書それのみによって、政府の公式見解となるものではない。特にこれが、国の所有権に関わるものであり、将来の処分についての基本的方針や過去における国の方針について、これを認定するような権原が、厚生省援護局にはないものと解されるからである。

しかし、軍関係者が地主に対し戦争終了後の払い下げを口約し、用地取得を行ったという事実は認められており、国に対して何等かの措置を求める根拠となり得ると考えられる。

#### < 検証要請事項 10 >

昭和19年に建設された沖縄本島3カ村の旧軍飛行場は、一方は旧地主に所有権を認め、他方は認めず、また、中飛行場では滑走路部分は国有地となり、付属施設用地は旧地主に所有権を認めています。

又、白保飛行場の総面積270,644坪(284筆)のうち107,644坪(149筆)は旧地主に返還されています<sup>3</sup>。

伊江島の飛行場においてはその一部は県有地<sup>4</sup>となっています。

更に、軍は昭和19年夏頃に沖縄本島に石嶺秘匿飛行場(陸軍)及び与根秘匿飛行場(海軍)を建設し、昭和20年に石垣島に宮良秘匿飛行場(陸軍)を建設していますが、それらは国有地とはなっていません。

旧軍飛行場のこのような取扱いの差異の理由及びその妥当性を国に求めて頂きたい。

#### < 検討結果 >

旧軍飛行場跡地の処理が一貫性を欠くことは事実であり、沖縄の特殊事情となっている。その点を踏まえた戦後処理が必要であることは本報告書も主張するところである。

#### < 検証要請事項 11 >

本土では弁済期が昭和20年8月15日以前の政府に対する求償権に対し、その補償を目的に戦時補償特別措置法を制定しています。

しかし、当時は国家財政が危機に瀕していたため補償とは名ばかりで、実際は戦時補償請求権に基づく請求に対し、同額の戦時補償特別税を課し、相殺する手法で国の債務処理を図ることが目的だったようであります。

しかし、土地については同法60条1項で「国に対して土地を譲渡し、その対価の請求権について戦時補償特別税を課せられたときは、国はこの法律施行の際、現に当該土地を有する場合に限り、旧所有者の請求により当該土地を現状において、これらの者に対し譲渡しなければならない。」と規定し、第3項で「土地の譲渡を受けようとする者は、当該土地の対価の価格に相当する金額からその対価の請求権に課された戦時補償特別税を控除した金額に相当する対価を国に支払はなければならない。」と現実的な処理を行っています。

同法第60条は、土地代金の未払いがあれば旧地主に土地を無償譲渡しなければならないと規定したものと解釈します。

<sup>3</sup> 白保飛行場の総面積は、192,740坪(96筆)で、そのうちの29,760坪(27筆)が旧地主に返還された。(昭和53年沖縄県「旧日本軍接收用地調査報告書」)

<sup>4</sup> 正しくは所有者不明地で沖縄県が管理している土地。



しかし、本県は当時の施政権の関係で、勅令第492号<sup>5</sup>により同法施行の除外地域となつています。そこで次のことについて検証をお願いします。

(1) 憲法第10条の判例から、本県が県としての法的地位を、また県民が日本国籍を失ったのは昭和27年の平和条約締結によるもので、特別措置法施行時、更には新憲法制定後もその地位を有しており、新憲法に規定する諸権利を享受する権利があったものと解釈します。

憲法第98条に関する判例に「旧憲法下の法律は、その内容が新憲法の条項に反しない限り、新憲法施行後も効力を有す。」或いは「憲法に違反する限度においてその全部または一部が効力を有しないことを規定したものである。」とあります。

そこで本県を特別措置法施行の除外地域とする勅令は、憲法第95条「一地方公共団体に適用される特別法は地方公共団体の住民投票を要する。」に反し、また、県民に対する不平等な取扱いにより憲法第14条に違反し無効とはならないかどうか。

(2) 憲法上、勅令が無効となれば県民の特別措置法に基づく請求権は何らかのかたちで救済されるべきではないかどうか。

(3) 北谷村及び大浜村の旧軍飛行場の土地代金処理に合理性がなく、実質的に不履行ということになれば、同時別法に類似する立法をし、救済されるべきではないかどうか。

#### < 検討結果 >

(1) 戦時補償特別措置法の除外地域とする勅令は憲法第14条に反しないかどうかについては、戦時補償特別措置法は昭和21年10月19日施行、日本国憲法は昭和21年11月3日成立、昭和22年5月3日施行されている。したがって戦時補償特別措置法は旧憲法下の法律であり、これにともなって発せられた勅令第496号<sup>5</sup>もまた旧憲法下の勅令である。それゆえ旧憲法下の勅令は新憲法のもとでその効力が無効にならないか、ということが問題となるが、その内容が新憲法の条項に反しない限り、有効であると解される。

それでは本勅令は新憲法第95条の特別法に当たらないかという点であるが、これは当たらないものと解される。確かに第95条は、形式的には一地方公共団体にのみ適用される特別法は、その地方公共団体の住民投票による同意を要件としてのみ国会が制定できるとしているが、これは今後国会が制定しようとする法律を対象とするものであり、当該勅令はこれに当たらない。

ところで、戦時補償特別措置法第60条第1項の問題であるが、この法は「国に対して土地を譲渡し、戦時補償特別税を課せられたときは、国はこの法律施行の際、現に当該土地を有する場合に限り、旧所有者の請求により当該土地を現状において、これらの者に対し譲渡しなければならない。」という規定であって、沖縄における旧軍飛行場用地の譲渡においては、戦時補償特別税が課せられたという事実はない。それゆ

<sup>5</sup> 昭和21年勅令第496号(戦時補償特別措置法の施行期日等を定める勅令)

えに、第60条第1項の事案ではない。

- (2) 憲法上勅令が無効ということではなく、また特別措置法に基づく旧地主の請求権も発生していない。
- (3) 旧地主が土地の代価の支払いを受けていないという主張については、理解できる部分もあるが、北谷村及び大浜村の旧軍飛行場の土地代金の処理は、戦時補償特別措置法第60条による事例ではなく、それ故、類似の特別措置法の必要性が生ずるとはいえない。

## 2. 検証要請に係わるコメント

両地主会からの11項目にわたる検証要請を精査してきたが、その主張は一貫して国の土地の取得方法が違法・無効なものではなかったかということに尽きる。確かに若干の微細な規定違反、違法行為と取られるような手続での土地取得が認められなくもないが、残念ながらこれらの主張をもってして、所有権移転そのものが全部無効であるというには無理がある。

ただ、明文の規定があるわけではないが、旧軍飛行場用地はその取得目的を終了しているので、旧地主に有償で売却されるのが本来のあり方であると考えられなくもない。なぜなら、その取得方法は、確かに任意の売買契約の形式をとっているが、当時の状況を鑑みると、全てが民法上の任意の経済取引とは認めがたく、限りなく強制収用に近いものもあった可能性があり、そうであったとすれば実質的に土地収用法上の収用と同視できるからである。

土地収用法には、「起業者は、土地を使用する場合において、その期間が満了したとき、又は事業の廃止、変更その他の事由に因って使用する必要がなくなったときは、遅滞なく、その土地を土地所有者又はその継承人に返還しなければならない。(第105条)とある。

また、昭和46年1月20日最高裁判所大法廷判決で、自作農創設特別措置法で収用された農地の収用目的が消滅したときは、「被収用者にこれを回復する権利を保障する措置を取ることが立法政策上当を得たもの」と判示されている。

ただし、土地収用法の「返還」であれ、最高裁判所の「回復する権利」であれ、旧所有者の買戻権・優先的返還請求権の行使により無償ではなく有償で、しかも売却した当時の価格で行われるのではなく、返還時、権利回復時の時価で行われる。この点についても平成1年12月21日大阪地方裁判所で、旧国鉄のために収用された土地返還の際の買受代金増額確認請求事件で判示されている。

問題は、地主会がこうした返還を請求するには、任意の売買を認めた嘉手納裁判を覆す確固たる強制収用の事実を訴訟において立証しなければならないことである。

「法の理念」としてはともかく、法の明文の規定なくして、当時の収用を強制収用と認定することはできず、その証明は本来、返還を請求する当事者の証明責任に属するものということになる。

その証明が極めて困難であることが明らかになった現段階においては、次のようにいわざるを得ないであろう。

旧軍飛行場用地問題について、沖縄県民は費用も時間も大量に消費しつつ「真実発見による正義の実現」を追及してきたが、これ以上の成果が期待できない今日、現実的解決こそが当事者にとっても、県民全体にとっても有用・有益であることが強調されなければならないであろう。

## 第5章 過去の戦後処理事例と旧軍飛行場用地問題

## 第5章 過去の戦後処理事例と旧軍飛行場用地問題

### 第1節 過去の戦後処理事例の概要

#### ( 県内事例 )

#### 1. 対米請求権事業

##### ( 1 ) 背景と軍用地問題の発生

米軍は昭和20年(1945年)4月沖縄上陸と同時にニミッツ布告を公布して軍政を施行した。米軍は、終戦から軍用地の無償使用を続けてきたが、その根拠を「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」によるものとし、講和条約までは違法にならないとしていた。

それに対して、住民間の土地の賃貸借がはじまり、割り当て土地に住んでいた軍用地主も土地料を請求されるなど、軍用地の無償使用との矛盾が現れ、軍用地主の土地料請求運動が起こった。昭和29年(1954年)3月米軍側は、突如軍用地料の一括払策(実質土地買上げ策)を発表した。この一括払計画は沖縄住民に大きなショックを与えた。同年4月、立法院は「軍用地処理に関する請願」を全会一致で決議し、「一括払反対、適正補償、損害賠償、新規接收反対」の四原則を打ち出し、それを契機に「一括払い反対」「四原則貫徹」の声が住民間に高まった。住民大会が各地で開かれ「島ぐるみ闘争」の熱気は全島に広がっていった。米軍に対する抵抗運動の強まりから、両者の間には和解しえない対立が深まっていくかにみえたが、昭和33年(1958年)4月11日ムーア高等弁務官は一括払いの中止を声明した。同年8月から11月の間に琉米の代表者による土地会談が開かれ、会談の結果が「新土地計画」<sup>1</sup>として承認され、土地問題は一応の解決をみた。

##### ( 2 ) 講和発効前損失補償問題

新土地計画が実施されていたものの、問題は完全に解決されたわけではなく、一部の未払地料のほか、講和条約発効日前の人身関係、漁業関係、土地関係等の被害があった。

昭和27年(1952年)4月28日「日本国との平和条約」(講和条約)が発効し、日本国は連合国に対し、日本国民のすべての請求権を放棄した。米軍は同条約を根拠に住民の損害賠償の請求を拒否した。これがいわゆる講和前損失補償問題である。

昭和31年(1956年)3月、沖縄市町村長会長、沖縄市町村議会議長会長、土地連会長の三者連名による補償額約172億円の要請を行った。沖縄の要請活動に呼応して、南方同胞援護会<sup>2</sup>等の支援もあって、昭和32年(1957年)3月、日本政府は見舞金として11億円(そのうち10億円は土地補償関係)の支出を決定した。しかも、米国から損失の補償または見舞金等を受けることとなった場合は、10億円に相当する額を国庫に返還または帰属せしめるという条件がついていた。

<sup>1</sup> 新土地計画：1958年7月1日施行。同計画によって、軍用地料の土地賃借安定法による高額賃料での支払い、「限定付き土地保有権」の廃止、5年賃借権への切り替え、米琉合同土地諮問委員会の設置等が実施された。

<sup>2</sup> 南方同胞援護会：東京での沖縄問題解決促進を支援する団体で、昭和32年(1957年)9月南方同胞援護会法により発足した特殊法人。

昭和33年(1958年)3月19日「講和発効前損失補償獲得期成会」が発足し、活動を開始した。委嘱されたヘメンディングー弁護士は、国務、国防両長官に「講和前補償に関する米国政府への請願書」を提出した。

キャラウェイ高等弁務官は、昭和36年(1961年)4月「講和前補償請求審議委員会」を発足させた。この委員会において、琉米双方は提案額約2,187万ドルで妥結した。高等弁務官は同勧告書に総合的評価を付して米本国に送付した。講和前補償法案(授權法案)が米国議会に提出され、昭和41年(1966年)10月15日議会を通過した。総額2,104万ドル(約75億7千万円)の支出法案が大統領によって署名公布され、関係地主の多年の懸案であった講和前補償問題は解決した。

### (3) 放棄請求権問題の解決経緯

講和前補償問題は一応決着したが、補償もれがあり、講和後の事案も未解決のものがまだ多かった。本土においては、関係国内法令等により補償措置がなされたが、米国施政下の沖縄においては、極めて不十分であった。

日米交渉の「沖縄返還協定」は、昭和46年(1971年)6月17日に調印されたが、同協定第4条により大部分の請求権は放棄されることになった。

放棄請求権問題は、戦後処理の最大の課題であるとして、補償問題のための「沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会」が昭和48年(1973年)5月18日結成され、同協議会は請求事案をまとめ、その合計額約1,172億円の補償要請を政府関係筋に行った。

沖縄開発庁は、昭和53年(1978年)5月1日「沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議」を設置した。その中で漁業関係、人身関係は先に解決し、土地関係等事案は遅れて処理されることとなった。

最も懸念された土地関係等事案については、昭和54年(1979年)12月の連絡会議の調査検討結果は、一括団体払いとする、一括団体払いにより、対米請求権問題全部の解決とする、県及び各市町村を構成員とする社団法人を設立し、国は、一括して社団法人に交付する、社団法人は「戦後から復帰までの間に米軍等により被害を受けその回復がなされていない者を受益者とする事業を行うこと」を目的とし、交付された資金を運用して法人の目的に相応した事業を行うとの方針が出された。

この方針を示すに当たり、沖縄開発庁は、個人払いについては事案が古いため立証資料がないか又は不十分で支払が可能と判断できる程度の立証ができず、却下せざるを得ない事案が相当多数にのぼると見込まれる、簡便な立証方法をとることから却下認容のボーダーラインは恣意的にならざるを得ず、新たな不公平を招くこととなる、12万件の事案を個別に処理するための事務量と経費は非常に膨大なものであり、処理が完了するまでに相当の年月が必要となる等の問題があるとしていた。

また、一括団体払いについては、個人払いに比べて処理期間が短縮できる、立証については個人払いの場合と異なる次元で判断できること、従って総額の積算に当たっては、必要とされる程度の立証が困難な事案でも一定の条件のもとにこれを含めて算定することも可能である等の有利な点があるとしていた。

この沖縄開発庁の処理方針に対し、推進協議会は昭和55年(1980年)7月、対米請求権事案は長い年月の経過によりほとんどが被害の現況を止めておらず、また人的物的証拠も著しく乏しい実状にあり、最終的には、この措置以外に現実的な解決策は見いだせないとの結論に達し、この方針を受け入れることにした。

推進協議会は、支払い金額については沖縄開発庁の提示を待って検討することにしていたが、昭和55年(1980年)8月15日、沖縄開発庁から77億円の提示があった。提示された77億円について審議した結果、要求額よりあまりにも低く積算されているため、増額要請を行う、積算がゼロ査定になっているものもあるため、これらについても積算額が算出されるよう要望することの決定をし、沖縄開発庁に要請した。

沖縄開発庁はこの要請を受けて、同月26日、100億円で増額して提示した。推進協議会は、審議した結果、沖縄開発庁から提示された100億円については、早期解決を図る上でやむを得ない、知事にはなお増額のため今一度努力を払っていただく、最終的妥結額については、知事に一任することを決定した。

推進協議会の評議員会は、同年10月予算要求額は120億円とし、5年分割払いとすることを含めて、いわゆる対米請求権にかかる事案は未請求事案等を含めて一切の解決とするものであることを決定し、沖縄開発庁長官あてに要請した。

最終的には、同年12月27日の渡辺大蔵大臣と中山沖縄開発庁長官との間において特別支出金総額120億円とし、7年の分割払いとすることで合意された。(その後予算の関係で実際には8年の分割払いとなっている。)

このように土地関係等事案は、日本政府が特別支出金を公益法人((社)沖縄県対米請求権事業協会)に一括交付し、当該法人が被害者等のための事業を行うことで解決することとなった。

#### (4) まとめ

講和前補償問題の未解決事案(対米請求権問題)で対米請求権の放棄のための日本政府特別支出金で以下のような解決がなされた。

漁業関係事案	特別支出金	30億円	(昭和53年~55年)
人身関係事案	特別支出金	2億7千5百万円	(昭和55年)
土地関係等事案	特別支出金	120億円	(昭和56年~63年)

漁業関係事案については、従来漁業を営んでいた者が被った漁業経営上の損失に係る補償について、沖縄県漁業協同組合連合会等からの補償要求により、昭和53年(1978年)10月「財団法人沖縄県漁業振興基金」が設立され、特別支出金として昭和53年度から昭和55年度までの3年間で総額30億円が交付された。同特別支出金の運用益で漁業公害対策事業、漁業後継者育成事業、水産物流通対策事業等を実施し、設立以来沖縄県の漁業振興に寄与している。

人身関係事案については、被害実態を把握して、昭和55年(1980年)5月から11月までの間に558件の申請が行われ、うち514件(死亡146件、傷害368件)について支給がなされ、支給総額は2億7千5百万円(死亡1億5千万円、傷害等1億2千5百

万円)となっている。

土地関係事案については、昭和56年(1981年)6月「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」が設立され、8年間で特別支出金120億円が交付された。その運用益で当初は市町村の集落整備事業、児童公園、道路、排水施設事業補助、人材育成資金の貸与等を行ってきたが、バブル崩壊による運用益の減少で、平成7年(1995年)からソフト事業へシフトし、平成13年(2001年)からは、地域振興助成事業としての市町村が行う特産品づくり、環境整備、文化振興、情報化等の調査研究、イベント等事業に対する助成、軍用地跡地利用計画助成事業、地域政策研究事業、交流研修事業等を行っている。

## 2. 郵便貯金関係事業

### (1) 戦前の郵便貯金、簡易生命保険等の凍結について

沖縄戦も終結(昭和20年(1945年)6月)し、さらに日本が無条件降伏(同年8月)した翌月になって、郵便物の引き受けや配達事務等を無料で取り扱ってよいと米軍政府から許可されたが、沖縄の戦前からの郵便貯金や簡易生命保険等については、依然として停止されたままであった。

本土においても、連合軍最高司令官覚書の公布が昭和20年(1945年)9月22日になされ、日本政府は指定された金融上の証書等についての輸出入とその取引を即時禁止された。同覚書の公布を受けて、日本政府は外国為替管理法、同施行規則等の関係法令を同年10月15日には改正している。

「若干の外廊地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」が昭和21年(1946年)1月29日に公布され、北緯30度以南の奄美大島群島、沖縄本島を含む南西諸島の行政権が米国政府に帰属することになった。さらに、米国海軍軍政府布告第5号第1条により金融機関の閉鎖と戦前の郵便貯金、郵便為替、簡易保険、郵便年金等の支払停止が命ぜられた。

### (2) 戦前郵便貯金等の実態調査及び問題解決運動について

昭和21年(1946年)6月、連合軍最高司令部(GHQ)の係官立ち会いのもとに、沖縄の米軍政府代表と郵政省との間で「日本琉球間為替貯金事業計算分割」についての協議がなされて、基礎資料の完備が先決問題となり、調査方法の策定と実態調査がなされた。昭和28年(1953年)戦後はじめて郵政省で作成された「琉球在住者の有する本邦郵便貯金等の支払要領(案)」が示された。その案では資金決済問題として処理する考え方が強かった。郵政省貯金局に現存する資料で「個人別明細書」等の作成まで終えていた。

昭和36年(1961年)10月県内市町村の首長が主体となって「戦前の郵便貯金等払戻獲得期成会」が結成され、折衝が展開されたが、ドルと円の交換率や早期払い戻し等の具体的な問題点等について、沖縄の債権者側の要求を満足させるような解決回答が得られず、昭和43年(1968年)まで続けられた。



### (3) 戦前郵便貯金等の解決

昭和43年(1968年)12月から昭和44年(1969年)初めに至り、日琉両政府並びに債権者側の三者合意に基づく、問題解決のための業務処理に当たることになった。琉球政府と「獲得期成会」の合意を得て、総理府総務長官と大蔵大臣との間で合意に達した。

具体的な合意内容は、郵政省の貯金原簿と対照して確認された戦前の郵便貯金等について、昭和44年(1969年)12月「沖縄住民の有する行政権分離前の郵便貯金、簡易生命保険等の支払問題の解決措置に関する覚書」を日琉両政府間で締結し、法定支払金(郵便貯金の貯金額に法定利子を加算したものや簡易保険の保険金、還付金等)を預金者、受取人等の債権者に個別に支払う。債権者に対する見舞金(長い間の支払凍結と戦後の経済変動による通貨価値の下落等を考慮した慰謝としての措置)約4億1千4百万円を琉球政府に交付し、その処理を一任する。沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易保険思想の普及のために必要な施設及び設備(貯金保険会館)を5億円を限度とする経費をもって那覇に設置し、琉球政府に無償で貸与する。債権者に対する住宅資金として財政投融资資金から30億円を3年間にわたって融資するというものであった。

その結果、については総理府所管のものとして切り離し、については郵政省所管として覚書が締結され、については、昭和44年(1969年)12月から昭和46年(1971年)12月にかけて債権者に払戻しが行われた。しかし、期間内に請求未済のものが相当数あったため、さらに2ヵ月間延長された。

#### 戦前の郵便貯金、簡易生命保険等の解決額

法定支払金	101,701千円
郵便貯金等元金	41,361千円
利息金	52,824千円
簡易保険等元金	7,516千円
見舞金	414,134千円
郵便貯金等関係	339,423千円
簡易保険等関係	74,711千円

、の合計 5億1千5百万円余が直接債権者へ現金で支払われた金額である。

貯金保険会館建設費 500,000千円

住宅建設資金 3,000,000千円

(昭和44年度~46年度の3年間で)

解決総額 40億1千5百万円余(11,155千ドル)

### (4) 財団法人郵便貯金住宅等事業協会の設立

戦前の郵便貯金等を有していた預金者の福祉向上と沖縄の住宅難を解決に寄与することを目的に、その受け皿として「財団法人郵便貯金住宅等事業協会」が設立されている。同協会

は、賃貸住宅の建設並びにその管理運営を行い、事業から生ずる収益の分配を行うため、県内市町村から1,000ドルの出捐金を拠出している。

同事業協会は、3団地、760戸の賃貸住宅と関連施設の管理を行っている。収益等は市町村に還元を図ることにしている。

これをもって、戦前の郵便貯金等の問題は解決したことになる。

### 3. 八重山地域マラリア戦没者慰藉事業

#### (1) 八重山地域におけるマラリア犠牲者補償問題の経緯

沖縄戦中、八重山地域においては、軍の命令によりマラリア有病地へ退去させられたため、3千余名の尊い人命が失われた。

これらの犠牲を含めて、沖縄県としては昭和48年(1973年)から沖縄戦被災者補償について国に要請を続けた。また、平成元年(1988年)には、沖縄戦強制疎開マラリア犠牲者援護会が結成され、さまざまな要請活動が繰り広げられた。平成3年(1990年)5月には「県立平和祈念資料館改築・沖縄戦犠牲者『平和の壁』建設等基本構想検討懇話会」の中でマラリア犠牲者部会を設け、米国立公文書館等にある関係資料を調査するなど本格的な検討に入った。

そして、平成4年(1991年)2月に第6回八重山地域マラリア犠牲者部会で「戦時中の八重山地域におけるマラリア犠牲の実態」という報告書が沖縄県に提出された。報告書では、現地部隊の甲号戦備(敵上陸を想定した戦闘態勢)により一般住民に退去命令を発したことは、軍の作戦行動の一環による「退去」に該当し、一般の「疎開」「避難」とは区別されるといふ事実関係から、八重山地域における戦争マラリアの犠牲者を「戦地における戦闘協力者の戦病死者」と認定することは妥当な結論であるとして、国においても速やかなる問題解決に特段の配慮を講ぜられるよう切に期待するとなっている。

沖縄県は、これを受けて、戦闘協力者の途上でマラリアに罹患し死亡した者については、「戦地における戦闘協力者の戦病死」とみなし、戦傷病者戦没者遺族等援護法による補償又はそれに準ずる補償措置を求めることが適当であると考え、平成4年(1991年)3月正式に厚生省や沖縄開発庁並びに関係国会議員に要請した。

また、同時期、国においても内閣総理大臣官房総務課参事官、厚生省援護局援護課長、沖縄開発庁総務局参事官の三者による「沖縄県八重山地域におけるマラリア問題連絡会議」が設置され、同問題の連絡及び意見交換や沖縄県や援護会、石垣市、竹富町などから要請を受けながら問題の検討を行った。さらに、平成6年(1993年)8月には社会党、自由民主党、新党さきがけの与党三党による戦後50年問題プロジェクトチームが戦後処理問題の一環として八重山地域の戦争マラリア問題を取り上げ、鋭意検討が進められた。

#### (2) 慰藉事業としての予算措置

平成8年度(1995年度)政府予算案に折り込むにあたり、見舞金給付(個人給付)については、沖縄県と沖縄開発庁で合意に至らなかった。沖縄県は県の単独事業として見舞金

給付を実施することは、戦災処理について県が責任を負うこととなり、県民に理解を得ることは極めて困難であるとして、慰藉事業を国において実施することを求めた。

平成7年(1994年)12月19日に沖縄開発調整会議に報告された与党政策調整会議におけるマラリア問題に解決については下記のとおり了承された。

国は、遺族に対する個人補償等の個人給付は行わない。

遺族の慰藉をする場合は、沖縄県において措置する。

及び 沖縄県が了承することを前提に、沖縄開発調整会議においては、沖縄開発庁分「マラリア犠牲者慰藉事業」2億円の他に与党要求として1億円を追加するよう求める。

その後、沖縄開発庁と具体的な事業の詰めを行った結果、下記の事業を実施するため平成8年度(1995年度)政府予算案として総額3億円のマラリア慰藉事業費が計上された。そして平成8年度事業で実施された。

#### 八重山地域マラリア慰藉事業費の内訳

慰霊碑建立等事業	46,073 千円
マラリア祈念館(仮称)建設等事業	153,927 千円
マラリア慰藉のための死没者資料収集・編纂事業	80,000 千円
マラリア犠牲者のためのマラリア死没者追悼事業	20,000 千円
合計	300,000 千円

#### 4. 対馬丸遭難学童の遺族に対する措置事業

##### (1) 対馬丸遭難の経緯

昭和19年(1944年)8月22日、疎開学童1,661名を乗せて沖縄から九州方面へ航行中の疎開船対馬丸は、鹿児島県悪石島沖で米軍潜水艦の攻撃を受けて沈没し、学童738名、引率教師24名、付添者等722名の計1,484名が死亡した。

##### (2) 対馬丸遺族会に対する援護措置について

1) 昭和28年(1953年)8月、対馬丸遭難者の遺族は対馬丸遺族会を設立、日本政府に対し「戦傷病者戦没遺族等援護法」(以下「援護法」という。)の適用を要請した。

「援護法」は、軍人・軍属及び準軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する目的とした法律である。

2) 昭和37年(1962年)「沖縄戦闘協力死没者等見舞金支給要綱」が閣議決定され、対馬丸遭難学童の遺族に対し2万円の見舞金が支給された。

3) 昭和52年(1977年)「援護法」の準軍属として取り扱われ、遺族給与金の10分の5相当額を、沖縄開発庁から「対馬丸遭難学童に対する特別支出金の支給に関する要

綱」に基づき、満60歳以上の遭難学童の父母、祖父母に対して支給されることとなった。

なお、同特別支出金は過去4回の支給率の改正により、現在10分の7相当額となっている。

(平成14年度 年額 1,371,296円)  
支給は、年2回 前期(3月～8月まで)9月末日支払  
後期(9月～2月まで)3月末日支払

また、平成15年(2003年)3月1日現在の受給者の平均年齢は、平均93.0歳と高齢化しており又特別支出金支給対象学童数は、発足当時の436人から77人と減少している。

### (3) 対馬丸の撃沈地点の確認について

平成9年(1997年)12月12日、沖縄開発庁の要請を受けて科学技術庁からの要請に基づき、海洋科学技術センターの調査により、沈没地点は鹿児島県悪石島沖北緯29度31.93分、東経129度32.90分の水深870mと確認された。

### (4) 対馬丸遭難洋上慰霊祭の実施について

平成10年(1998年)3月と11月の2回、対馬丸沈没地点において政府主催の洋上慰霊祭が行われ、遺族、関係者等425人(第1回)、339人(第2回)が参列した。

### (5) 対馬丸遭難遺族会の要請について

平成10年(1998年)7月10日、対馬丸遭難遺族会は総会を開催し、次の4点について決議を行い、国会議員を通じて厚生省に要請している。

船内調査等を引き続き実施してもらいたい。  
洋上における標識(目印)を設置してもらいたい。  
特別支出金を大幅に増額してもらいたい。  
特別弔慰金の準ずる弔慰を講じてもらいたい。

### (6) 対馬丸平和祈念会館建設事業及び資料収集、企画運営経費等について

対馬丸平和祈念会館建設事業費(15年度) 2億3千万円  
資料収集、企画運営経費等  
4,130万円(内訳:内閣府540万円、厚生労働省3,590万円)

### (7) 対馬丸とそれ以外の沖縄関係遭難船について

対馬丸以外の遭難船は、県の調査によれば31艘となっている。残りの船舶については、国の命令による学童疎開と自主的な疎開との差で「援護法」の適用を受けていない。従って、対馬丸以外の遭難船舶については遺族特別支出金を出していない。ただし、一時金で処理し

た事例は、台湾への疎開で第5千早丸、第1千早丸があるとされている。

( 県外事例 )

## 5 . シベリア抑留者に対する交付国債関係事業 ( 独立行政法人平和祈念事業特別基金 )

### ( 1 ) 独立行政法人平和祈念事業特別基金の設立目的と事業内容

平和祈念事業特別基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の苦労について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的として、「平和祈念事業特別基金に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認可を受けて昭和63年(1988年)7月1日に設立された全額政府出資による法人である。以下の対象事業等に対して、主として関係者の苦労に対する資料収集、展示、調査研究並びに、内閣総理大臣名の書状や銀杯などの慰労品、慰労金を贈呈する事業を行っている。

主たる事業として

恩給欠格者の方々への慰労品等の贈呈事業

引揚者の方々への書状の贈呈事業

戦後強制抑留中死亡された方の遺族の方々への慰労品、慰労金等の贈呈事業

平和祈念展示資料館の開設事業

慰霊事業等に対する助成事業

出版物・関係図書等の作成及び配布事業等

### ( 2 ) 国の施策との関係及び業務実態

「平和祈念事業特別基金に関する法律」に基づき国が決定した基準及び基本方針の範囲内で、関係者への書状等の贈呈事業、関係者の苦労についての理解を深める事業を実施している。

資本金 400億円 長期国債等で運用10億程度の利息しかなく、補助金で運営。平成15年(2003年)10月からは交付金を受けることになっている。職員は関係省庁からの出向者がほとんどである。

平成15年(2003年)3月の実績で見ると、1)戦後、旧ソビエト連邦及びモンゴル人民共和国に強制抑留(シベリア抑留者等)され、恩給等を受給していない者(遺族を含む)の対象者28万4千人に対しては、慰労金10万円の交付国債を支給(うち請求件数18万7千件)。2)恩給欠格者253万人(うち請求件数45万7千件)に銀杯、書状、慰労品等贈呈。3)引揚者206万人(引揚者特別交付金の支給を受けた者125万人のうち請求件数6万6千件)に書状贈呈。

平和祈念展示資料館の常設館として一般公開(月曜日休館 入場無料)等

### ( 3 ) 関係者の定義

「恩給欠格者」とは、旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない方。

「戦後強制抑留者」とは、昭和20年(1945年)8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後旧ソビエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した方。

「引揚者」とは、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げた方。

#### (4) 利益及び損失の処理について

同法律の第32条で基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときには、その残余の額は、積立金として整理しなければならないことになっている。また、損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないことになっている。

### 6. 国債、債券、据置預金等の返還措置内容の調査

#### (1) 国債、債券、据置預金等における県内での調査

1) 国債については、日銀那覇支店によると 昭和18年(1943年)、19年(1944年)頃でまわった国債は、大東亜戦争国庫債券、同割引国庫債券、同特別国庫債券である。

一般的に満期日から10年で消滅時効が完成する。支払い場所は、日本銀行本店、各支店、指定代理金融機関である。千円未満の国債は昭和27年(1952年)5月繰上償還され、昭和37年(1962年)6月2日に消滅時効が完成している。また、特定の国債についても繰上償還がなされた。沖縄においては原則的に本土と同じ取扱がなされたが、大蔵省特例省令で昭和47年(1972年)5月15日から2年間、即ち昭和49年(1974年)5月14日まで時効完成後の支払いを認めている。

2) 債券については、貯蓄債券、戦時貯蓄債券、建設貯蓄債券、報国債券等を株式会社日本勧業銀行が政府の命により発行し、支払いを行っている。日本勧業銀行は株式会社みずほ銀行に引き継がれているが、同本店オペレーションサービス部によるとこれらの債券は繰上償還が昭和27年(1952年)10月15日に行われ、昭和42年(1967年)10月15日に消滅時効が完成している。

3) 鹿児島興業銀行の定期預金については、業務を引き継いだ鹿児島銀行事務本部センター業務統括部で確認したが、沖縄分に対して特別の情報はなかった。戦時中発行の定期預金についても現在と同じ扱いと思われるとのことで、満期後提示があれば10年経過後でも換金に応じたと思われるとのことで、提示がないものについては雑益処理されたと思われるとしている。

#### (2) 国債、債券等の法令について

1) 「国債の元利金の支払の特例等に関する省令」(昭和29年8月大蔵省令第84号)

第1条第1号で昭和47年(1972年)5月15日において、沖縄に居住する者が所持する昭和20年(1945年)9月23日以前に発行された国債で、沖縄にある日

本銀行の支店、代理店又は国債代理店にその元利金の支払の請求があったものは昭和47年(1972年)5月15日から2年間時効完成後の支払があった。

同条第2号で「大蔵省関係法令の整理に関する法律」(昭和29年法律第121号)の施行の日において、沖縄に居住する者が所有する登録国債については昭和47年(1972年)5月15日から2年間時効完成後の支払がなされた。

2) 償還期到来国債の時効の根拠法はいずれも「国債二関スル法律」(明治39年法律第34号)による。

3) 昭和26年(1951年)以降繰り上げ償還された内国債は次のとおりである。

銘柄整理のため繰上償還・・・・・・・・・・・・・・・・昭和26年12月1日  
第1回四分利公債、支那事变特別国庫債券、大東亜戦争特別国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券、特別割引国庫債券等は昭和36年12月1日消滅時効が完成している。

—— 根拠・・・昭和26年10月3日 大蔵省告示第1402号

千円未満国債の繰上償還・・・・・・・・・・・・・・・・昭和27年6月1日  
昭和27年5月末現在における千円未満の国債証券及び登録国債はすべて繰り上げ償還され、昭和37年6月2日に消滅時効が完成している。

—— 根拠・・・昭和27年4月16日 大蔵省告示第679号

四分利付仏貨公債(在内分)の繰上償還・・・・・・・・・・・・・・・・昭和37年11月15日  
昭和52年10月31日に消滅時効が完成している。

—— 根拠・・・昭和37年5月14日 大蔵省告示第118号

三分半利公債の繰上償還・・・・・・・・・・・・・・・・昭和50年12月1日  
昭和51年以降に償還期の到来する三分半利公債と号～る号が繰上償還され、昭和60年12月2日に消滅時効が完成している。(これのより戦前発行の内国債はすべて償還されている。

—— 根拠・・・昭和50年11月12日 大蔵省告示第107号

4) 債券については、臨時資金調整法(昭和12年9月10日法律第86号、改正 昭和19年2月14日法律第16号)第13条で日本勧業銀行をして貯蓄債券及び報国債券を発行せしめることや発行額は50億円を限度とすることを定めている。同法第14条では貯蓄債券の償還期限を35年以内とすることや抽選による割増金の付与等を定めている。

第14条の3では報国債券の償還期限を10年以内とすること等を定めている。

なお、旧日本勧業銀行が発行した債券には、貯蓄債券、戦時貯蓄債券、建設貯蓄債券、復興貯蓄債券、報国債券、戦時報国債券、特別報国債券、勧業債券、割引勧業債券、割増金付勧業債券、割増金付割引勧業債券等があるが、昭和27年(1952年)10月15日に繰上償還がなされ、昭和42年(1967年)10月15日に消滅時効が完成している。従って現在では支払はなされていない。

### (3) 財務省理財局国債課及び財務省財務総合政策研究所等での調査

#### 1) 財務省理財局国債課

日本全体の昭和18年(1943年)、19年(1944年)の銘柄と年度毎の発行額は特定できた。

大東亜戦争割引国庫債券、大東亜戦争特別国庫債券、大東亜戦争国庫債券、3銘柄の昭和18年(1943年)、19(1944年)年合計発行額は、410億8,830万円であった。

沖縄での飛行場用地買収のための特定の国債はなく、沖縄という地域に特に多く発行された国債はわからない。

国債は、ほとんどが無記名債券であり、持参人に対して換金され、流通性があるものである。よって個人がどのくらい国債を保有しているかわからない。

種々の国債があるが、通常为国債の利回りは、10年もので年3.5%、割引国債の場合、例えば昭和16年(1941年)発行で27年(1952年)に換金した場合、7円で購入して10円で換金されている。

国債の換金において、物価の変動は考慮しない。

戦後の復帰前においても、沖縄から本土に出向いて行って換金できたが、国債が換金された内で、沖縄分はわからない。

沖縄の場合、すべての国債について、復帰した昭和47年(1972年)5月15日から2ヵ年間は時効完成後の支払が認められ、合計で1,008,910円うち大東亜戦争国庫債券等の大東亜戦争関係3銘柄の合計647,910円は支払がなされている。(添付資料「昭和47年度～49年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額」参照)

#### 2) 財務省財務総合政策研究所

昭和18年(1943年)、19年(1944年)にどのような国債が発行され、沖縄地域での発行額や昭和47年(1972年)5月15日以前の処理方法についても調査を依頼したが見つからなかった。昭和27年(1952年)から47年(1972年)の行政史の中で沖縄県に関しては金融公庫関係の2件のみで国債についての事項はなかった。

### (4) 旧軍飛行場用地買収に係る国債額について

財務省理財局国債課での調査結果を総合すると、国債はほとんどが無記名債券であり、持参人払いである上に、旧軍飛行場用地買収のための特定の国債はなく、沖縄地域に特に大量に発行された国債についてもわからない。分かっていることは、復帰後2ヵ年で時効完成後の支払がなされた沖縄分1,008,910円(12銘柄)があったことだけである。

国債については、八重山での証言によると8割が国債等に替えられたとされているが、平得飛行場用地買収における大浜町の「土地代金支払調書」によると、総計割合では現金30%、定期預金36%、当座預金34%で国債、債券での買収はみられない。他の飛行場用地買収でも国債、債券を購入したという話がほんの少ししか聞かれず、定期預金や郵便貯金よ



りもそれ程多くなかったとも考えられる。

## 7. 財団法人国有財産管理調査センターの事業

### (1) 財団法人国有財産管理調査センターの機能について

同センターは、主として国からの委託を受けた国有財産の管理と国有地などの有効活用に関する調査・研究を行うほか、それ以外の国有財産の維持・管理に関する受託業務を行っている。

国有地は、広く国民全体の財産として社会的要請に応えるため、広く公用・公共用に有効活用され、しかも国有地の性格にあった公的利用を考えて行くことが必要である。同センターは、未利用国有地の暫定的な利用及び将来設計を踏まえた有効活用方策を検討するために、「国有地の有効活用による公的施設等の設置事例の研究」の調査を長年にわたって行い収集している。

なお、「沖縄県における旧軍飛行場用地問題」を戦後処理事案として位置づける場合、旧軍財産の跡地利用の有効活用は、処理方策の参考資料と成りうるのではないかと、検討のために調査を行った。

### (2) 事前調査による資料収集

本調査にあたっては、内閣府沖縄総合事務局財務部にて、同センターが発行している「国有財産の有効活用による公的施設等の設置事例研究」の調査結果のうち、季報27号(1999年1月発行)から同32号(2000年4月発行)、季報20号(1998年10月発行)から同26号(1997年9月発行)の合計37の事例の収集と季報39号(2002年1月発行)「国有財産の有効活用とPFI」の38事業による事前調査を実施した。

### (3) 財団法人国有財産管理調査センターの業務

昭和48年(1973年)から昭和57年(1982年)にかけて、米軍提供の大規模国有地11跡地が返還された。これらの大口返還財産については、大蔵大臣から国有財産中央審議会に諮問され、「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」(昭和51年6月21日答申)いわゆる三分割答申がなされた。それは、利用区分で、地元地方公共団体等が三分の一、国、政府関係が三分の一、当分の間処分を留保するが三分の一とするものであった。処分留保地は、将来の需要に備えるため利用計画を短期的に決めることは適当でないとして、長期的にみて有効な活用に資するためと考えた。

その後、「大口返還財産の保留地の取扱いについて」(昭和62年6月12日答申)で保留地答申がなされた。引き続きできる限り留保し、保留地は公用、公共用に充てる場合は例外的に利用が認められた。「原則留保、例外公用・公共用利用」となった。

その結果、平成15年(2003年)3月末までに、留保地全体の40%、269%が公用・公共用に利用されたが、なお、留保地全体の60%、397%が引き続き未利用となっている。

「保留地答申」から16年が経過したが、保留地を巡る事情は大きく変化した。すなわち、

バブル崩壊による地価の大幅な下落と留保地周辺の市街化が急速に進展し結果的に都市形成を阻害している。関係地方団体の財政事情の悪化で地域開発の動きが停滞している。

財政制度等審議会国有財産分科会は、このような認識の下に同分科会に設置された不動産部会において、留保地の今後の取扱いについて検討を行った。「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づいて、利用計画を公的主体において策定される必要があること及び利用計画が具体化するまでの間、保留地の管理方法など具体的に定める必要があるとしている。（「大口返還財産の保留地の今後の取扱いについて」平成15年6月24日財政制度審議会答申）

利用計画の具体化は、おおむね5年で都市計画等を策定させる。

暫定利用の具体的方法は、住宅展示場 駐車場・駐輪場 家庭菜園等  
民間利用 定期借地権を認める(10年程度)

(4) 国公有財産のPFI事業への活用の事例(平成15年6月27日現在)

国の事業 23件(主として宿舍、合同庁舎、研究センター、立体駐車場)

地方公共団体の事業81件(公共施設、公益施設等多岐にわたっている。)

そのうち 癒やし系、福祉施設系の施設として、とがやま温泉施設整備事業、  
崎山地区屋内温水プール等の整備運営事業、杉並区新型ケアハウス整備事業、  
長岡市高齢者センター整備、運営、維持管理事業等がる。

そのほか民間、個人に払い下げる場合は、公用・公共用としての利活用の価値が  
なくなった場合、物納財産(5千~1万件)で原則時価売払い。

## 第2節 戦後処理事例のまとめ

前節で述べた県内外の戦後処理事例について、次のように分類し、まとめてみた。

### 1. 個人補償

対米請求権事業の中で、講和前補償の未解決問題としての人身関連事案については、被害実態の把握が算定可能である等の理由で措置の必要性が認められ、558件の申請に対し、514件が認定され、個別に措置された。

また、郵政省の貯金原簿類と対照して確認された戦前の郵便貯金等について、昭和44年(1969年)12月に、「沖縄住民の有する行政権分離前の郵便貯金、簡易生命保険等の支払問題の解決措置に関する覚書」を日琉両政府間で締結し、郵便貯金の預金額に法定利子を加算したものや簡易保険の保険金、還付金等を預金者、受取人等の債権者に個別に支払われている。

さらに、戦前、戦中に発行された国債は、昭和37年(1962年)に消滅時効が完成しているが、沖縄においては、大蔵省特例省令によって昭和47年(1972年)5月15日から2年間時効完成後の支払いを認めている。

このように、被害実態、権利関係が明白に証明されたものについては、個人補償がなされていると考えられる。

### 2. 見舞金補償

対馬丸遭難学童に関する事例については、昭和37年(1962年)「沖縄戦闘協力死没者等見舞金支給要綱」を閣議決定し、対馬丸遭難学童の遺族に対し、当初は2万円の見舞金が支給されている。また、昭和52年(1977年)には、「戦傷病者戦没遺族等援護法」の準軍属の遺族として取り扱われ、満60歳以上の遺族学童の父母、祖父母に対して遺族給与金が支給されている。

対馬丸以外にも遭難船舶はあるが、他の船舶については国の命令による学童疎開と自主的な疎開との差で「援護法」の適用は受けていない。

また、シベリア抑留者に関連した事例で、戦後、旧ソビエト連邦及びモンゴル人民共和国に強制抑留され、恩給等を受給していない者(遺族を含む)に対し、慰労金として10万円の交付国債を支給している。

しかし、八重山マラリア犠牲者補償問題では、見舞金を要望したものの、結果的には見舞金給付は行われなかった。

これらのことから、被害実態が明白であるものに対し、見舞金的な措置がなされている事例がある。しかし、他の戦後処理事案に影響を及ぼすおそれのある事案については、政府として見舞金は支払っていないと考えられる。

### 3. 一括補償

対米請求権事業の中で、従来漁業を営んでいた者が被った漁業経営上の損失に係る補償については、沖縄県漁業協同組合連合会等からの補償要求により、新たに「財団法人沖縄県漁

業振興基金」を設立し、漁業後継者育成事業や水産物流通対策事業等に活用する目的で30億円を受け入れて解決されている。

また、土地関連事案については、沖縄開発庁が昭和53年(1978年)5月1日、「沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議」を設置し、前節の「1.(3) 放棄請求権問題の解決経緯」で述べたような経緯を踏まえ、「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」に120億円を特別支出金として交付し、当該法人が被害者等のための事業を行うことで解決をみている。

ちなみに、対米請求権事業における土地関係事案についての沖縄開発庁の考え方は、個人払いについては、事案が古いため立証資料がないか又は不十分で、支払が可能と判断できる程度の立証ができず、却下せざるを得ない事案が相当多数にのぼると見込まれる。簡便な立証方法をとることから却下認容のボーダーラインは恣意的にならざるを得ず、新たな不公平を招くこととなるとしている。

その他、マラリア戦没者慰藉事業や郵便貯金関連事業の貯金保険会館建設、住宅建設資金の拠出、また、県外事例の中の「平和記念事業特別基金」の事業等は、集団的な人権侵害への慰藉としての処理事業で、一括補償的な措置といえる。

このように、個々に処理するには補償完了までに相当の年月を必要とするもの、立証資料が不十分なものなどについては、一括的な補償で措置されているといえる。

## 第6章 旧軍飛行場用地問題の戦後処理案の方向性

## 第6章 旧軍飛行場用地問題の戦後処理案の方向性

### 第1節 旧軍飛行場用地問題の考え方

#### 1. はじめに

去る大戦は、わが国の内外に深い爪あとを残した。戦後60年近くが経過した今日においてもなお戦後処理がなされていない、あるいは不十分だとして、さまざまな問題が提起されている。残る戦後処理のうち、国内の事案でもっとも大きなものの一つが沖縄の旧軍飛行場用地問題である。本節では、沖縄の旧軍飛行場の戦後処理に当たって、基本とする考え方を整理しておきたい。

#### 2. 沖縄の特殊事情

戦争の被害は沖縄だけではなく、旧軍飛行場も沖縄でのみ設置されたものではない。しかし、沖縄の旧軍飛行場には、他の地域の飛行場には見られない次のような特殊な事情がある。

第一に、沖縄の地理的条件から、多数の飛行場が作られ、それぞれの飛行場は、設営の経過もそれぞれであり、その後の処理もさまざまである。例えば、ほとんどの旧軍飛行場用地が国有地として扱われる中で、沖縄南飛行場(浦添市)や沖縄東飛行場(西原町)のように、米軍基地として使用されていても米国民政府が国有地の管理を解除したことにより結果として旧地主等の所有権が認められたり、石嶺秘密飛行場や与根秘密飛行場のように米軍基地として使用されず、国の所有権の曖昧さから旧地主の所有権が認められている事例もある。また、平得、白保飛行場のように、軍政官の命令(経済命令4号)により、一部が売戻され、数ヵ月後に再び命令(経済命令6号)で売戻しが停止されたように処理の方針に一貫性がなく、旧地主の間に強い不平等感を残している。

第二に、沖縄では激しい艦砲射撃が行われ、また住民を巻き込む地上戦が行われた結果、土地の公図公簿をはじめ土地の権利異動を証明する書類が官民とも焼失し、土地の所有関係が疑いなく明確とは言いがたいところもある。嘉手納飛行場については、売買を示す直接的証拠がなく、このことが売買はなかったとする旧地主の主張の根拠となっている。また、激しい地上戦の結果、地形も変形し、地籍不明地が発生したことも問題を複雑にしている。

第三に、沖縄は、米軍の直接占領下に置かれた。米軍は、旧軍飛行場を拡張する形で基地を設営した。日本軍によって飛行場が作られたところは、国有地とされ、日ならずして米軍によって飛行場が拡張されたところは地主の権利が認められた。この点でも旧地主の不公平感は強い。

第四に、本土において、政府は、終戦とともに戦後処理に着手し、旧軍飛行場についても「緊急開拓事業実施要領」や「自作農創設特別措置法」に基づき米軍が使用しない多くの飛行場が民間に払い下げられた。また国債・債券の償還も行われた。しかし、沖縄は、27年間施政権が分離され、戦後処理の諸法令が施行されなかった。結果として米軍が使用しない土地についても払い下げは行われず、さらに、米国民政府による金融閉鎖により旧軍による土地取得時に土地の対価として交付された債券や強制的に求められた定期預金等を実質的に

現金化することができなかった。沖縄と本土の間で法の下の平等が損なわれ、これによる不利益は大きく、本土と沖縄間の不平等感は強い。

第五に、米軍が使用しない旧軍飛行場跡地で払い下げが行われないうまま、第三者に耕作させることを認めることにより旧地主と現耕作者が異なる状況が生じている。また、米軍基地内ではあるが、黙認耕作が認められた地域もあり、問題をより複雑にしている。

以上の五点は、いずれも沖縄のみの特殊な状況であり、旧軍飛行場の問題が未解決として地主を中心に主張され続けた背景である。

### 3. 問題の認識

国は、沖縄の旧軍飛行場用地問題が、戦後処理の問題であることを認識し、新たに策定された「沖縄振興計画」において「旧軍飛行場用地など戦後処理等の諸問題に引き続き取り組む」とした。解決済みの問題ではないことを認めている。参議院もまた、「旧軍飛行場など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること」を決議している。

沖縄県もまた、「旧軍による土地の接収方法や代金の支払い並びに終戦後の米国民政府による所有権認定作業などに様々な問題があったと認識し、未解決の戦後処理問題として国が何らかの措置を講ずる必要がある」としている（平成14年6月議会、知事答弁）。県議会も「灰燼と化した県土、長期にわたる米軍施政権下等、本県のこのような特殊事情を考慮し、これら旧軍飛行場用地については、未解決の戦後処理事案として、早急に全力を挙げて取り組むよう強く求める」と決議している。

問題が存すること、それを解決しなければならないことで関係者の認識はすべて一致している。そして、飛行場が設営されてから60年が経過した今日、早急に解決されなければならない、という点でも一致している。

### 4. 他の戦後処理事例との比較

前章で、対米請求権事業、郵便関係事業、八重山地域マラリア戦没者慰籍事業、対馬丸遭難学童の遺族に対する措置事業等、県内の他の戦後処理事例の概要を紹介した。そこから学べるものを摘示する。

いずれも、戦争か占領あるいはその両者に原因を持つ沖縄の特殊な戦後処理であること、復帰後（郵便貯金の払い戻しについては復帰前）国の責任において処理がなされたことを共通点としている。つまり国は、沖縄を特殊一部の例と切り捨てることなく、沖縄の戦後の状況に配慮して沖縄だけの戦後処理を行っている。その点で本件の範となる。

被害の立証が困難と思われる場合は、個人払いが行われず、他方、郵便貯金・国債のように個人の債権の内容が明確である場合は、個人に払い戻しが行われている。個人の被害が明確であり立証が可能と思われる場合でも、マラリア被害のようにそれが他に波及する恐れがある場合は個人補償は行われず、対馬丸学童のように他と区別できるとと思われる場合は、見舞金、遺族給与金等の個人補償が行われている。

本件の場合、旧軍飛行場は全国にあったとはいえ、地上戦、米軍基地の建設、施政権の分離、米軍統治など、沖縄に固有な側面がきわめて大きく、この点を無視することはでき

ない。他方、旧地主と小作者の関係は、沖縄を越える一般的問題を内包する。

個人に被害が発生しても、その補償ないし慰籍の方法として、地域の福祉の向上を図るという処理の仕方がある。対米請求権事業や郵便貯金住宅がその例である。これは、本来は個人補償がなされるべきであるが、個人の被害の程度が算定しにくく、個々の立証が困難である等の理由で代替的な措置としての事業である。

戦争と占領という沖縄の特殊な側面を持つ本件の解決方法として、戦争と占領という経験を共通にした住民一般の福祉向上という形の解決方法は参考になる。

## 5．解決に向けた基本的考え方

それでは、解決に向けての基本的な考え方はどうか。

第一に、先に挙げた沖縄の五つの特殊事情は、いずれも戦争と占領によって生じたものであり、地主や県に帰責する理由はひとつもない。このことを踏まえた上での国の責任による解決が図られなければならない。振興計画に位置づけたことにより国は自らの責任を明らかにしたといえる。県民の問題として県が自らの政治課題とすることは当然であり国と県の協働が必要であるが、問題解決の主体が国にあることは強調されねばならない。

第二に、戦争の被害は全国民に及んだが、特に沖縄の被害は大きい。その中でも旧軍飛行場の地主の被害は、たまたまそこに土地を有していたがゆえに被った被害であり、彼らのみの特別な犠牲と言える。しかも、所有権の喪失という権利の本質にかかわる被害である。一般的に特別な犠牲に対しては、補償がなされなければならないとするのが財産権補償の考え方である。もっとも売買の同意があり私法上の契約があったとするのが政府の見解であり、裁判所も認めるところである。仮に売買契約が締結されて代金が支払われていたとしても、当時の事情からすれば、地主においては収用と異なるところはない。沖縄の特殊事情第四で述べたように、戦後救済の機会も与えられなかった。

第三に、今日、旧軍飛行場用地の所有権を旧地主が取得する争訟の方途を法律論として見出すことは困難である。しかし、嘉手納旧軍飛行場訴訟の第二審の和解勧告が「昭和19年当時の沖縄の社会情勢から見て、仮に国が主張するような売買契約が締結されたとしても、それは戦時下における特殊な情勢に基づくもので、任意に、通常の経済取引として行われたものとは思われない。」と述べているように、財産を国策遂行の名のもとに篡奪されたという地主の気持ちは、大方の共感を得るところではある。少なくとも旧地主に対する政策的配慮が不可欠である。

第四に、第2章で詳述したように、旧軍飛行場の設置とその後の経過は飛行場ごとに異なる。現状において、返還予定の有無、基地か否か、地主の利用か否かも異なる。現耕作者の権利に対する配慮も必要である。よって、統一的な処理はほとんど現実的でなく、個々の飛行場に応じた解決がなされるべきである。



## 第2節 旧軍飛行場用地問題の解決策

本章第1節では、我が県における旧軍飛行場用地問題の特殊性を勘案すると、旧地主に対する政策的配慮が不可欠であり、個々の飛行場の状況に応じた解決がなされるべきであるということ述べた。

どのような解決を求めることが適当であるかをこれまでの5章にわたって、歴史的背景、法制度の検討、過去の戦後処理事例の検討を行った結果を踏まえて整理したい。これまでの旧地主等の要望や過去の戦後処理事例からすると以下の方法が検討できる。

本節では、これらの処理策が今日の旧軍飛行場用地問題の解決策として妥当性があるかどうかを検討することにより、よりよい解決策の方向を示唆したい。

### 1. 所有権の取得について

これまで、旧地主が求めていたように権利の取得が考えられる。この場合、無償での返還と有償での返還が考えられる。

無償での返還については、すでに最高裁の判決が出ている。最高裁の判決を基本的に覆すことは困難であり、嘉手納以外の旧軍飛行場用地においても、それを覆すような資料が見つからない限りは、所有権の取得は難しい。とくに、宮古、石垣については、売買契約されている事実が確認されており、また、代金全額ではないにせよ受領していることが現存する資料から伺えることから、民事上の売買が成立しているといわざるを得ない。したがって、無償での返還は困難である。

次に有償払い下げについてであるが、現在国が使用している土地については、払い下げることは考え難い。また、国有地の払い下げは買い受け人に対する当該用地の有効利用が前提であることから、賃貸契約を行っている土地について、現に耕作を行っている賃貸契約者に払い下げることは考えられる。

なお、当該土地を土地収用法により国が取得したのであれば、土地収用法第105条の精神により、使用する必要がなくなった土地は、第4章第2節2で述べたとおり旧地主に返還（有償）されるべきである。しかし、当該土地の国による取得が民事上の売買であったのか、強制収用であったのかを説明することは今日では極めて困難である。

### 2. 個人補償について

個人補償は、土地の対価あるいは土地使用の対価に相当するものを金銭で旧地主に補償することを意味しよう。旧地主の中から強い要望もあり、個人補償が可能であれば、問題の抜本的解決策として望ましいことはいうまでもない。個人補償の主張が、解決策として現実的かどうかは、個人補償を求める根拠が十分に存するかどうかにかかるといえる。以下で検討する。

これまで売買契約の無効など所有権返還の主張がなされてきたが、法的手段で所有権の取得が困難であることは第4章及び前項で検討したとおりである。これに代わるものとして個人補償の要求がでてきたと理解しよう。

所有権の取得の代替として個人補償を求める根拠は何か。次の四点が挙げられよう。

第1に強制収用であったとすることである。それに対しては、旧軍飛行場のため国が土地

を取得するに際し、強制収用の手続きが行われた例は全国でも見つかっていない。これを覆す根拠は沖縄においてもない。戦時下であり、地主にとっては、強制収用とほとんどかわらないものであったと思われるが、そのことをもって個人補償を求める根拠にはならないであろう。

第2に、戦争終結後に土地を「地主に返す」「払い下げる」という口約があったことは、軍関係者の証言がある。これを仮に契約の内容として認められるのであれば、旧地主には、買戻しの請求権があることになる。しかしながらこのことは、国が必要としなくなった時、民間に払い下げる場合は、旧地主に買う権利があることを意味するにとどまり、旧地主に補償を受ける権利があることを意味するものではない。

第3に、土地の対価の支払いについては、場所により証言は様々である。仮に土地の対価の一部または全部が支払われていない場合でも、それが契約無効を意味しないことは前述のとおりである。ただし、旧地主は、国に対し債務不履行を主張することはできるが、立証はきわめて困難であると思われる。

土地代金が国債の交付でなされたり、強制的に預金を求められ紙屑同然になってしまったことは多くの証言がある。正義にもとると言わざるを得ないが、戦争の被害は全ての県民が被り、旧軍飛行場用地地主以外の県民の所有していた国債についても同等の扱いを受けたことから、残念ながら別個の問題として検討せざるを得ない。

第4に僅かな期間の差で米軍に接収された土地との不公平の問題がある。不公平が生じたのは確かであり、利益を受けた地主と同様に扱えという主張は政治的には可能であっても、法的に個人補償を求める根拠にはならない。

一方、過去の戦後処理事例をみると、個人補償で処理された事例には、「対米請求権事業」における講和前補償の未解決問題としての人身関係、「郵便貯金関係事業」の支払等権利関係が明白なものにおいて認められているにすぎない。

本件においては、旧地主の中でも土地代を全額受け取った者、一部受け取った者、全然受け取っていないと主張する者等があり、その積算が困難である。また、当時との貨幣価値の差の問題もある。

以上のように検討すると、法的に個人補償を求めることは困難であると言わざるを得ないが、国策のもとで一部地主が受けた不利益は否定できず、それを配慮した処理案が望ましい。

### 3. 見舞金について

旧軍飛行場用地問題の不公平、不平等の是正措置として見舞金による解決策が考えられる。

見舞金については、シベリア抑留者で恩給等を受給していない者への国債給付、対馬丸遭難学童の父母、祖父母に対する特別支出金等、権利関係が明白ではあるが、集団的な人権への慰藉として一律に処理した方が望ましく、また、関連事案に影響が少ないと判断された場合に支払われている。

また、「八重山地域マラリア戦没者慰籍事業」では、見舞金個人給付については、県と国と

で合意に至らなかった。沖縄県は県の単独事業として見舞金（個人給付）を実施することを国から求められたが、戦後処理について県が責任を負うことになり、県民に理解を得ることは極めて困難であるとし、国において実施することを求めた。国は関連事例への影響を考慮して最終的に遺族に対する見舞金の個人給付は行わなかったものと考えられる。

本件の場合、「見舞金」を国に対して求めることは可能かもしれないが、用地問題の補償措置としては、見舞金による補償が適切であるかどうかは議論が残るところである。

仮に見舞金による解決を求めた場合、対象者の認定や金額の査定・精算等、調整にかなりの時間を要し、かつ、認められたとしても過去の戦後処理事例からすると一律、一定額の少額となることが想定され、得策とは言い難い。

#### 4．一括補償及び団体補償について

所有権問題とは一端、切り離して、旧地主に対する慰籍事業や福利厚生事業等を求めるという考え方である。この場合、県域としての一括補償要求と市町村や旧軍飛行場用地ごとの要求（「団体補償」と呼ぶことにする）がある。

一括補償については、個々にも多くの戦後処理で行われており、対米請求権事業の土地関係、漁業関係の基金創設による事業があり、団体補償としては、八重山地域マラリア戦没者慰籍事業、対馬丸遭難学童の遺族に対する措置事業がある。

本件のような事例は、これまでの経緯を勘案すると一括補償が早期解決に結びつくと考えられる。しかし、旧軍飛行場の設置とその後の経過は飛行場ごとに異なっており、また、返還予定の有無、現状が基地、民間飛行場か否か、旧地主等の利用か否かも異なっているため、統一的な処理は現実的でなく、個々の飛行場に応じた団体補償がなされるべきであり、条件が整った市町村から順次事業化すべきである。具体的には次項で述べる。

#### 5．具体的な処理策として

##### （1）基本方針

どのような事業を展開するにしても、以下のような考え方を基本として踏まえる必要がある。

旧地主に対する慰籍につながることを前提としつつ、地域振興に寄与する事業とすること。

旧地主や所在市町村を主体とする法人を設立し、国から補助金を受け入れ、目的に沿った事業（仮に「旧軍飛行場用地問題慰籍事業（旧軍事業）」と呼ぶ）を展開する。

この事業は各地主会内の合意を前提とし、将来へ旧軍飛行場用地問題を持ち越さないものとする。

##### （2）考えられる事業

旧軍事業としては、旧軍飛行場用地関係者に対する老人福祉事業等の福利厚生事業、人材育成や沖縄の特性を生かした観光関連事業等幅広い事業が考えられる。

例えば、癒やしの為のヒーリング事業であれば、癒やしのための温泉、アロマテラピー等の保養・医療施設、リハビリテーションのできる老人福祉施設、ハーブ園、亜熱帯花壇、観

光農園等観光客も受け入れる収益事業を行う。施設利用等に際しては旧地主と一般利用者の差別化による旧地主への優遇措置を講ずる。

いずれにしても、関係市町村及び旧地主関係者が最終的にはどのような事業を行うかを決定することになるため、全市町村が一斉に事業を開始することは難しいと考えられる。よって、条件整備が整った市町村から順次事業化すべきである。

### (3) 用地の確保

跡地利用が見込まれる旧軍飛行場用地については、旧軍事業とは別に地域振興の観点から所在市町村が「旧軍飛行場跡地利用計画（仮称）」（以下、「跡地利用計画」とする。）等を策定し、同計画に沿った事業を実施する。この際、本事業の実施のために用地の確保が必要であれば、同地内で確保を図る。

本事業の実施のために用地の確保が必要であるにもかかわらず、跡地利用が見込めない場合には、隣接市町村の国有地の提供又は米軍提供財産の共同使用（一時使用）の措置を要請するものとする。

### (4) 運営組織

国の支出金による旧地主を中心とした法人組織について、次のようなことが考えられる。

#### 社団法人

社団法人とは、一定の目的のために結合した人の集団を基礎として作られる法人である。社団法人には、構成員である社員の存在が必要で（民法第37条第6号、同法第68条第2項第2号）社員が定款を定め、理事が業務を執行するが、最高議決権をもつ機関として社員総会を置く（民法第60条～第64条）が、その事業は公益目的のものでなければならない。例えばさとうきびを製糖するためにさとうきび農家が共同で運営する法人は中間法人たりえども、社団法人とはならない。

社団法人は 国の支出金による施設、設備の購入ができ、 社員のための事業が行える。さらに 運用益での社員への優遇措置、クーポン券の発行、福祉事業の増進等を行える。

また、支出金の取り崩しが相対的に容易である上、原則として法人税免除、予算要求での国からの支出金は受けられやすい等のメリットがある。

ちなみに、「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」は、特別支出金での運用益で各種の事業を行っている。

#### 財団法人

財団法人は、一定目的のために提供された財産を運営するために作られた法人のことである。財団法人は、社団法人のように構成員（社員）の存在を予定せず、財産を提供して法人を設立した者の意思に従って運営される法人で、財団法人の存続中は、基本規則である寄付行為（定款のことを財団ではこう呼ぶ）を変更することは原則としてできず（民法第38条）

公益を目的とする財団法人だけが認められている。

主務官庁の許可を得て設立され、代表機関たる理事により所定の目的・組織の下で事業活動を行う。従って、財団法人は基本財産の運用が明記され、取り崩しが難しい。

また、運用益の利用方法も限られたものになると思われる。

原則として法人税免除、予算要求での国からの支出金は受けられやすい等のメリットはある。

この事例として、「財団法人沖縄県漁業振興基金」による基金の運用益による漁業振興事業があり、また、「財団法人郵便貯金住宅等事業協会」の場合には、事業から生じる収益の配分を行うために県内市町村から出捐金を拠出している。このことからすると、収益の配分のために旧地主及び市町村からの出捐金の拠出が必要となる。

#### 中間法人

公益法人でも営利法人でもない中間的な目的をもつ中間法人は、社員に共通する利益を図ることを目的とする非営利団体で、かつ余剰金を社員に分配することを目的としない社団であって中間法人法により設立されたものである。例えばきしめん生産農家が集まってきしめん工場および販売会社を立ち上げたりする例がある。きしめんの生産農家はその生産・販売等を共同することで農家に共通する利益を追求したものである。それゆえ法人は利益をあげることを目的としない。同窓会、県人会などが中間法人たりうるのも、社員に共通する利益として同窓生相互の親睦や県人の親睦がその目的にあるからである。

中間法人では、出資した社員に対する利益の配分を目的としない点で営利法人とは異なり、構成員の権利として自らの利益を図る権限、いわば自益権は極めて限定され、構成員が団体の管理運営に参加する権限、いわば共益権には譲渡性も相続性もないものと考えられる。社員（構成員）が法人の債務については、対外的に法人と連帯して責任を負う無限責任中間法人（合名会社に類似）と責任を負わない有限責任中間法人（有限会社や株式会社に類似）があるが、有限責任中間法人に対しては、社員は定款の定めるところにより、経費を支払う義務を負う。

平成14年4月同法が施行されているが、同窓会、県人会、各種の親睦団体、同好会等を法人化し、登記や公正証書の作成など法律関係で第三者に対抗できるメリットはある。

しかし公益目的の法人とは異なり、国が原資を出すといった例は今のところない。

#### 株式会社

商法による株式会社の設立が考えられるが、国の補助金による株式会社が可能かどうかの問題もある。現実問題として予算要求ができるかの問題もある。

また、予算要求ができたとして、国の補助金を県が当該市町村が受けて株主となって、旧地主と第三セクターで事業運営することが考えられる。その場合旧地主も株式を取得しなければならず、利益配当も株式数の割合で決定されることを考えれば、旧地主への配当が少額となり、旧地主を優遇した事業にはなり難い。

法人組織については、社団法人、財団法人、中間法人、株式会社等計画と事業に見合った適切な事業主体を考える必要がある。

#### (5) 各地域毎の処理方策

第2章の旧軍飛行場の現況によると16飛行場があったことが明確になっている。うち昭和47年(1972年)の復帰時点までに、旧地主、耕作者等の所有権が認められているもの、国の研究施設用地として活用されているものが7カ所ある。さらに復帰後、中飛行場(上野村)、西飛行場(下地町)については、農地法第36条による売り払いがなされ、ほとんど民有地となっている。

残り7飛行場について検討することになるが、伊江島飛行場(現況:伊江島補助飛行場)は、全面積9万2千平方メートルのうち所有者不明地(所有権認定作業上は国有地であるが、国への所有権移転未登記のため県の管理地となっている土地)4万7千8百平方メートルがある。

また、米軍提供施設内には多くの黙認耕作地が存在するなど解決すべき課題が残っており、今後国、県、村の調整が必要である。

沖縄北飛行場(現況:読谷補助飛行場)については、「読谷飛行場跡地利用実施計画」に沿って処理されることが検討されており、また、新たに策定された沖縄振興計画においても同用地の総合的な整備の促進が明記されていることから、同計画を着実に実施することにより問題の解決を図ることが適当である。なお、本件については、「読谷方式」として参考事例として述べる。

以下、残りの5飛行場について検討する。

#### 沖縄中飛行場(現況:嘉手納飛行場)、小禄海軍飛行場(現況:那覇空港)

両飛行場については、市町村や旧地主関係者を中心にした法人を結成し、旧軍事業を行う。

両飛行場については、米軍提供施設用地や空港となっており当面返還が見込めないため、事業用地の確保が必要であれば、隣接市町村の国有地の提供又は米軍提供財産の共同使用(一時使用)も視野に入れる必要がある。

#### 宮古海軍飛行場(現況:宮古飛行場、農用地等)

同飛行場については、平良市や旧地主関係者を中心にした法人を結成し、旧軍事業を行う。同飛行場用地については、現在、宮古空港として使用されているものの、一部は将来的にも跡地利用が見込める用地があり、旧軍事業用地の確保が必要な場合は、平良市が跡地利用計画を作成する中で用地の確保を検討する。また、農用地として国から耕作者に賃貸されている土地については、耕作者への売り払いを行うことになると考えられる。

#### 白保飛行場(現況:農用地等)、平得飛行場(現況:石垣空港、農用地等)

両飛行場用地については、石垣市や旧地主関係者を中心にした法人を結成し、旧軍事業を行う。

白保飛行場用地は、ほとんどの用地が農用地として耕作者に賃貸されていることから、用地については耕作者への売り払いを行うことになると考えられる。また、平得飛行場用地は、石垣空港として使用されているものの、現在、移転が計画されているため、将来的には跡地利用が可能となる。このため、事業用地の確保が必要な場合は、石垣市が跡地利用計画を作成する中で用地の確保を検討する。なお、両飛行場については、同一市内にあることから、一体となった旧軍事業の実施も検討できる。

## 6. 参考事例

### 読谷方式（読谷補助飛行場用地問題の解決）

#### （1）これまでの経緯と今後

沖縄北飛行場は、昭和20年（1945年）4月1日米軍の沖縄本島上陸のその日の内に占領され、それ以来米軍により拡張され、読谷補助飛行場用地として今日まで米軍基地として使用（一部解放）されてきた。復帰後、旧地主や村は一貫して返還を求めて来た。

昭和54年（1979年）6月参議院沖特委において、三原沖縄開発庁長官が国は地元の利用計画等が提出されれば払い下を検討する、即ち村に売り払う旨発言し、開発計画に基づく解決策を提示した。

このような経緯を踏まえて、村は昭和62年（1987年）7月「読谷飛行場転用計画」を策定した。

平成8年には跡地利用を具体化するため、国、県、読谷村で構成する「読谷飛行場跡地利用促進連絡協議会」を設置している。

平成13年度島田懇談会事業として「先進農業支援センター（平成12年度まで亜熱帯農工業研究・試験場）」の設置、約20㌦の用地を先行事業として取得している。

今後は平成16年度「読谷飛行場跡地利用実施計画」作成予定。平成17年5月末、全面返還が予定されている。村は、全面返還後、一括して払い下げを受け跡地利用を考えている。

#### （2）事業推進の考え方

地振興計画に基づく事業を展開し、その中でいかに旧地主について考慮するかを検討する。

新たに作成する「読谷飛行場跡地利用実施計画」に基づき土地処分を行う。

国から読谷村に一括して払い下げを受ける。その際に払い下げ価格については、これまでの経緯を踏まえ配慮を求める。

村において土地改良等農業基盤整備事業を行う。

村民に対し、払い下げ、貸付等を行う。その際旧地主に配慮する。

### (3) 黙認耕作問題の解決

同地域内には黙認耕作地が多く存在しており、平成11年2月の読谷村の調査結果によると、黙認耕作者数は299人であり、うち旧地主関係者は109人(36.5%)である。

同地域の黙認耕作地は、跡地利用を推進していくためには、何らかの解決を図る必要がある。現在、国、県、読谷村による「読谷飛行場跡地利用促進連絡協議会」において、その解決に取り組んでいる。

### (4) まとめ

他地域において、読谷村と同様の状況(基地の返還、跡地利用の可能性)が出てきたとしても、全く同様の方法をとることが望ましいことなのかどうかは、周辺地域の土地利用の状況、市町村の全体計画、旧地主会の活動経緯等からそれぞれの地域において十分検討する必要がある。しかし、読谷村における解決へ向けての理念は、他の旧軍飛行場用地においても参考になると考える。



# 資料編

## 1. 添付資料

① 土地代価の支払に関する件通牒	139
② 宮古島飛行場用地買収事情についての認定書	143
③ 沖縄における旧軍買収地について（昭和53年4月大蔵省	149
④ 土地代金支拂調書（平得に関する大浜町長の証明）	157
⑤ 「八重山における国有地の売戻し」	163
⑥ 昭和47～49年度中の既償還未払額を含む国債の名称別 増減額	169
⑦ 本文79頁のUSCAR文書（旧日本軍使用地）英語原文	175
⑧ 宮古・石垣登記簿調査	181

2. 旧軍飛行場用地問題・収集資料一覧	187
---------------------	-----

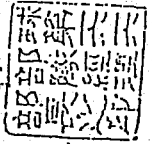
## 1. 巻末添付資料

### ① 土地代価の支払に関する件通牒

土地代價ノ支払ニ關スル件ニ付

昭和十九年十月十一日

陸軍省大臣官房



小倉 大村 長

陸軍用地トシテ買收スベキ貴村所在ノ土地ノ代價ハ左記條件ニ依リ  
貴職ヲ受領代人トシテ差替リ總額ノ約五分ノ四ヲ前金拂スベキニ付  
正當債主タル土地所有者ニ支拂ト方取計相成候  
追テ別紙受領証並ニ各人ノ連名委任狀ヲ折返シ送付相成候尙殘額  
ハ陸軍省ノ移轉登記終了ト同時ニ支拂フベキニ付申添フ

左記

一 買收スベキ土地及其ノ代價ハ既ニ協定セル所ナルモ其ノ明細書ハ  
別紙ノ通トス

- 二 土地代價ハ陸軍省へノ移轉登記（以下單ニ移轉登記ト略ス）終  
了ノモノニ對シ支拂フベキモノナルモ所有者ノ他府縣移住其ノ他  
ニ依リ急遽ニ辨濟ヲ必要トスル實情ニ鑑ミ非常措置トシテ前金拂  
ラサスモノニ付本人へノ支拂ハ左ノ順序方法ニ依ラレ候  
一 移轉登記終了ノモノ並ニ直ニ移轉登記ラナシ得ルモノニ對シテ  
ハ直ニ全額ヲ支拂フ
- 二 簡易ナル手續ニ依リ移轉登記ラナシ得ルモノニ對シテハ差當リ  
五分ノ四ニ相當スル額ヲ支拂ヒ登記終了後殘額ヲ支拂フ但シ特  
ニ必要ナルモノニ對シテハ貴職ノ責任ニ於テ全額ノ支拂ラサス  
コトヲ得
- 三 額雜又ハ長期ニ亘ル手續其ノ他ノ處置ヲ必要トスルモノニ對シ  
テハ移轉登記終了後ニ支拂フコト但シ特ニ必要ナルモノニ對シ  
テハ貴職ノ責任ニ於テ約五分ノ四迄ノ支拂ラサスコトヲ得
- 四 土地ノ代價ハ臨時資金調達法ニ依リ國債ノ購入又ハ長期据置貯金  
ヲ實施セシメ現金ノ交付ハ負債整理等特別ノ必要アル限ニ限定ス  
ルコト

登記事務ノ促進協力ニ努メ移轉登記齊ノ發給ハ速次送附ヲ願フ  
部ハ送付スルコト

本人ノ受領證ハ責職ニ於テ保管シ置キ贖済要京ニ空テ提示シ得ル  
如シ整理シ置クコト

廻照先 伊江村、北谷村、蒲添村、西原村、大領村、  
下地村、各村長

送付先 縣地方課、同發務課、宮古及石垣島支隊

② 宮古島飛行場用地買収事情についての認定書

援第才 / 202 号

昭和39年 / 2月 / 4日

沖縄市町村軍用土地委員会連合会

会長 桑江朝幸 殿

厚生省援護局長

官古島飛行場用地買収事情について  
の認定書の送付について (回答)

このたびご依頼があつた官古島飛行場用地買  
収事情についての認定書を別添のとおり送付し  
ます。

厚  
生  
省

180

官古島飛行場用地買収事情についての認定書

才二次大戦中日本軍が官古島に飛行場を設定  
するため土地を買収するに際し、地主に対し戦  
争が終れば土地は旧地主に払い下げること」を  
口約したことは事実であると認定する。

昭和39年 / 2月 / 4日

厚生省援護局長

附記 上記の認定を下した根拠は次のとおりで  
ある。

官古島島民の生活状態を当時としての飛行  
場の軍事目的から見て、軍が、終戦に伴い飛  
行場用地を旧地主に返還するより考えていた  
であろうことは容易に推定されるところであ  
るが、今回当局が当時の現存関係者について  
当時の事情を聴取したところ、いずれも「戦  
争が終れば用地は旧地主に返還する（払い下

げる）」旨の軍の考えおよび地主に対する口  
約の事実のあつたことを申し立てている。

(別添資料参照)

厚  
生  
省

宮古島軍飛行場の土地買収の事情について

私は昭和十六年一月より陸軍航空本部において陸軍飛行場  
設定関係事務を担当してまいりましたが、昭和十九年九月第  
三十二軍航空関係旭社の参謀に転任いたしましたので、

宮古島陸軍飛行場の設定については、私の任務  
上最初から関係してまいりました。同飛行場設定のための

土地買収については、僑農と同島農家の生活の

甚微細を奪うことについて多少問題はありましたが、もと

より作戦上の要求は至上のものとして処理を進めると

同時に戦争が済んだら土地はもとの所有者に返される

ことは説示して住民の積極的な協力が得られたので

でありました。

昭和三十九年十一月十一日

元才三十二軍参謀陸軍中佐

釜井耕三

昭和十九年九月三日  
陸軍航空本部  
旭社参謀  
陸軍中佐  
釜井耕三  
殿  
宮古島陸軍飛行場の土地買収の事情について  
の件、承知いたしました。ご苦労様です。  
昭和十九年九月三日  
陸軍航空本部  
旭社参謀  
陸軍中佐  
釜井耕三

昭和十九年九月三日  
陸軍航空本部  
旭社参謀  
陸軍中佐  
釜井耕三

宮古島飛行場用地の買上げについて

私は沖繩宮古島の陸軍飛行場設置について、昭和  
十九年四月軍経理部長の命を受けて宮古島  
に渡り、土地買収及び地上物件の損害補償等に  
ついては直接地主側と交渉の任にあたりました。その  
際、土地の買収については、経理部長の指示に基づき  
「戦争が済んだら土地をもとの地主に有償で払い下  
げること」を地主に申渡したことは事実であります。

昭和三十九年十一月十一日

元才三十二軍経理附陸軍主計中尉田中護

後援者として一身上の都合を以て  
昭和十九年十月二十日 後援者 斎藤

厚生省後援員後援会

首魁の仲花部を以て

一 厚生省後援員後援会  
全役員が所屬して居り在りては厚生省後援員後援会  
本部事務一を各層一反若年の事務員技術者加派並  
に此類收其他の件切多し又在りては後援員後援会として  
支助を承継し行つて居るが如し之を以て後援員後援会  
厚生省後援員後援会と見做すより現地の司令官は一任に任  
かすものとす(後援員後援会) 昭和十九年十月二十日

二 不明  
三 後援員後援会  
後援員後援会(厚生省後援員後援会) 昭和十九年十月二十日  
後援員後援会(厚生省後援員後援会) 昭和十九年十月二十日  
後援員後援会(厚生省後援員後援会) 昭和十九年十月二十日



③ 沖縄における旧軍買収地について

衆議院予算委員会提出資料

昭和53年4月17日

大蔵省

沖縄における旧軍買収地について

## 沖縄における旧軍買収地について

### 第1 返還要求の主張

沖縄における旧軍買収地については、次のような理由から、旧地主に返還すべきであるとの要求が提起されている。

- 1 太平洋戦争時の緊迫した情勢の下に、国家総動員法に基づき強制接収が行われた。
- 2 対価を受領していない。
- 3 戦争終了後はこれらの土地を返還するとの口約があつた（読谷及び宮古島）。

### 第2 調査の概要

沖縄の旧軍買収地（別表参照）は、沖縄の復帰とともに国有財産として国に引継がれ、今日に至っている。これらの買収地に関する上記の要求については、昭和48年以降大蔵省（沖縄総合事務局財務部）において関係省庁の協力を得て、調査を行つてきた。この調査は、太平洋戦争中に旧軍が土地を買収した経緯を明らかにするための調査と、戦後において土地所有権証明が行われた事情の調査等を主眼とし、大要、次の通り行つた。

#### 1 買収当時の諸資料の収集

買収当時における諸資料を次の通り収集した。

##### (1) 沖縄本島及び伊江島関係

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| イ 境界杭                 | 3本 |
| ロ 土地買収に関する旧陸・海軍の通ちよう等 | 7件 |

##### (2) 宮古島及び石垣島関係

- |                         |      |        |
|-------------------------|------|--------|
| イ 土地売渡証書                | 4飛行場 | 約370人分 |
| ロ 代金領収書等                | 3飛行場 | 約370人分 |
| ハ 不動産登記簿謄本              | 5飛行場 | 約700人分 |
| ニ 土地買収に関する旧陸・海軍の調書、協定書等 | 8件   |        |

#### 2 関係者からの事情聴取等

次の通り旧軍人等及び旧地主から事情を聴取し、また、旧地主に対しアンケート調査を行つた。

施設名	事情聴取者数		アンケート回答者数 (旧地主)
	旧軍人等	旧地主	
旧伊江島飛行場	13人	88人	—人
旧読谷 "	10	4	353
旧嘉手納 "	13	128	—
旧那覇 "	2	—	289
旧野原 "	2	26	28
旧例鏡 "	1	16	16
旧海軍 "	2	32	42
旧白保 "	1	18	24
旧平得 "	2	21	37
合計	46	333	789

(注) 昭和48年6月から昭和52年12月の間に行つた事情聴取及びアンケート調査である。

### 3 土地所有権の認定等に関する資料の収集

土地所有権の認定等の諸制度を調査し、次の通り資料を収集した。

- (1) 土地所有権証明書 4飛行場 74枚
- (2) 土地所有権の認定関係の布告、指令及び指導通達 10件

### 第3 調査の結果

調査結果は次の通りである。

#### 1 旧軍飛行場の建設及び用地買収

上記の返還要求に係る土地に建設された旧軍飛行場については、当時の旧陸・海軍によつて、昭和18年から19年にかけて沖縄本島、伊江島、宮古島及び石垣島において、ほぼ同時期に新設又は拡張の工事が行われた(別表参照)。

当時の手続を調査すると、当該用地が国家総動員法によつて強制収用されたとする証拠は全く見当らず、すべて私法上の売買契約によつて買収されたものと認められる。なお、本土についても同法により強制収用が行われた事例は見当らない。

このうち、宮古島及び石垣島においては、旧軍が飛行場用地を買収したことを証する直接的な資料（土地売渡証書及び領収書等）が相当数発見されている。これに対し沖縄本島及び伊江島においては直接的な資料はほとんど発見されていないが、これはこれらの地域で直接の戦闘が行われたため、直接的な資料が滅失したためではないかと考えられる。しかしながら、沖縄本島及び伊江島においても、旧陸・海軍の軍用地買収手続あるいは代金の支払方法等に関する資料は発見されており、また、関係者からの事情聴取等によつて買収区域の設定、説明会、買収手続、代金の支払い、移転登記等についてその概要がは握されている。

次に、宮古島及び読谷では、旧軍の担当者が戦争が済んだら売りもどすと口約したとの主張がなされているが、この点について調査したところ、戦禍を免れた宮古島に残存している土地売渡証書（契約書に相当するもの）及び登記簿には買いもどし特約等の表示は一切発見されなかった。

## 2 代金の支払い

既に述べた通り、直接の戦闘が行われた沖縄本島及び伊江島においては、代金の支払いを示す直接的な資料は発見されていないが、宮古島及び石垣島においては領収書等が相当数発見されているほか、旧陸・海軍が軍用地の取得に当り正当に契約し代金を支払つたという陳述及び資料もある。これらの事情から判断すると当時の取扱いは次の通りであつたと考えられる。すなわち、旧海軍は旧沖縄県の吏員に出納官吏を兼務させたうえ当該吏員から、旧陸軍はその担当官から、代金を受領代人の市町村長に支払い、市町村の吏員が各人ごとに支払いを行つたものである。

## 3 米国治政下における所有権認定作業

沖縄本島及び伊江島においては、戦争の結果、不分明となつた土地の所有権について、米軍政府及び民政府の布告、指令に基づき、昭和21年から26年にかけて所有権認定作業が行われた。この認定作業は、各市町村ごとに組織された委員会によつて進められ、その結果、所有者が明らかになつた土地については、各市町村長から昭和26年4月以降所有権証明書が交付された。なお、認定作業を通じて所有権について争いがある場合には調停制度や巡回裁判制度によることとされ、その旨あらかじめ周知されていた。実際にも、同委員会の決定に基づき、旧軍飛行場に食い込む形の土地が民有地と認定された事例があるほか、いつたん国有地として証明書が交付された後、巡回裁判の結果所有権が民間人に認定された事例がある。

現在、国有地とされている土地はすべて、以上の認定作業により、当時所轄町村長が国有地と認定して土地所有権証明書<sup>1</sup>を米国民政府琉球財産管理官<sup>2</sup>に対して交付したものである。なお、国有地である旧読谷飛行場<sup>3</sup>については、土地所有申請書<sup>4</sup>が発見され、この申請書の所有者名義は「日本政府」「日本飛行場」「日本飛行場」等まちまちに表示されていた。当時の取扱いとしては、国有地については土地所有の申請は不要とされていたものであるが、このような申請があつたからといって国有地の所有権証明書の効力が影響を受けるものではない。

#### 4 旧軍買収地の登記

宮古島及び石垣島においては、当時の登記簿が現存している。しかし、沖縄本島及び伊江島では、戦後登記簿が発見されなかつたため、所有権認定作業に基づく所有権証明書により、昭和26年以降、国有地を含むすべての土地について「土地台帳」が作成された。その後、昭和39年に本土と同様に登記制度の改正が行われ、登記官吏により表示登記がなされた。この登記については、復帰の際、「沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」(昭和47年4月27日政令第95号)第15条により、本土における登記と同様の法的効果が与えられた。

なお、上記の返還要求に係る沖縄本島及び伊江島の国有地については、表示登記のみがなされ保存登記のないものが大半であるが、保存登記がないからといって当該国有地の所有権の効力が左右されるものではない。

#### 第4 結 語

上記調査結果を総合勘案すると、沖縄において戦時中旧軍が取得した土地は、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になつたものと判断される。

別 表

沖 縄 の 旧 軍 買 収 地

	施 設 名	所 在 地	建 設 時 期	
本 島 及 び 伊 江 島	旧伊江島飛行場	伊江村字西江上ゴマ文原928㍍か	昭和18~19年	
	旧読谷 "	読谷村字伊良皆大木原495-1㍍か	" 18~19年	
	旧嘉手納 "	嘉手納町字東桑木堂原256-2㍍か	" 19年	
	旧那覇 " (旧海軍)	那覇市字当間原2㍍か	" 19年(拡張時期) (注)	
	旧陸軍与那原兵舎	与那原町字与那原湧当原3691㍍か	}	
	旧陸軍弾薬倉庫	" 江口原3304㍍か		
	旧陸軍高射砲陣地	知念村字吉富上原482㍍か		
	旧与那城通信隊	与那城村字伊計西前316㍍か		" 16年
	旧陸軍砲兵陣地(-)	勝連村字津堅灯台原11㍍か		
" " (二)	" 字平敷屋美岸久491-2㍍か			
旧中城防禦区 (旧海軍)	佐敷村字新里樋川原205㍍か			
宮 古	旧野原飛行場	下地町字川満東積間983-2㍍か	昭和19年	
	旧冽嶽 "	" 字与那覇1406-1㍍か	" 19年	
	旧海軍 " (旧海軍)	平良市字下里七原1918㍍か	" 19年	
	旧宮古海軍兵舎 (旧海軍)	" 字東仲宗根竹原806-1㍍か	" 19年	
八 重 山	旧白保飛行場	石垣市字白保東嘉手刃665-1㍍か	昭和18~19年	
	旧平得 " (旧海軍)	" 字大浜田原604㍍か	" 19年	
	旧西表砲台	竹富町西表西祖納466㍍か	" 16年	

(注1) (旧海軍)以外は旧陸軍の施設である。

(注2) 旧那覇飛行場は不時着用程度のものが既に建設されていた。

④ 土地代金支拂調書



( 拔 粹 )

土地代金支拂調書

住所	氏名	日領 土地 永得	部地 地帯	石 積	与 定期預金	与 定期預金	与 定期預金	与 定期預金	土地代金
平得		永得	部地	1.913		457.90	300.00		457.90 757.9
		永得	部地	2.203					
			部地	1.105					
			部地	2.019					
		平得	部地	1.207	500.00	5000.00	310.10		1.310.1
		永得	部地	807			123.50		123.50
		永得	部地	410					
			部地	517					
			部地	11.502					
			部地	3.003					
			部地	116					
			部地	4.118					
			部地	813					
			部地		2000.00	2918.30	1000.00		4967.1
		永得	部地	2.012					
			部地	2.812					
			部地	229		471.00	400.00		871.00
		永得	部地	1.506					
			部地	2.018					
			部地	1.211					
			部地		500.00	1000.90	313.00		1813.90
		永得	部地	311			111.10		111.10

1952

2,

住址	姓名	口單上未却已 土地地番 手續手續	合上 面積	合上 銀行定期存款	合上 存款存款	合上 現金存款	土地代金計
手得	[REDACTED]	[REDACTED]	826		192.60	100.00	292.60
"	[REDACTED]	真茶于渡山	421				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	905				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	2,219	[REDACTED]			
"	[REDACTED]	[REDACTED]	11,919	[REDACTED]			
"	[REDACTED]	[REDACTED]	1,002				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	1,011				
					2,595.90	1,000.00	3,595.90
"	[REDACTED]	真茶里樟茶	2,422				
"	[REDACTED]	渡山	1,008				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	1,508				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	1,208				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	329				
				1,000.00	691.20	500.00	2,191.20
"	[REDACTED]	真茶里渡山	2,522				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	1,012				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	2,605				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	1,315				
"	[REDACTED]	[REDACTED]	1,005				
				1,000.00	681.40	500.00	2,181.40
"	[REDACTED]	真茶里樟茶	5,019				
"	[REDACTED]	手續手續			359.50	400.00	759.50

住所	氏名	日本學士会 土地 登記簿	面積	銀行定期預金	名義預金	現金預金	土地代金
登野城	[Redacted]	[Redacted]	1.900			135.00	135.00
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	1.904				
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	1.116		696.00	500.00	1196.

上記の通り相違ないこと証明す  
 1951年7月7日

大浜所長 太田守松



⑤「八重山における国有地の売り戻し」

成田靖（元沖縄総合事務局管財二課長・財務課長）

## 八重山における国有地の売戻し

終戦直後、琉球列島は、四つの区域、すなわち北部琉球(奄美群島)、沖縄群島、宮古群島及び八重山群島に分割され、各群島に軍政官が配置されて、それぞれの地域を統治していた。

その頃、八重山群島において、当時の軍政官が独自に、国有地の売戻しに関する「経済命令」を發布した。それによると、戦時中、旧日本軍により飛行場用地等の軍事目的のため買収された土地について、旧地主が買戻しを希望すれば、保有資産の少ない旧地主に限り、旧軍の買収価格と同一の価格で売戻しに応じることとされた。

当該経済命令は、当時、四群島の統括の任にあった琉球列島軍政長官に伝わった時、それが不適切な命令であるとして、軍政長官は即時、八重山群島軍政官に命じて、当該経済命令を廃止させた。

当該経済命令は、約6か月間存続した。その間に石垣島の平得、白保両飛行場買収地合計517筆、389,382坪のうち149筆(29%)、107,664坪(28%)の買戻しが実行された。

なお、この買戻しのため旧地主が支払うべき旧軍買収代金の調査には、町村長等が保管していた旧軍買収資料が利用されたと思われる。それらの旧軍買収資料は、その後、厚生省援護局で保管されることになった。

また旧軍買収時に代金の一部が預金として凍結されたが、売戻しの際、買戻し代金の一部として、その強制貯金による充当が認められたことも注目される。

経済命令第4号による売戻しを受けなかった旧地主たちは、残存する旧軍買収地を管理した米民政府に対して、その後、度々返還を要請したが、米民政府は返還を認めなかった。

(参考) 昭和53年3月沖縄県総務部総務課刊「旧日本軍接收用地調査報告書」の199頁は、経済命令第4号により返還された土地として、下表の計数を掲載している。

	小 字	坪 数	筆 数
海軍(平得)飛行場	西原	3,134	6
	平得	3,683	13
	平田原	11,564	21
	大田原	5,864	3
	真振原	8,797	5
	慶田山	10,751	26
	真東原	31,697	40
	真田原	2,411	3
	計	77,904	122

陸軍白保飛行場	東嘉手苅	1,793	1
	赤嶺原	10,896	9
	竿原	2,848	4
	野地原	14,223	13
	計	29,760	27
両飛行場	合計	107,664	149

なお、米国民政府資料によると、米国による処分財産は次のとおりである。

区 分		旧海軍平得飛行場	旧陸軍白保飛行場	合計
所在地		石垣市(大浜村)	石垣市(大浜村)	
処分財産	件数	121件	27件	148件
	価格	79,071円	21,792円	100,863円
	面積 m <sup>2</sup>	254,721	98,380	353,101
処分されずに米国民政府が管理を続けた財産 m <sup>2</sup>		768,063	663,098	1,431,161

不動産登記簿記載内容(具体例)

表題部(不動産表示)	甲 区 ( 所有権 )
昭和16年5月15日受附八重山村大濱村字真榮里慶田山■■番畑 壹段拾貳歩 右登記ス	参番 移転 受附 昭和18年1月13日 第45号 原因 昭和18年1月13日売買 取得者 八重山郡大濱村字平得■■番地■■■■■■■■■■ 右登記ス
	四番 移転 受附 昭和19年4月26日第498号 原因 昭和19年3月20日売買 取得者 海軍省 右登記ス

	<p>五番 移転</p> <p>受附 昭和22年7月29日第2031号</p> <p>原因 昭和22年7月28返還</p> <p>取得者 八重山郡大濱村字平得 番地</p> <p>右登記</p>
<p>昭和16年10月11日受附八 重山郡大濱村字慶田山 番 畑 五段九畝23歩</p>	<p>貳番 昭和16年10月16日 受附 第1712号</p> <p>八重山郡大濱村字白保 番地 / 為昭和 16年10月5日附売買ニ因ル所有権ノ取得ヲ登記ス</p>
	<p>参番 移転</p> <p>受附 昭和19年12月1日第 番</p> <p>原因 昭和19年6月10日 売買</p> <p>取得者 陸軍省</p> <p>右登記ス</p>
	<p>四番 移転</p> <p>受附 昭和22年8月1日第2359号</p> <p>原因 昭和22年4月15日附米国軍政府経済命令 第4号第2項ニ因リ昭和22年7月30日返還</p> <p>取得者 八重山郡大濱村字白保 番地</p> <p>右登記ス</p>
<p>五番 所有権移転</p> <p>昭和66年 4月28日受付 第1531号</p> <p>原因 昭和66年4月28日 贈与</p> <p>取得者 石垣市字白保 番地</p>	

(参考)経済命令第4号 (抄)

1947年4月15日公布

(1947年10月12日経済命令第6号により廃止)

南部琉球軍政本部主席軍政官マクラム中佐

経済命令第4号は、飛行場用地として土地を接收された者で、耕作地5反歩以下、資産5万円以下の者に対し、接收された土地を返還する。

⑥ 昭和47年～49年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額



59. 昭和47年度中の既償還未払

(A) 内 国 債

名 称	番 号	年 度 首 現 在 額	発 行 額	既 償 還 額	額
		円	円	円	円
五分利国庫債券	1	-	-	2,650	-
四分半利国庫債券	2	8,000	-	-	-
四分利国庫債券	3	-	-	75	-
四分利国庫債券	4	4,281,350	-	-	-
三分半利国庫債券	5	646,239,750	-	10,041,435	-
三分半利国庫債券	6	112,000	-	725	-
支那事変国庫債券	7	-	-	4,750	-
支那事変割引国庫債券	8	-	-	340	-
大東亜戦争国庫債券	9	489,000	-	7,250	-
大東亜戦争割引国庫債券	10	-	-	660	-
大東亜戦争特別国庫債券	11	-	-	3,400	-
五分半利国庫債券	12	4,184,890,000	-	4,184,890,000	-
特別国庫債券	13	3,025,000	-	150,000	-
六分半利国庫債券	14	3,661,234,700,000	1,227,400,000,000	116,963,600,000	-
七分利国庫債券	15	499,600,000,000	740,000,000,000	-	-
農地債	16	174,164,919	-	7,930,157	-
遺族国庫債券	17	335,667,367	2,170,000	704,854	-
引揚者国庫債券	18	319,078,734	76,950,000	134,223,775	-
特別給付金国庫債券	19	12,656,050,000	2,492	2,492	-
特別甲種金国庫債券	20	6,919,140,000	400,000	190,000	-
農地被買取者国庫債券	21	49,317,789,400	100,800,000	7,962,540,000	-
第二回特別給付金国庫債券	22	4,467,070,000	600,000	243,000	-
第三回特別給付金国庫債券	23	356,700,000	447,480,000	1,504,488,000	-
引揚者特別交付金国庫債券	24	87,252,798,300	170,000	11,856,224,600	-
国際通貨基金通貨代用証券	25	298,621,963,950	540,000	95,000	-
国際開発協会通貨代用国庫債券	26	16,977,600,000	1,150,000	798,515,000	-
了了了閉鎖銀行通貸代用国庫債券	27	12,000,000,000	771,400,000	160,000	-
了了了閉鎖銀行特別基金拠出	28	34,110,000,000	34,500,000	310,240,000	-
合 計	29	4,689,182,767,770	2,060,142,232,280	235,826,616,650	-
			2,060,126,044,280	235,823,214,404	-

額を含む国債の名称別増減額

債

番 号	(単位 円)			
	年 度 末 現 在 額	年 度 末 未 払 額	既 償 還 未 払 額	年 度 末 現 在 額
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-
5	635,289,800	908,950	-	636,198,750
6	-	1,000	-	1,000
7	-	-	-	-
8	-	-	-	-
9	-	-	-	-
10	-	-	-	-
11	-	-	-	-
12	-	-	-	-
13	-	2,875,000	-	2,875,000
14	4,770,603,900,000	1,067,200,000	-	4,771,671,100,000
15	1,239,600,000,000	-	-	1,239,600,000,000
16	919,166	153,530,360	-	154,449,546
17	74,859,849	203,174,697	-	278,028,446
18	1,128,495	306,969,130	-	308,097,625
19	4,421,390,000	372,710,000	-	4,794,100,000
20	5,432,211,000	429,564,000	-	5,861,775,000
21	36,149,204,800	1,316,762,000	-	37,461,966,800
22	4,369,770,000	69,130,000	-	4,438,900,000
23	50,500,000	32,220,000	-	82,720,000
24	71,671,228,800	1,022,294,500	-	72,693,523,300
25	277,593,963,950	-	-	277,593,963,950
26	38,872,577,281	-	-	38,872,577,281
27	15,159,466,667	-	-	15,159,466,667
28	43,860,000,000	-	-	43,860,000,000
29	6,508,490,403,528	4,879,339,837	-	6,513,469,743,365
計				
	20,285			
	16,674,566			
	16,684,281			

59. 昭和47年度中の既償還未払額 (B) 外 債

名	番号	年 度 首 現 在 額	発 行 額	償 還 額	残 額
英 債		41,577,550		550	
第一回四分利付英債公債	1	23,250			
第二回四分利付英債公債	2	15,660			
第三回四分利付英債公債	3	3,017			
第四回四分利付英債公債	4	13,032 <sup>1)</sup>			
第五分利付英債公債	5	105,280		5,160	
南滿州鉄道英債公債	6	8,720			
横浜市五分利付英債公債	7	14,075			
東京市五分利付英債公債	8	14,783			
第三回四分利付英債公債	9	6,086,310			
東京市五分利付英債公債	10	6,566 <sup>1)</sup>			
五分半利付英債公債	11	13,988 <sup>1)</sup>			
昭和38年発行英債公債	12	4,632,300			
英 債 計	13	10,839,721 <sup>1)</sup>			
米 債	14	105,908 <sup>1)</sup>			
東洋拓殖六分利付米債公債	15	85,000			
六分半利付米債公債	16	207,600			
横浜市六分利付米債公債	17	31,030			
東京市五分半利付米債公債	18	4,357,500			
東洋拓殖五分半利付米債公債	19	104,500			
五分半利付米債公債	20	76,347,500			
台湾電力五分半利付米債公債	21	9,082,500			
第二回五分半利付米債公債	22	2,814,000			
第二回還業投資米債公債	23	16,475,000			
米 債 計	24	19,809,917,500			
仏 債	25	8,553,470	1,171,500		
四分利付仏債公債	26	43,500			
仏 債 計	27	8,596,970	1,171,500		
ス イ ス 債	28	50,000,000			
第二回還業投資スイス債公債	29	60,000,000			
ス イ ス 債 計	30	110,000,000			
ド イ ツ 債	31	160,824,185			
産業投資ドイツ債公債	32	92,000,000			
第二回還業投資ドイツ債公債	33	252,824,185			
ド イ ツ 債 計	34	(47,874,141,438)	(705,360)		
外 債 合 計 (邦貨換算額)		(3,895,096,698)			

備考 1. 本表の償還額には、償還期日に、償還期日にかかわらず、償還期日に対する美債の所有権を併上した。従って、国債の償還額は、外債のうち原契約により元金償還について、財務代理人に借付することとなつていない銘柄について、内国債の発行額及び償還額との差額は、国債の償還額に計上してある。  
2. 内国債の発行額及び償還額との差額は、国債の償還額に計上してある。  
3. 即償の元金の消滅降別は、国債ニ関スル法律(明治39年法律第34号)第9条の規定により内国債は10年、外債は、発行地の法令又は償還期に於て未払となつていないものも、償還期に計上してある。  
4. 時効完成債の償還額は、償還期に計上してある。

を含む国債の名称別増減額

債

番号	時 効 完 成 額	年 度 末 現 在 額	既 償 還 未 払 額	年 度 末 現 在 額	既 償 還 未 払 額
1		41,577	22,700	41,577	22,700
2		15,660	3,017	15,660	3,017
3		3,017	13,032 <sup>1)</sup>	3,017	13,032 <sup>1)</sup>
4		103,120	8,720	103,120	8,720
5		1,740	11,315	1,740	11,315
6		14,395	6,086,310	14,395	6,086,310
7		6,126 <sup>1)</sup>	12,877 <sup>1)</sup>	6,126 <sup>1)</sup>	12,877 <sup>1)</sup>
8		4,534,800	10,833,813 <sup>1)</sup>	4,534,800	10,833,813 <sup>1)</sup>
9		83,000	205,400	83,000	205,400
10		28,360	2,357,500	28,360	2,357,500
11		99,000	52,402,500	99,000	52,402,500
12		9,082,500	1,324,000	9,082,500	1,324,000
13		14,294,000	16,096,602,500	14,294,000	16,096,602,500
14		478,602,500	6,373,570	478,602,500	6,373,570
15		43,500	8,417,070	43,500	8,417,070
16		50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
17		60,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
18		110,000,000	140,515,450	110,000,000	140,515,450
19		84,417,000	84,417,000	84,417,000	84,417,000
20		224,932,450	224,932,450	224,932,450	224,932,450
21		(43,979,750,101)	(43,979,750,101)	(43,979,750,101)	(43,979,750,101)
22		1,351,400	1,351,400	1,351,400	1,351,400
23		8,596,970	8,596,970	8,596,970	8,596,970
24		50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
25		60,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
26		110,000,000	140,515,450	110,000,000	140,515,450
27		84,417,000	84,417,000	84,417,000	84,417,000
28		224,932,450	224,932,450	224,932,450	224,932,450
29		(43,979,750,101)	(43,979,750,101)	(43,979,750,101)	(43,979,750,101)
30		1,351,400	1,351,400	1,351,400	1,351,400
31		8,596,970	8,596,970	8,596,970	8,596,970
32		50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
33		60,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
34		110,000,000	140,515,450	110,000,000	140,515,450

退期日が既に到来しているもので、国債の所有者に対して未払となつていないものも、償還期に計上してある。  
償は、償還期日の到来したときに償還に計上してある。  
償は、発行地の法令又は償還期に於て未払となつていないものも、償還期に計上してある。  
より、時効完成債の償還額は、償還期に計上してある。

59. 昭和48年度中の既償還未払額

(B) 外 債

名	種 類	年 度 言 現 在 額	発 行 額	既 償 還 額	額
英 債					
第一回四分利付英債	英債	22,700		600	
第二回四分利付英債	英債	15,660			
第三回四分利付英債	英債	3,017			
第四回四分利付英債	英債	13,032			
第五回四分利付英債	英債	103,120		1,300	
南滿州鉄道英債	英債	8,720		300	
横濱市五分利付英債	英債	1,740			
東京市五分利付英債	英債	11,315		80	
大分利付英債	英債	14,395		250	
第三回四分利付英債	英債	6,086,310		900	
東京市五分利付英債	英債	6,126		160	
五分利付英債	英債	12,877		124,400	
昭和38年預行英債	英債	4,634,800		127,890	
英 債 計		10,933,813			
米 債					
東洋拓殖六分利付米債	米債	83,000		6,000	
六分利付米債	米債	205,400		2,100	
横浜市六分利付米債	米債	28,360			
東京市五分利付米債	米債	2,357,500			
東洋拓殖五分利付米債	米債	98,000		1,000	
五分利付米債	米債	52,402,500	2,000	6,697,500	
台湾電力五分利付米債	米債	9,082,500			
第二回五分利付米債	米債	1,324,000		1,324,000	
第二回五分利付米債	米債	14,294,000		2,155,000	
第二回産業投資米債	米債	16,096,402,500	2,000	3,496,797,500	
米 債 計					
仏 債					
四分利付仏債	仏債	8,373,570	1,325,500	2,301,000	
仏 債 計					
ス イ ス 債					
産業投資スイス債	ス債	43,500			
第二回産業投資スイス債	ス債	8,417,070	1,325,500	2,301,000	
ス イ ス 債 計					
ド イ ツ 債					
産業投資ドイツ債	ド債	50,000,000			
第二回産業投資ドイツ債	ド債	60,000,000			
ド イ ツ 債 計		110,000,000			
外 債 計					
第一回四分利付英債	英債	140,515,450		19,634,500	
第二回四分利付英債	英債	84,417,000		8,265,000	
第二回産業投資ドイツ債	ド債	224,932,450		27,889,500	
外 債 計		(43,979,750,101)	(1,414,083)	(3,846,716,071)	

(備考) 1. 内国債の発行額及び償還額の内、印は、発行取消並びにその取消に伴う年賦金の償還額の取消額である。  
 2. 本表の償還額には、償還期日にかかわらず内国債の所有者に対する実際の支払額を計上した。従つて、内国債の償還額は、外債のうちに原契約により元金償還について、附随代理人に信託することとなつていない範囲について、外債の元金の消滅時効は、内債と同様に昭和39年法律第34号) 第9条の規定により内国債は10年、外債は、発行期の法令又は慣習によるものが出来ることとなつており、沖繩復帰に伴う時効完成後の支払があつたため、償還額(計上)のため、償還額(償還)を示している。

を含む国債の名称別増減額

債

券 号	時 効 完 成 額	年 度 末 現 在 額	年 度 末 現 在 額 内 訳	
			既 償 還 未 払 額	現 存 額
1	600	22,100	22,100	
2		15,660	15,660	
3		3,017	3,017	
4		13,032	13,032	
5		101,820	101,820	
6		8,420	8,420	
7		1,740	1,740	
8		11,235	11,235	
9		14,145	14,145	
10		6,086,310	6,086,310	
11		6,126	6,126	
12		12,717	12,717	
13		4,410,400	4,410,400	
14		10,705,923	10,705,923	
15		75,000	75,000	
16		203,300	203,300	
17		28,360	28,360	
18		2,357,500	2,357,500	
19		97,000	97,000	
20		47,705	47,705	
21		9,082,500	9,082,500	
22				
23		12,139,000	12,139,000	
24		12,139,000	12,139,000	
25		7,398,070	7,398,070	
26		43,500	43,500	
27		7,441,570	7,441,570	
28				
29		60,000,000	60,000,000	
30		110,000,000	110,000,000	
31		120,890,950	120,890,950	
32		76,152,000	76,152,000	
33		197,042,950	197,042,950	
34				
		(40,134,447,313)	(40,134,447,313)	
		(38,719,631,576)	(38,719,631,576)	

償還期日が既に到来しているもので、内債の所有者に対して未払となつているものも現在償還に含めてある。  
 は、償還期日の到来したときに償還に計上している。  
 債は、発行期の法令又は慣習によるものが出来ることとなつており、沖繩復帰に伴う時効完成後の支払があつたため、償還額(計上)のため、償還額(償還)を示している。

59. 昭和49年度中の既償還未払額

(B) 外 債

名 称	番 号	年 度 首 現 在 額	発 行 額	償 還 額	額
英 債					
第一回四分利付英債公債	1	4,100			700
第二回四分利付英債公債	2	15,660			
第三回四分利付英債公債	3	3,017			
第四回四分利付英債公債	4	13,032			
第五回四分利付英債公債	5	101,820			
南滿州鉄道英債公債	6	0,420			
横濱市五分利付英債公債	7	1,740			
東京市五分利付英債公債	8	11,235			
六分利付英債公債	9	14,146			
第三回四分利付英債公債	10	6,086,310			
東京市五分利付英債公債	11	5,326			
五分利付英債公債	12	12,717			
昭和36年発行英債公債	13	4,410,400			
英 債 計	14	10,705,923			174,275
米 債					
米 債 計	15				
東洋拓殖六分利付米債社債	16	75,000			
六分半利付米債公債	17	203,300			
横浜市六分利付米債公債	18	28,360			
東京市五分半利付米債公債	19	2,357,500			
東洋拓殖五分半利付米債社債	20	97,000			
五分利付米債公債	21	47,705			
台湾電力五分半利付米債社債	22	9,082,500			
第二回産業投資米債公債	23	12,139,000			
米 債 計	24	12,601,805			2,162,382
仏 債					
仏 債 計	25				
四 分 利 付 仏 債 公 債	26	7,396,070			
仏 債 計	27	43,500			
仏 債 計	28	7,441,570			
ス イ ス 債					
ス イ ス 債 計	29				
産業投資スイス債公債	30	50,000,000			
第二回産業投資スイス債公債	31	60,000,000			
ス イ ス 債 計	32	110,000,000			
ド イ ツ 債					
ド イ ツ 債 計	33				
産業投資ドイツ債公債	34	130,890,950			
第二回産業投資ドイツ債公債	35	76,152,000			
ド イ ツ 債 計	36	197,042,950			
外 債 債 計 (邦債換算額)		(40,134,447,313)		(649,990)	(3,559,572,864)

(備考) 1. 内債の発行額及び償還額に、印は、発行取消非にその取消に伴う年次金の既償還額の取消額である。  
 2. 本表の既償還額には、償還期日にかかわらず内債の所有者に対する実際の支払額を計上した。従って、内債の償還額は、外債のうちに償還期日により元金償還額に超過するものがある。  
 3. 内債の元金の消滅時効は、国債ニ関スル法律(明治39年法律第84号)第9条の規定により内債は10年、外債は、時効完成額に、印は、大蔵省関係法令の整理に關する法律(昭和29年法律第121号)附則第3項第2号の規定に

を含む国債の名称別増減額

債

番 号	時 効 完 成 額	年 度 末 現 在 額	年 度 末 現 在 額 内 訳	
			既 償 還 未 払 額	現 存 回 債 額
1		21,400		
2		15,660		
3		3,017		
4		13,032		
5		101,680		
6		8,220		
7		1,740		
8		11,215		
9		14,045		
10		6,086,310		
11		4,426		
12		12,502		
13		4,238,400		
14		10,531,647		
15		74,000		
16		200,000		
17		28,360		
18		2,357,500		
19		97,000		
20		41,622,500		
21		9,082,500		
22		9,989,000		
23		10,440,422.50		
24		7,346,870		
25		43,500		
26		7,390,070		
27		50,000,000		
28		60,000,000		
29		110,000,000		
30		100,124,500		
31		69,112,000		
32		168,236,500		
33		332,172,281		(36,243,351,256)

還期日が既に到来しているもので、内債の所有者に対して未払となつているものも現在額に含まれては、償還期日の到来したときに償還に計上している。従って、内債の償還額は、外債のうちに償還期日により元金償還額に超過するものがある。  
 3. 内債の元金の消滅時効は、国債ニ関スル法律(明治39年法律第84号)第9条の規定により内債は10年、外債は、時効完成額に、印は、大蔵省関係法令の整理に關する法律(昭和29年法律第121号)附則第3項第2号の規定に

⑦ 本文79頁のUSCAR文書（旧日本軍使用地）英語原文

9-6760

CONFIDENTIAL

Rose/LB/79112

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
APO 331

SEP 19 1960

HORI-LL 000

SUBJECT: Former Japanese Military-Used Lands (U)

TO: Chief, Civil Affairs  
U. S. Army  
Washington 25, D. C.

1. (U) Reference your message, DA 510286, pertaining to the above subject.

2. (U) There are no records available showing the full extent of Japanese military-used lands. Information obtained from SCS officials during investigations indicates that it was the policy of the Japanese to purchase most of the land needed. However, during the war, and especially during 1944 and 1945, they used land through informal lease arrangements and paid rental. In other cases agreement was made to pay rental but no rental paid. In most cases they simply used the land with no rental payment or any agreement. Estimates for the majority of the areas so used were not available. The ownership and control of such land by the individual or municipality was recognized and the land was not taken into custody by the Ryukyuan Property Custodian.

3. (U) The extent of land used by the Japanese forces for direct military purposes for which they held or acquired ownership was approximately 3,000 acres. This land was taken into custody. Such land was used primarily for airfields, bomb storage areas, headquarters and barracks, firing ranges, radio stations, observation towers and a navy base. Part of this acreage was in the possession of and became property of the Japanese Government with promulgation of the Chinese Land Adjustment Law in April of 1899. This law established ownership of the land in the then occupant. The remainder of the land was purchased at various times from about 1919 through 1944.

4. (U) The specific land referred to in the press summary consists of approximately 350 acres, comprising 2 airfields in Ishigaki Shima, owned by the Japanese Government. The former owners, most of whom are presently farming the land under lease contracts, are asking for its return. In addition, former owners of two Japanese Government owned airfields in Miyako, consisting of approximately 110 acres, are asking for return of the land. This 110 acres is also being farmed under lease contracts. At present these four airfields comprise the only land for which the former owners are asking return. The Japanese Government

LAND. COMEBACK. OY

CONFIDENTIAL

Handwritten initials

CONFIDENTIAL

SECRET

Foreign Japanese Military-Used Land (1)

5. (I) Land for other airfields purchased by the Japanese Government during the war under similar circumstances, include one other airfield in Hiyoko and three in Okinawa Prefecture. The other airfield in Hiyoko consists of approximately 116 acres. A portion of this land, 15.43 acres, is a part of the airfield in Hiyoko now used by the U. S. Air Force. The balance of this land is also farmed under lease contracts. The three airfields in Okinawa Prefecture, consisting of approximately 400 acres, are the original Japanese airstrips for the 14, 15, 16, and 17th airfields. These original airstrips were all enlarged by the U. S. and are a part of the present U. S. installations.

6. (II) In addition to wartime purchases of land for airfields, the Japanese Government, in 1919, purchased approximately 1/3 acre in Ishigaki Shima for an airfield. This land is being farmed under lease contracts. In 1933 land for the original base airstrip, 400 acres, was purchased. This airfield was also enlarged by the U. S. and is a part of the present U. S. installation.

7. (C) As indicated in paragraph 4 above, the only land for which the Federal Reserve are now asking return is that comprising the airfields in Hiyoko and two airfields in Hiyoko. It is believed it would be of considerable benefit to the economy and certainly well received by the Government of the Ryukyu Islands and the local people if we could dispose of title to land now leased to individuals and organizations for businesses, homesites, and farms where it appears obvious that the land will not be required for use by the U. S. However, your office is aware of the opposition by the Japanese Government to the long-planned disposition of title to land in Hiyoko and the conditional nature, in spite of the fact that both the U. S. State and Defense Departments agree with the right of disposition. Although the circumstances concerning the purchase of land during the war in different than in Hiyoko, where the land has long been used by the Japanese Government, it is anticipated that the Japanese Government would offer opposition similar to that advanced toward disposition of title to their land in Hiyoko. Also, in the event we do dispose of title to Japanese land formerly used for military purposes which is not required for use by the U. S., it is expected that a problem will arise in connection with such land which is required and used by the U. S. The

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

REF ID: A66000

SUBJECT: Former Japanese Military-Used Lands (U)

Former owners will probably claim that they should also be permitted to reacquire their land. The U. S. pays no compensation for use of Japanese Government-owned land. In the event the former owners were permitted to reacquire such land, the U. S. would be subject to the payment of considerably more annual rental.

6. (U) The High Commissioner is fully aware of the desire of the former owners for return of the airfield land and also of the problems connected therewith. He has decided that no further plans for disposition of title to Japanese Government land should be considered until the planned disposition of such land in Eniwetok has been accomplished.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

Copy Furnished:  
CINCASAPAC Ft. Shafter  
Hawaii

KENNETH S. HITCH  
Lt. Col. AGC  
Administrative Officer



⑧ 宮古・石垣登記簿調査

旧軍白保飛行場登記簿調査 (H15. 5. 22) 集計 (県基地対策室調査)

1. 全 体

- (1) 契約年月日 昭和19年6月10日
- (2) 登記年月日 昭和19年11月15日～昭和20年11月24日
- (3) 筆 数 268筆
- (4) 面 積 80町9反8畝 (80.23ha)

2. 地目別

(1) 畑

- ア 筆 数 222筆
- イ 面 積 61町6反8畝10歩 (61.17ha)

(2) 原 野

- ア 筆 数 44筆
- イ 面 積 19町2反6畝22歩 (19.10ha)

(3) ため池

- ア 筆 数 1筆
- イ 面 積 2畝23歩 (2.74a)

(4) 墳墓地

- ア 筆 数 1筆
- イ 面 積 4歩 (0.13a)

3. 登記日別

(1) 昭和19年11月15日～昭和20年3月7日 (終戦前)

- ア 筆 数 161筆
- イ 面 積 57町7反9畝20歩 (57.31ha)

(2) 昭和20年11月5日～昭和20年11月24日 (終戦後)

- ア 筆 数 107筆
- イ 面 積 23町1反8畝10歩 (22.99ha)

4. 返還地 (経済命令4号による)

- (1) 契約年月日 昭和22年4月15日～8月8日
- (2) 登記年月日 昭和22年7月19日～10月13日
- (3) 筆 数 30筆
- (4) 面 積 10町6反1畝29歩 (10.52ha)

### 3. 契約日別

(1) 昭和18年5月10日

ア 筆 数 1筆

イ 面 積 2反3畝12歩 (0.23ha)

(2) 昭和18年10月1日～10月30日 (ほとんど10月10日)

ア 筆 数 811筆

イ 面 積 140町8反3畝17歩 (139.67ha)

(3) 昭和19年5月1日～10月10日

ア 筆 数 6筆

イ 面 積 8反7畝2歩 (0.86ha)

(4) 昭和20年12月7日

ア 筆 数 1筆

イ 面 積 1歩 (0.00ha)

(5) 保 存

ア 筆 数 26筆

イ 面 積 3町2反2畝1歩 (3.19ha)

### 4. 登記日別

(1) 昭和19年2月11日～20年2月23日 (終戦前)

ア 筆 数 768筆

イ 面 積 134町9反7畝21歩 (133.86ha)

(2) 昭和20年9月6日～21年1月14日 (終戦後)

ア 筆 数 77筆

イ 面 積 10町1反8畝22歩 (10.10ha)

旧海軍宮古飛行場登記簿調査 (H 15. 6. 12) 集計 (県基地対策室調査)

1. 全 体

- (1) 契約年月日 昭和18年 5月10日～昭和20年12月 7日  
 (2) 登記年月日 昭和19年 2月11日～昭和21年1月14日  
 (3) 筆 数 845筆  
 (4) 面 積 145町1反6畝 (143.96ha)

2. 地目別

(1) 宅 地

- ア 筆 数 136筆  
 イ 面 積 8町5反8畝14歩 ( 8.51ha)

(2) 郡村宅地

- ア 筆 数 6筆  
 イ 面 積 3反9畝18歩 ( 0.39ha)

(3) 学校敷地

- ア 筆 数 1筆  
 イ 面 積 3反5畝13歩 ( 0.35ha)

(4) 畑

- ア 筆 数 651筆  
 イ 面 積 126町5反3畝16歩 (125.48ha)

(5) ため池

- ア 筆 数 4筆  
 イ 面 積 1反3畝27歩 ( 0.14ha)

(6) 拝 所

- ア 筆 数 3筆  
 イ 面 積 1反5畝10歩 ( 0.15ha)

(7) 畑原野

- ア 筆 数 1筆  
 イ 面 積 1反7畝11歩 ( 0.17ha)

(8) 原 野

- ア 筆 数 35筆  
 イ 面 積 6町5反3畝12歩 ( 6.48ha)

(9) 山 林

- ア 筆 数 8筆  
 イ 面 積 2町2反7畝27歩 ( 2.26ha)

## 2. 旧軍飛行場用地問題 ・ 収集資料一覧

項目	著者、出所	題名	備考
. 歴史部門			
1) 旧軍用地の売買 関連資料		球第1616部隊経理部長が大浜村長に宛てた 「土地代価ノ支払ニ関スル件通牒」	
		『軍極秘』佐世保海軍建築部長が沖縄県知事に宛てた 「用地買収ノ件委託」	
		「土地売買価格評価調書」（昭和18年8月）	
		「小禄飛行場地上物件坪当り評価標準表」	
		佐建部長が佐経理部長に宛てた 「臨時資金前渡官吏任命ノ件照会」	
2) 旧軍用地の所有権確認文書		沖縄県経済部長が佐世保海軍施設部会計課長に宛てた 「土地代金支払促進ニ関スル件」	
		沖縄県の総務部長送信の「土地調査事務通牒」（1947年10月）	
		財政部長が首里市長に宛てた「旧日本飛行場敷地土地所有権申請」 宮古郡平良町長宛の通牒（昭和19年3月29日、海軍）の写し 土地返還証（八重山群島政府知事から仲宗根弘氏宛、他）	
沖縄戦関係資料閲覧室		第50飛行場大隊陣中日誌（昭和19.8）、 要塞建築勤務第7中隊陣中日誌（昭和20.2） 等	別途、資料目録作成
県、市町村史	県・市町村	『沖縄県史』、『那覇市史』、『那覇市概観』、『小禄村誌』、『佐敷町史』、『南大東村史』、『読谷村史』、『嘉手納町史』、『平良市史』、『上野村誌』、『下地町誌』、『白保村風土記』、『石垣市史』、『竹富町史』の中で沖縄戦に関連する必要箇所	関連部分複写
沖縄戦関連		沖縄戦研究（沖縄県教育委員会、1998年10月） 沖縄戦研究（沖縄県教育委員会、1999年2月）	
		空から見た沖縄戦（2000年1月） 沖縄方面陸軍作戦及び沖縄・台湾・硫黄島方面陸軍航空作戦 （飛行場建設関係経緯）	
	大田静男 石垣市総務部 市史編集課	『八重山の戦争』（南山舎、1999年6月） 平和祈念ガイドブック ひびけ平和の鐘（1996年）	
. 地主の要望			
	嘉手納・白保の地主会	旧軍飛行場用地問題の調査等に関する要請書 旧陸軍飛行場用地問題の概要について	11項目
	沖縄県基地対策室	沖縄県の旧軍飛行場の状況（平成15年12月作成）	
	那覇、読谷、宮古の地主会	旧軍飛行場用地問題についての各地地主会要望書の取りまとめについて（回答）	
	沖縄県知事公室長	「白保飛行場旧地主からの公開質問に対する回答」（『八重山毎日』（平成15年11月2日）、『沖縄タイムス』（平成15年11月18日、19日））	
	沖縄県基地対策室	旧軍飛行場用地問題が沖縄振興計画に盛り込まれた経緯に関する新聞記事や要請文、付帯決議等一式	
. 裁判記録（嘉手納訴訟等）			
裁判記録	嘉手納裁判	1審・2審・最高裁	冊子配付
1) 2審和解案		嘉手納裁判2審	
2) 嘉手納 白保要請等	嘉手納旧飛行場 権利獲得期成会	「旧日本軍用地に関する請願書」	
		同請願関連資料 1、土地代価の支払いに関する件通牒	
		2、和解勧告書	
		3、旧日本軍接收用地調査報告書（抜粋）	
		4、戦時補償特別措置法（抜粋）	
		5、判決要旨 同請願書の署名簿	
戦争・戦後補償裁判一覧表		孫振斗手帳裁判、 台湾人元軍属軍事郵便貯金時価支払請求訴訟、 千代田生命生保支払請求訴訟 等 計66	
. 法制度等			
1) 臨時資金調整法関連		同法解説・全文（昭和12年9月） 土地代金其他基地代償五千万円ヲ超過スル場合ニ於ケル大蔵大臣二報告ノ資料（昭和17年3月）	
		（略）陸軍の同法に関する「通牒」（昭和17年6月）	
		（略）同法に関して大蔵次官が陸軍次官に宛てた文書（昭和17年4月）	
		（略）同法第十條の二運用方針に関する要綱（昭和17年4月）	
2) 戦時補償特措法関連		（略）陸軍経理局長が大蔵国民貯蓄奨励局長に宛てた同法第十條の二施行に関する協力（昭和17年5月） 同法全文（昭和21年10月）	
3) 緊急開拓事業実施要領		第九十回帝國議會衆議院 戦時補償特別措置法案（政府提出）外五件 委員會議事録（速記）第一回 （同要領の概要、全文、同要領に関する通牒）	
4) 布令・布告		財産管理に関する布告（1945年）	
		通信事業（1954年）	
		琉球電力会社の設立（1954年）	
	沖縄県基地対策室	南部琉球軍政本部「軍用地の処分に関する件」（4号、6号、その資料） 沖縄県公文書館におけるUSCAR文書	

行政部門			
1. 戦後処理			
1) 対米請求権関連		対米請求権問題の背景と解決の経緯について	
	(社)対米請求権記録誌編集委員会	沖縄 対米請求権問題の記録(那覇出版、1994年3月)	
2) マラリア関連		八重山地域におけるマラリア犠牲者補償問題	
		マラリア問題の主要経緯	
		八重山地域マラリア慰籍事業進捗状況 副知事報告	
	沖縄県	『戦時中の八重山地域におけるマラリア犠牲者の実態』(平成4年2月)	
	沖縄県生活福祉部	『八重山地域の戦時中のマラリア犠牲者に関する実態調査報告書』(平成2年3月)	
		八重山平和祈念館のあらまし	
	八重山平和祈念館	「マラリア関係略年表」(平成14年3月)	
3) 対馬丸		対馬丸遭難学童遺族特別支出金支給事務について	
4) シベリア抑留者		平和祈念事業特別基金とは	
		平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年5月)慰労金の支給等について	
5) 質問主意書		旧軍飛行場用地問題関係質問主意書(平成11年度以降、同書の発言者は、上原康助氏、遠藤和良氏、白保台一氏)	
6) 大蔵報告	大蔵省	「沖縄における旧軍買収地について」衆議院予算委員会に提出した資料(昭和53年)	
7) 土地調査報告	沖縄県土地調査事務局	『沖縄の地籍調査』(1993年3月)	
	沖縄県基地対策室	「旧軍飛行場用地問題県外調査の結果について」(平成13年12月)	
8) 県外調査報告	沖縄県基地対策室	同事例に関する福岡空港地主組合の関係資料	
		田中防衛大学校教授に対するヒアリング。平成15年3月13日	県が実施
		田中宏巳『米議会図書館所蔵占領接収旧陸海軍資料総目録』	
9) 宮古・石垣登記簿調査	沖縄県基地対策室	旧軍白保飛行場、及び旧軍宮古飛行場の登記簿調査(平成15年6月集計)	
10) 国有財産	国有財産管理調査センター	国有地の有効活用による公的施設等の設置事例の調査研究(平成11年、平成13年)その他	
	国有財産管理調査センター	季報第38号(平成14年)	
	琉球政府八重山支庁総務課	旧日本軍が接収した土地に関する資料(石垣市)	
	沖縄県基地対策室	土地代金支払調書	
	財務省理財局国債課	大東亜戦争割引国庫債券・大東亜戦争特別国庫債券・大東亜戦争国庫債券の発行額等について	
	財務省理財局国債課	昭和十七年度発行国債 起債方法別 昭和十八年度発行国債 起債方法別 昭和十九年度発行国債 起債方法別	
	財務省理財局国債課	昭和47年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額 昭和48年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額 昭和49年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額	
地域事例		読谷村飛行場転用基本計画(昭和62年)	
郵便貯金		外国為替管理法(昭和16年4月11日) 昭和54年「(財)郵便貯金住宅等事業協会」	
		復帰10周年記念沖縄郵政事業史	
	(財)郵便貯金住宅等事業協会	(財)郵便貯金住宅等事業協会のご案内 『記念誌』(昭和54年5月)	
防衛研修所戦史室		沖縄飛行場資料(昭和19年9月1日)	
行政に関する法		国有財産法	
		農地法	
		普通財産取扱規則	
	沖縄県土地調査事務局	沖縄の地籍問題 - 経緯と現状 - (昭和50年3月)	
	沖縄県基地対策室	市町村別米軍基地・市町村別自衛隊基地(『沖縄の米軍及び自衛隊基地』2003年3月)	
その他		来問泰男「旧日本軍接収用地問題 - 宮古・石垣の場合」 (『沖縄タイムス』(1978年1月10日、以下6回連続))	

参考文献

布令・布告全4巻		アメリカの沖縄統治関係法規総覧(月刊 沖縄社 1983年5月)	
土地連・3巻	土地連	土地連30年のあゆみ 通史(1989年6月)・新聞収集編(1984年3月)・資料編(1985年8月)	

禁無断転載

**平成 15 年度 沖縄県受託事業  
旧軍飛行場用地問題調査・検討 報告書**

発 行 平成 1 6 年 3 月  
発行者 財団法人 南西地域産業活性化センター  
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 15 番 9 号  
(アルテビルディング那覇 2 階)  
電 話 ( 0 9 8 ) 8 6 1 - 2 1 8 0  
印 刷 沖縄県南風原町字兼城 2 7 0 - 1  
株式会社平山印刷